

604
107

内外市場に於ける本邦輸
出莫大小製品の取引状況
(上巻) 商工省商務局編

604-107
1200501531345



和五年三月

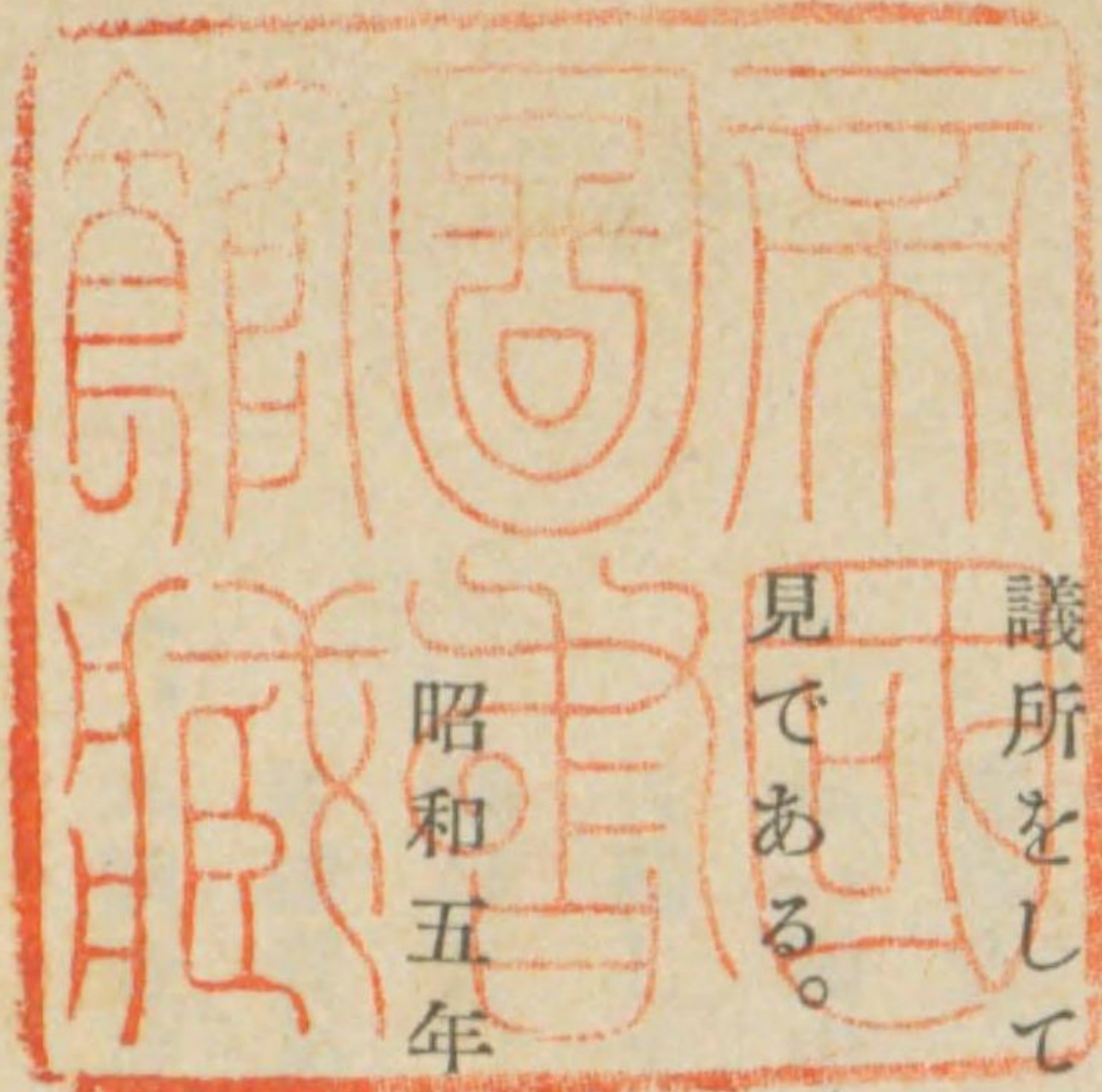
商工省商務局編纂

内外市場に於ける本邦輸出莫大小製品の取引状況

(上卷)

日本商工會議所

604-107



議所をして
見である。

昭和五年三月

本書は執務上の便宜と一般の参考に資せんが爲め編纂せられ日本商工會

議所をして刊行せしめたものである。本書中意見に亘るものは筆者の意

編者 寄贈本

商工省 商務局



寄領本

一、本書は第一編本邦に於ける輸出莫大小製品の生産並輸出状況、第二編内地市場に於ける本邦輸出莫大小製品の取引状況、第三編海外市場に於ける本邦莫大小製品の取引状況の三部より成り、第三編は都合上刊行を後日に譲つた。

一、第一編、第二編は、商工省商務局貿易課井上弘の調査報告に係るものであり、第三編は、當局に於て指定せる調査事項に基づいての海外に於ける貿易通信員、商品陳列所、商務官、領事の調査報告である。

一、第一編中生産状況に關しては工務局編纂「織物及莫大小に關する調査」に、輸出検査に關しては「輸出莫大小彙報」に負ふ處も多く、各種統計に就いては、商工統計、工場統計、會社統計、日本輸出莫大小工業組合聯合會發表の諸統計、大藏省編纂大日本外國貿易年表、大日本外國貿易月表、各税關發表の諸統計に據つた。

一、本調査は秘密に亘る事項及編纂の都合上省略訂正せるところも多い。

内外市場に於ける本邦輸出莫大小製品の取引状況 (上卷)

目次

第一編 本邦に於ける輸出莫大小製品の生産並輸出状況	一
第一章 概説	一
第二章 生産状況	五
一、生産の概要	五
二、生産組織	七
三、地方別生産状況	一三
四、種類別生産状況	一七
五、輸出検査統計より観たる莫大小製品	二〇
六、製造工程	二六
七、原料関係	二八

第三章 輸出狀況

- 一、輸出の概要……………三〇
- 二、種類別輸出状況……………四三
- 三、國別輸出状況……………四八
- 四、港別輸出状況……………六二

第二編 内地市場に於ける本邦輸出莫大小製品の取引状況

第一章 取引系統

七六

第二章 取引上の機關

八五

- 一、當業者間の團體……………八五
 - 同業組合(八六)——工業組合(八七)——日本輸出莫大小工業組合聯合會(八九)
 - 神戸貿易同業組合(九〇)——其他の團體(九〇)
- 二、輸出検査……………九一

輸出検査(九一)——検査の實際(九三)——検査基準(九五)——検査品の欠點
(九九)——税關構内検査(一〇一)

第三章 取引條件及商慣習

一〇二

- 一、取引單位……………一〇二
- 二、標準物及格付……………一〇二
- 三、輸出業者と製造業者との取引……………一〇三
- 四、在本邦外商との取引……………一〇七
- 五、製造業者又は輸出業者と海外輸入業者との取引……………一〇九
- 六、組合販賣部及産地問屋の取引……………一一一
- 七、其他の取引……………一二二
- 八、商館に於ける検査……………一一三
- 九、クレーム……………一一六
- 十、包装……………一一九

第四章 價格及其構成内容……………一二一

平均價格(一二一)——綿絲價格(一二五)——加工費(一二六)——運送關係諸費(一二七)——包裝費(一二九)——海上保險料(一三〇)

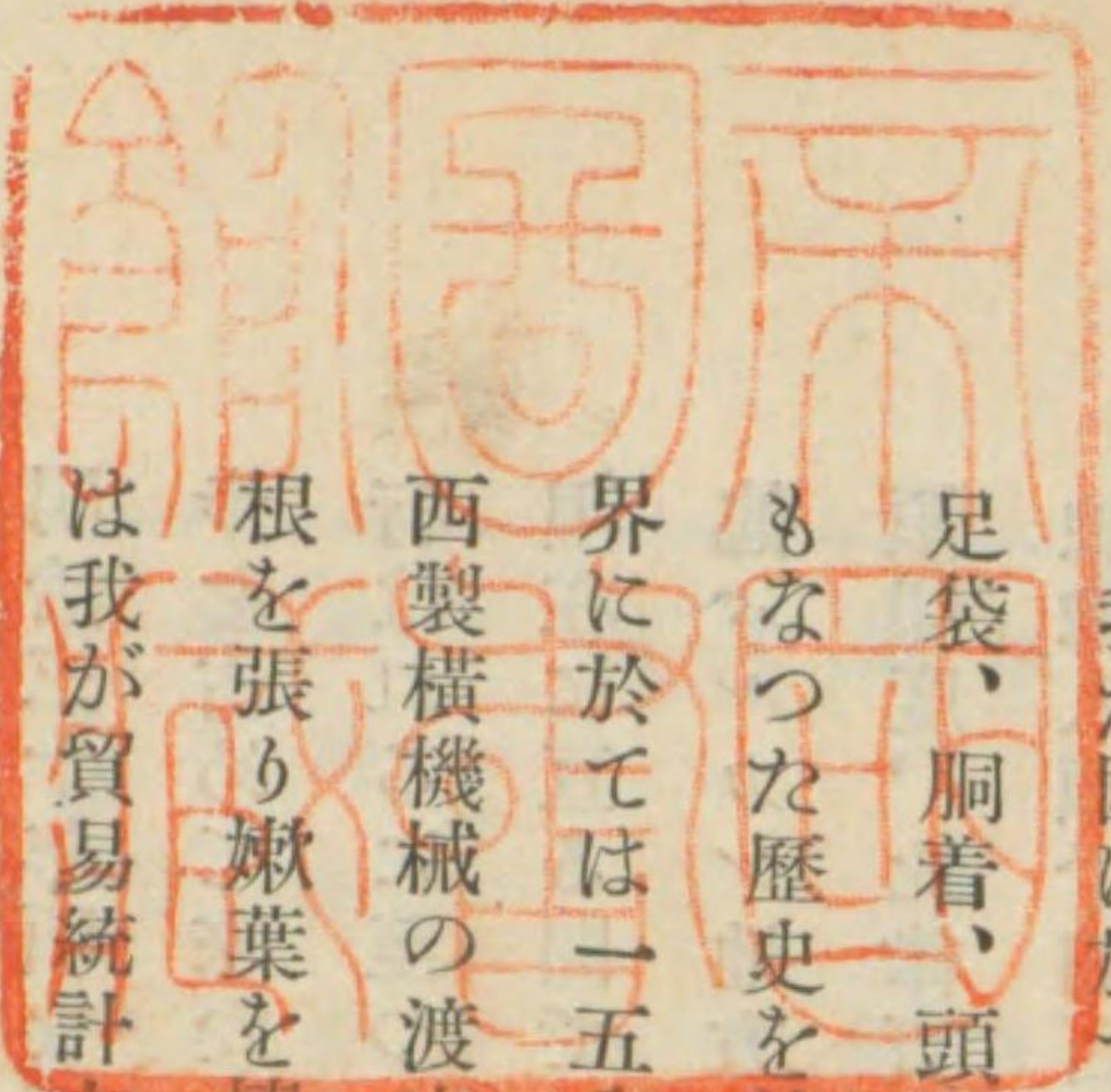
第五章 金 融……………一三三

第六章 運輸狀態……………一三六

第七章 倉 庫……………一三七

第一編 本邦に於ける輸出莫大小製品生産輸出狀況

第一章 概 説



我が國に於て莫大小なるものが用ひられ作られて來たのは既に徳川時代の中頃からのことである。足袋、胴着、頭巾、刀の柄袋等に作られて居り明治維新の際には俄に祿を離れた浪人の手内職の資ともなつた歴史を持つてゐる。併し近代的商品として機械生産に依る莫大小製品が出現して來たのは世界に於ては一五八九年英人ウィリアムリーの靴下編機械の發明に源を發し、本邦としては明治三年瑞西製機機械の渡來に始まる。そして幾多先人の努力により本邦の地に根付いた莫大小業は忽ちにして根を張り嫩葉を擡げ、早くも明治八年には靴下を同九年には腕貫を夫々支那へ輸出し、明治十一年には我が貿易統計上に綿莫大小肌衣が掲げられ續いて十三年には靴下及手袋の頃が現はれ駭々として勢を伸べて行つた。遂に昭和四年には輸出額三千六百七十萬圓に達し生糸、綿織物、絹織物、陶磁器に次いで本邦の輸出品中第五位を占めてゐる。

明治初年の文明開化の風は當時の本邦人の衣食住をして急速に改革し洋風化せしめて行つた、そして其の衣の方面の影響は毛織製品及莫大小の消費増加に他ならない。そこで一方莫大小工業が次第に

其の礎を固くして行く他面に先進諸國よりは莫大小製品が滔々として輸入されてゐたのである。併しそれはさう長い間のことでは無かつた。國內の莫大小工業の發達は漸次舶來品を驅逐してゆき現今ではもう輸入は一顧の意義もない小さな存在に過ぎない。

本邦莫大小製品の輸出のあとを辿つてみるに大體四つの期間に分けて觀られる。輸出が始つてから明治三十年頃までは支那輸出が基調となつてゐた。次の期間は大正中年頃に至る印度輸出が重要な地歩を占めて來た時代である。それに續いては歐洲大戰時代の好勢に乗じて英國其他と直接輸出が盛に行はれるに至つた頃で、南洋地方には確固な販途を開拓して行つた。最も近い期間は大戰終了後より現在に亘る間で、一面戰時中獲得した市場を確保しつゝ、東部南部西部等阿弗利加大陸全般に亘り其他バルカン地方南米諸國と廣く全世界に市場を見出しつゝある。現時本邦製品の顧客とする市場は英領印度、比律賓、英國、蘭領印度、埃及、南阿弗利加等であり、英領印度の如きは同國の莫大小製品總輸入額千四百五十萬留比の中約八割六歩の千二百五十一萬留比は *Made in Japan* の製品である。其他比律賓に於て、ケニアウガンダに於て支那に於て次表の様な割合を占めてゐる。本邦莫大小製品は現在にあつては實に其の堅牢と低廉とを以て世界の市場に搖ぎない地歩を占めてゐるものゝ如くである。

第一表 世界市場に於ける本邦莫大小製品

國名	年 度	種 目	單 位	對日輸入額	總輸入額	對日輸入額ノ比率
比 律 賓	一九二八年	肌 衣	千比	三、六五二	四、五〇〇	八一・一五%
英 領 印 度	一九二八—二九年	莫大小製品	千留比	一一、五一九	一四、五〇三	八六・三二
海峽植民地	一九二八年	肌 衣	千海峽弗	三七一	二、二九三	一六・一七
蘭 領 印 度	一九二八年	莫大小製品	千盾	二、二三六	四、一九四	五三・三一
埃 及	一九二八年	綿莫大小製品	千埃及磅	一二七	五九〇	二一・五二
濠 洲	一九二七—二八年	綿莫大小生地	磅	六七、六七五	一五六、六二五	四三・二〇
支 那	一九二八年	莫大小製品	千海關兩	一、五七七	二、八七五	五四・八五
英 國	一九二七年	綿 莫大小	千磅	三一四	二、六九九	一一・六三
ケニアウガンダ	一九二八年	莫大小類	磅	二八、四九〇	三六、四〇一	七八・二六
南 阿 聯 邦	一九二八年	綿 下 衣	千磅	一三六	一、〇二八	一三・二八
北 羅 德 希 亞	一九二七年	綿 莫大小	千磅	九	二四	三九・一三
南 羅 德 希 亞	一九二七年	肌 衣	千磅	三一	一一九	二六・二八

註 商工省貿易課編纂「本邦輸出貿易主要相手國に於ける本邦の地位」其他貿易通信員在外商品館等の報告より摘出

然しながら一方には獨逸、米國を始め數多の競争國が阿弗利加、中南米、近東等の地方に強國な勢力を持續してゐる。

第二表 主要諸國の莫大小輸出額

國名	單位	一九二八年		一九二七年		一九二六年	
		數量	價格	數量	價格	數量	價格
獨乙	(千封度)	八、三二五	二四、七五六 <small>千部</small>	九、八七〇	二七、〇九二 <small>千部</small>	一〇、三五五	三〇、四五二 <small>千部</small>
米國	—	—	二四、二五一	—	二三、三三九	—	二六、八六〇
日本	(綿莫大小肌衣) 千打	八、二二五	一二、七〇六	七、五三四	一一、八七九	五、九六一	一〇、八七四
致須國	(千封度)	一五、〇八〇	九、二〇〇	一四、四一八	七、八〇六	九、一九二	五、九七一
英國	(千打)	—	—	—	—	四、七八二	二〇、一五二

註 米國政府發行 (Commerce Year Book 1929) より抽出

また一方に例へば印度の如き、澎湃たる國民運動を背景として發達した其の莫大小工業は目下の處は未だ未だ問題外であるとするも其處に伸びんとする力の潜むのを見のがすことは出来ない。先人幾多の努力を以て現在の地歩を築き得た我が莫大小業は更にその日進月歩の道を極めなければならぬのである。

粗製濫造の聲は大正初期の好景氣の産物であつた。莫大小製品にしてもかなりこの聲を浴びたもの、様であつた。然しながらこの點に關しては幸にして當業者の自覺により、同業組合並に工業組合の努力により、また輸出検査の實施により今や其の聲を絶つたのは慶賀すべきことである。唯茲に遺憾なのは當業者間に所謂同志討が行はれ時に無謀なる値崩しが行なはれてゐるかに聞く事である。か

ゝる事態が自繩自縛にも均しく百害あつて一の利無きものであるのは自明の事であらう。一般經濟界の沈滞は莫大小業にも及んでゐよう。併し經營の上にも更に研究を深めて合理化の途はないであらうか。また廣く需要地の實情を極め新市場を開拓して輸出發展を圖るの方策はないであらうか。製造業者も輸出業者も自覺と自重を以て互に協和し自らの途を講ずるの要がある。

第二章 生産狀況

一、生産の概要

莫大小が本邦に於て機械工業的に生産されるに至つたのは明治初年以來のことであり、爾來國民間に洋服の普及せること、軍隊用として需要多かりしこと等の理由によりて次第に其の生産額を増加してゆき昭和三年に於ては六千五百七十五萬二千圓の産額に上つてゐる。本製品は其の性質生活必需品に屬し一般大衆の需要大なるものであるから景氣不景氣によつて多少の動搖はあることもあらうが生産額は累年相當多額になつてゐる。而して其の沿革を見るに内地向製品は軍需品が大部分を占めたる關係により西南之役、日清、日露兩役等戦亂のある毎に躍進的に生産額を増大して行つた跡歴然たるものがある。即ち商工統計に依れば明治三十九年にはまだ六百萬圓程度の生産あるに過ぎなかつたもの大正元年には千一百萬圓に上り、更に歐洲大戰時代の好況に當つて大正五年には五千四百萬圓に飛

躍し、其の前年大正四年に比し殆んど倍額の激増を示すに至つた。次いで大正八年には九千四百萬圓の記録を遺し夫れ以來關東地方に於ては大震災の影響により多少生産額の減退を示したこともあつたが其の後立直り大體に於てその好勢を持して最近に至つてゐる。最近二十年間の統計を擧げれば次の通りである。

第三表 累年莫大小生産額

	商工統計	工場統計
明治四十二年	四、四六九、九〇〇 _円	二、五一九、七六六 _円
明治四十三年	八、四一六、八三八	
明治四十四年	一〇、三二四、五二一	
大正元年	一一、四七四、五九八	
大正二年	一四、八四三、七三九	
大正三年	一三、七三二、九〇〇	八、九二二、一一〇
大正四年	二五、四一三、二三九	
大正五年	五四、二二八、八二〇	
大正六年	五一、二〇九、九八五	

大正七年	六八、五八九、八〇四	五八、八三二、九九九
大正八年	九四、一八九、七一三	四四、三六七、七九四
大正九年	五三、二八九、一九〇	四〇、〇九六、〇六〇
大正十年	六四、四九七、九九六	三八、八五五、二一三
大正十一年	五二、五三二、九六七(編立業)	四一、九三八、六九八
大正十二年	四七、二二八、七三六(編立業)	四九、〇八一、一二四
大正十三年	五四、三五〇、五九三(編立業)	四四、四七三、一八八
大正十四年	六二、二六一、五五一(編立業)	四五、三六六、五〇七
昭和元年	五五、〇五三、六六八	四六、八五三、四一四
昭和二年	六七、六〇三、三九二	五一、九四九、〇二四
昭和三年	六五、七五二、八九三	

註 工場統計は常時一日職工使用数五人以上の工場につきて編纂せられたものである。

二、生産組織

本邦に於ける莫大小工場はおよそ三十六府縣に亘つてゐる。

第四表 府縣別莫大小工場數

八
(昭和三年度末)

工場	工場統計		商工統計	
	工場數	従業員總數	製造場數	職工數
大阪府	七、七四七	二六六、五四二	一、八七一	一四、〇五五
東京府	七、〇五四	二一四、八〇二	六〇九	三、八七七
兵庫縣	二、九六六	一五九、七八一	二三七	三、一三二
愛知縣	五、六〇六	一七二、七五八	四二七	二、八四一
和歌山縣	六〇七	三一、八一五	八〇	九〇三
奈良縣	六四六	一三、一六五	八一	七三三
神奈川縣	七七七	五六、〇二五	四四	二二四
三重縣	九五五	四〇、七四一	二一	三三一
滋賀縣	四九九	二二、五八七	一二六	四三六
福岡縣	一、二四五	五六、〇七四	三四	三二六
計(其他を含む)	五五、九四八	二、一四四、四五四	三、五三〇	二六、八五八

第五表 職工數別莫大小工場數

莫大小編立
 總數
 五人以上 十人以上 十五人以上 三十人以上 五十人以上 百人未滿 以上
 (年末現在)

年 度	昭和三三年	昭和三二年	大正十三年
總數	二三三	二三八	一六六
五人以上	一五一	一五六	九〇
十人以上	四一	四四	四五
十五人以上	三三	二八	二二
三十人以上	七	六	四
五十人以上	一	二	三
百人未滿	一	二	二
以上	一	二	二

第六表 莫大小工場及職工從業者數

年 度	工場數	従業員		事務員	技術員	職		工		其他の從業者	
		總數	男			總數	男	總數	男	女	
昭和三三年	七四一	四四〇	一〇四	九八	五三	二三	二三				
昭和三二年	六八四	四〇〇	一〇六	八八	四四	二二	二四				
大正十三年	五二三	二八四	八八	七〇	三六	二八	一七				

(工場統計に據る)

昭和三年	昭和二年	大正十三年	莫大小製品
三三	三六	一六	
二、五八	二、九七	二、八三	
三	七〇	五三	
四八	五四	四九	
二、四三九	二、五二五	二、一六一	
九三	九七四	七九〇	
一、五二八	一、五五一	一、三七一	
三	四八	三三	
三	三六	二二	
三	三	一〇	
七	二	七	
七四二	七〇	五三	
一、五〇八五	一、四、七三	一、二、三六	
七四二	六七四	五三三	
七四二	六七四	五三三	

(工場統計に據る)

右の大工場についてみるに其約九割は大阪・東京・愛知等の少数府縣に集中されてゐる。概して莫大小工業は比較的小資本を以て小規模に營むことの出来るものであり、今のところ大資本化大經營化の傾き少く第五表を以て觀るも五人以上十人未滿の工場が最も多くなつてゐる次第であり、價額大ならざる手廻機械でも能く製造を爲すことの出来るもの故、需要のある處即ち斯業起り廣く各地方避遠の土地にも普及し得る性質を持つてゐる。併しまた一面には既に前表に明らかなる通り其の生産の大部分が僅少府縣に集中され、殊に輸出向製品には其の傾き強く、他の府縣にては夫々地方的需要を充すに過ぎない程度であるのは面白い現象でまた斯業の一特質を示すものである。即ち莫大小製品の製

造工程は其の製品が既に完成品たるが故に、千差萬別頗る複雑であり分業的方法によること大である。而も其の操作の複雑なる爲め一地方的需要に應ずるに留らず、更に廣き市場を相手にせんには一工場内に總てを整備することは困難であり、遂に是等の操作的分業は夫々獨立の専門的業者を形成して行つた。現下の莫大小業がかゝる専門的分業から成り立つてゐる事情にあつて夫れが其の附近に編立・起毛・染色・晒・裁縫等各種の分業的營業が存在し且下請的製造業者も時によりて容易に得らるるが如き地方に育まれてゆくのは當然なことであらう。經營の方面からしても原料の集散地か又は最も原料を得易き地方を求め、或は消費地を兼ねるか又は最も消費地に近き地方を希ふ。惟ふに原料たる綿糸毛糸等は主として工業地より産出されるものであり、完製品たる本製品の主要目標は消費者の集中する都會地である。遮莫都會地又は交通の便利なる地方が重要な舞臺となり、殊に文化交通商工業の中心地にして近くに貿易港を擁する大阪・愛知・東京・兵庫・神奈川の諸府縣に斯業の膨湃として隆盛なるはこの消息を明かに示すものである。更に交通の利便を假りて是等中心地の近縣に其の延長として斯業の興ることもあり、例へば和歌山の大阪に對する如きこの關係である。

前述の如く斯業には大資本を以て經營せるものは極めて少いが昭和三年に於て會社組織を以て經營するものは二〇〇に上る。二〇〇社中合資會社組織に依るもの壓倒的多數であつて一一二社を示してゐる。地方別に於ては前表と同傾向であり大阪・東京・愛知の順位で就中約半の八十八社は大阪府下に

あることになる。

第七表 莫大小工業會社表

年 度	社 數	出資額又ハ 公稱資本金	積立金	純益金	配當金	純損金
昭和三年	二〇〇	二〇、三八八、五三〇 ^円	六二八、三九六	五六三、三七〇	二八二、〇一〇	一、〇七六、九八五
昭和二年	一九六	一九、九二〇、〇〇〇	三九〇、〇四四	三一九、六九八	一四七、八一〇	一、六六六、九九〇
昭和元年	一五六	一九、一九四、九一三	三七九、三一三	三九〇、五七一	二〇五、〇一五	七二四、二四三

第八表 莫大小業會社表(昭和三年度) 其の二

	社 數	出資額又ハ 公稱資本金	拂込資本金	積立金	純益金	配當金	純損金
總計	二〇〇	二〇、三八八、五三〇 ^円	九、六一二、九二八	六二八、三九六	五六三、三七〇	二八二、〇一〇	一、〇七六、九八五
株式會社	四六	一五、六三四、〇〇〇	九、六一二、九二八	四五一、七八七	三八九、八六〇	一九九、六七五	五二二、一九一
合資會社	一一二	三、二八一、五三〇		八一、一八八	一二五、一四六	五七、九五五	五一九、六六三
合名會社	三二	一、四七三、〇〇〇		九五、四二一	四八、三六四	二四、三八〇	三四、一三一

第九表 莫大小業會社表(昭和三年度) 其の三

	社 數	出資額又ハ 公稱資本金	積立金	純益金	配當金	純損金
總計	二〇〇	二〇、三八八、五三〇 ^円	六二八、三九六	五六三、三七〇	二八二、〇一〇	一、〇七六、九八五
大阪府	八八	一〇、六八八、〇〇〇	四六一、四六四	四六二、二七八	二三七、八四五	七一六、三四一
東京府	四一	五、四四三、五三〇	七二、三八八	五七、四三二	三〇、二五〇	二〇四、六四八
愛知縣	二五	一、〇五七、〇〇〇	五五、三〇三	一四、五三五	五、九五五	三二、七七〇
兵庫縣	九	一、三二一、〇〇〇	四、一四五	一三、四六四	六、〇〇〇	九四、七六〇
和歌山縣	六	五二七、〇〇〇	五、〇〇〇	八、五二五	一、〇〇〇	一、九三六
神奈川縣	七	八一三、〇〇〇		三八八		一、七九三
其他	二四	五三九、〇〇〇	三〇、〇九六	六、三四八	一、〇〇五	二四、七三七

三、地方別生産状況

本邦に於ける莫大小の主たる産地は大阪府・兵庫縣・東京府・愛知縣・和歌山縣・奈良縣・三重縣・滋賀縣・埼玉縣・福岡縣・神奈川縣・京都府の諸府縣である。就中大阪・東京・愛知・兵庫の四府縣の産額を合すれば五千六百七十六萬九千圓となり、全國莫大小産額の八割六歩を占めてゐる。右の中大阪・兵庫は輸向莫大小の産多く東京愛知は内地物の産額の方が多い。

第十表 莫大小生産額表

一四

(單位円)

	商工統計			工場統計		
	昭和三年	昭和二年	昭和元年	昭和三年	昭和二年	昭和元年
總額	六五、七五二、八九九	六七、六〇三、三九三	五五、〇五三、六八八	四四、三〇〇、八〇〇	七、六四八、二〇四	三六、二八五、四六一
東京	一四、八一八、八三〇	二二、八五八、四四八	二二、九五五、七四四	九、四七一、五五六	七、四九三、五三七	八、五六七、九九三
大阪	三〇、六六八、〇三三	三五、九六六、九〇三	二五、一八七、八九六	二二、一三三、七五八	二、二七九、三七二	三、八四四、九四四
愛知	八、〇六六、六三九	六、九二二、六八六	七、七六二、八七二	四、五三六、二五五	一九八、六四四	一七、五〇八、八五五
兵庫	三、八一三、〇三〇	三、七二二、四八〇	二、五四四、九三三	二、六五五、二二六	四八一	二、二九四、五二四
和歌山	二、五二二、九四四	一、九九四、〇四三	六八一、五六五	八〇八、六八七	四三九〇、一六〇	三、八二四、九〇八
奈良	一、三三三、七三三	九三三、九七二	一、一八七、八一七	九三三、二五五	六二九、四〇九	五九七、九五二
三重	五六八、二三二	六六二、六九八	七八八、九九〇	六二八、八七三	四三、一二九	六〇五、二九四
滋賀	五八九、三七七	五二五、九八三	四七一、四六一	四六八、一六六	五〇七、四〇四	四四一、八八六
埼玉	五六六、七九六	四九五、九七六	三四三、六九〇	四七二、三三〇	四〇八、三〇〇	一四九、八〇〇
福岡	五九二、四〇四	四七九、六三五	四八三、一九〇	三二二、四七七	三二二、一九六	二六五、二四五
神奈川	五五九、九五三	四六四、四四〇	三五二、一五九	二六二、四八八	三三三、九九七	二〇〇、六二八
京都	三九六、〇三四	四〇九、七九八	二九七、二二八	七八九、七六八	六四、七八〇	三三三、六四四

註 商工統計は生地を含まず

大阪に於ては明治五年の頃より莫大小工業が起り、而もその地位關西商工業の中心をなし交通金融の利便頗るよく申分なき土地柄として莫大小は忽ち非常なる速力を以つて普及伸展し、明治七八年頃にして既に百餘名の當業者を算する盛況を示してゐた程である。昭和三年の生産額三千六十六萬八千圓であり全國生産額の四六・六%に達して居り、莫大小製造工業は府下北部海老江地方を始め市内諸所に散在し其の數夥しく、輸出莫大小に關係ある者のみにても二九八名に達する。

東京は本邦莫大小業の發祥地ともいふべく明治三年伊勢勝の莫大小機械購入に始まり爾來斯業に指を染むるもの少からず、且地方に對しては首府たる東京の名に依つて喜ばれて内地向製品の發展に目覺しいものがあつた。尙東京の製造業者は上等な品質のものを製造する者多く、従つて高級品多く値段も比較的高いものが多い、そして東京に於ける斯業の趨勢は大阪地方と類を異にし、後者の如く輸出開拓の方面に重要度少く、舶來品の輸入防遏の役割に於て頗る貢献するところがあつたと言ふことが出来る。

愛知縣に於ける莫大小業製品は靴下・肌衣等で、從來内地向のものが大部分を占めてゐたが近頃では漸次輸出向製品の割合を増加して來る傾向を示してゐる。斯業は明治中年に興り日清・日露兩戰役の刺戟によつて長足の進歩をしたもので、名古屋を中心として其の地位本州の中央に位し、交通の利便と動力及勞力の低廉と相俟つて發達し、近時名古屋市が商工業都市としての設備着々成らんとするに連

れて斯業もまた大に増進するの趨向にある。

兵庫縣下の製品は靴下が最も多い。本縣に莫大小業が入つて來たのは明治三十年の頃、印南郡の某が綿靴下の製造を開業し近隣青年子女を養成したのが嚆矢で、且たま／＼同地方は幡州縞の産地なるを以て綿糸の取扱には熟練してゐた故に、東幡一圓の村落に農家の副業として擴まつて行つたのとことである。輸出については支那印度向を主として八木式大橋式の二種あり何れも價格極めて低廉なるを特色とし、内地向にしては幡州の底厚ものとして定評がある。

和歌山縣の莫大小業は大正三年以來時局の刺戟をうけ財界好況時に勃興したものであり、殆んど生地を生産である。莫大小の都市大阪と海路又は南海電車により結ばれ相伴ひて發展し、更に生地のみならず自ら製品製造に手を染めんとする傾向も覗はれる。尙また莫大小製品の一種に目出帽なるものあり、大正九年頃より製編され都賀郡の特産で海外の需要も少くないと稱せられてゐる。

神奈川縣は數量に於てさのみ多額ではないが絹メリヤスの生産地として著名である。但し其の生産は凡そ二十年位以前よりのことであり靴下の産多く印度・南洋・中南米・其他に輸出されてゐる。輸出品の製造を目的として協同工場がある。

其他の諸府縣では夫々明治大正年間屢々の好景氣時に因を發して漸次大を加えて來たものであり、就中三重縣は四日市市外室山に伊藤莫大小株式會社が大正十年設立され英領印度其他南洋方面に巨額

の輸出をなし、奈良縣は北部櫻井地方に莫大小業盛にして大阪地方との關係密接なものあり、福岡縣は綿莫大小手袋の生産に見るべきものがある。

四、製品別生産狀況

莫大小製品の種類について觀るに本製品は日用品であり贅澤品ではない爲め綿莫大小が其の生産額からするも一番大である。即ち昭和三年には其の生産額四千六百三萬六千圓であり、莫大小總生産額の七割を占めてゐる。綿莫大小の主な産地は大阪・愛知・東京・兵庫・和歌山の諸府縣であり就中大阪府は二千六百五十二萬圓の産額を示し、斷然他の府縣を壓し殆んど全國綿莫大小製品の五割七分を産してゐる。綿莫大小に次いで毛又は毛綿莫大小、絹莫大小の産額が多さい。毛及毛綿莫大小は昭和三年に於て其の生産額一千七百九十九萬五千圓で主として東京大阪兩府に産せられる、製品は肌衣・靴下・手袋を始めジャケット・腹巻等である。絹莫大小は其の産額八十八萬一千圓、大阪の十九萬六千圓の産あるを最とし東京・兵庫是に次ぐ、往時は全産額の半を占めたのは神奈川縣であつたが近頃は大に其の率を減じてゐる。絹莫大小は靴下に製造せられる。綿、毛及毛綿、絹以外に人絹も近來研究されてゐるところで盛に使用され、従つて人絹莫大小も其の産額少なからず製品によつては絹莫大小を凌ぐものあり、靴下・手袋・肩掛其他諸種の製品に製造せられる。

第十一表 地方別品種別莫大小生産額(商工統計)

府 縣 名	年 度	綿 莫 大 小	毛 及 毛 綿 莫 大 小	絹 莫 大 小	其 他 莫 大 小
大 阪 府	昭和三年	二六、五二七、六七〇	三、七八三、四四一	一九六、八〇五	一六〇、〇八七
	昭和二年	二八、七一五、二〇七	六、四二六、〇〇六	五九五、一〇六	二三〇、五八三
	昭和元年	二一、〇八三、五七九	三、七二二、二八〇	三三三、五一〇	四八、五二七
東 京 府	昭和三年	四、九〇六、四九一	八、八〇六、六六五	一九一、三八四	二七七、二九〇
	昭和二年	四、六七六、二六四	七、五一〇、四五八	二一四、〇九五	四五七、六三一
	昭和元年	四、六九四、四二六	七、三三六、〇八八	一一〇、六六五	一五四、五四五
兵 庫 縣	昭和三年	二、五二八、〇〇〇	八九七、七九九	一九一、六五二	一九五、五七九
	昭和二年	二、八四二、七〇〇	七一一、八三八	一七一、二九八	四七、六四四
	昭和元年	一、六五七、二六四	七〇八、五六五	一五二、四六〇	六、六一三
愛 知 縣	昭和三年	五、三六二、六八二	二、七二九、六二一	一〇、二〇〇	四、一三六
	昭和二年	四、七七九、五三九	二、一〇〇、五九一	三一、八〇〇	七五六
	昭和元年	五、四九六、八〇三	一、七〇六、〇三〇	一〇一、九九六	四五八、〇四二
和 歌 山 縣	昭和三年	一、七七七、九一四	三七五、〇〇〇	—	—
	昭和二年	一、五四四、〇四三	四五〇、〇〇〇	—	—
	昭和元年	六、七四、五六五	七、〇〇〇	—	—

總 額	三 重 縣	神 奈 川 縣	昭 和 三 年	昭 和 二 年	昭 和 元 年	昭 和 三 年	昭 和 二 年	昭 和 元 年	昭 和 三 年
			一六六、一七六	一八五、五一七	一七一、四六〇	二六、八〇〇			
			六二、六〇〇	一三三、一六〇	八九、〇九八	一七九、五二二			
			六〇、六四五	四九、五二九	一三九、五三〇	一〇二、四五五			
			四八〇、八一五	六八、四〇五	一九、〇一二				
			五二〇、八六一	一〇七、八五四	三三、九八三				
			六八七、七七九	四四、六〇〇	五六、六一一				
			四六、〇三六、六三九	一七、九九五、八三三	八八一、八九六	八三八、五二五			
			四六、七五七、四六九	一八、五三二、五九三	一、二七七、九五七	一、〇三五、三七三			
			三八、四四二、五三〇	一四、七〇五、三四五	九八九、六七七	九一六、一一六			

製品の種類としては肌衣靴下、手袋さるまた等諸種があるが最も多いのは肌衣類である。次表に據るも肌衣靴下、手袋の順位にあり、何れにあつても綿莫大小の割合が一番多く、以上の三項目以外のものではさるまた等の額が多い。生地産も相當の額に上り大部分肌衣類の製造に供せられる。

第十二表 種類別莫大小生産額

(單位價額圓數量打)

種目	昭和三年	昭和二年	昭和元年	大正十四年	大正十三年	大正十二年	大正十一年
工場統計	七、六四八、〇〇四	八、五七五、九五三	八、一五二、三三三	六、二〇六、四三三	八、二五五、五七〇	八、六三六、五三九	六、六三六、四三九
生地及下	四、九八六、六六六	三、七五八、八三四	三、二七二、五九三	三、〇一九、二二七	二、五二八、九二七	二、五二五、八三三	一、九六三、一〇五
肌衣	三、六四八、九〇〇	三、三六二、六八八	三、三三九、九〇〇	三、三九〇、〇四〇	三、二八九、七八八	三、四九九、四九九	一、八〇〇、〇一七
ズボン	三、八八三、四〇六	三、三三二、八三六	二、五七九、八三四	二、二二一、七三三	二、三九一、八〇〇	一、四九二、一八八	一、一五七、七三六
靴	九、八五五、三三三	八、一七七、〇六七	六、九八三、〇七五	七、〇四九、八八二	六、五五二、三五六	三、六四五、三五六	三、四一三、八五六
サ	一、七三三、九八八	二、六六八、八七〇	一、二三三、一四四	一、一五八、二二五	八三〇、五七〇	八四〇、四四四	一九二、六三三
手	三、三三九、三三〇	九、六六八、八七〇	九、四一八、八三三	八、七五二、六四八	五、六六八、八三三	五、九六六、三九九	七、三六六、八三三
其	八、〇四一、三〇〇	一、四六六、〇二六	一、七四〇、五五五	一、三九六、九二二	一、六〇五、〇〇六	一、二二二、三九九	一、五〇三、五五九
商工統計	三、五九九、四九九	五、〇三三、九九三	五、〇一八、五九一	五、六六七、七九六	六、六五八、八九〇	三、四四〇、七三三	七、五〇三、四四五
肌衣及下	五、七一一、八五六	五、六〇九、一六三	四、二九五、七一九	四、〇七八、二七七	二、八四四、九八七	二、九一四、四四四	三、二三三、九二九
ズボン	三、六、八、九、四、六、二	四、〇、七、四、七、六、〇	三、二、九、五、四、六、七、九	三、〇、一、八、二、九、四、二	二、四、五、四、八、四、三	二、三、六、三、五、〇、〇	二、五、二、八、二、八、一
靴	六、〇、〇、六、四、九	五、〇、七、四、九、八、五	四、七、一、七、五、四、三	四、二、五、三、三、八、五	三、五、四、九、二、五	三、五、〇、〇、〇、六、六	七、〇、七、八、七、七、七
手	一、四、八、三、二、〇、六	一、二、六、五、一、三、〇、八	一、一、五、三、三、〇、一	一、〇、四、三、三、七、三	一、〇、三、二、七、〇、一	一、一、四、一、四、九、九	一、一、三、五、一、五、四、五
其	三、六、六、三、四、四	三、八、四、七、三、五、九	三、五、六、七、八、〇	二、八、六、八、五、四、四	三、〇、〇、三、七、七、〇	二、二、四、〇、八、六	二、九、三、三、七、四、一
其他	一、一、〇、三、九、〇、一	一、一、四、〇、四、八、一、五	八、一、三、三、九、〇、八	八、一、三、四、一、五、五	八、〇、〇、八、四、七、六	五、九、九、七、六、一	六、二、五、九、四、三、三

五、輸出検査統計より観たる莫大小製品

本邦に於ける莫大小の生産額並に其の分布状態については前数節に記述した處であるが、莫大小製品にあつては内地物として作られたるものと輸出向として製造せられたるものと其の當初に於て既に違ひがあるのである。本邦人と外國人との體格の相違により、其の形狀大きさに就いても内地向と輸出向とは異つてゐる。また品質に就いても、内地向は需要者の生活状態嗜好向の傾向上に依り高級品の需要が多いが、輸出向製品は近來では漸次高級品も其の割合を増して來たと云ふものゝ、まだ大勢は高級優雅と云ふより堅牢にして耐久性ある安價品の上にある。品物の上のみでなく製造操作に於ても取引系統に於ても種々異なる點が存する。以上の商工工場の兩統計は固より輸出向内地向の如何を問はない莫大小製品總體の數字である。輸出向莫大小製品のみの數字は精確に知るは難いが今是を覗ふため輸出莫大小工業組合聯合會の輸出検査統計に就いて観ることにする。昭和三年商工省訓令第十號重要輸出品取締規則により輸出検査をうけて合格したものでなければ輸出し得ないことになつてゐるから其の工業組合聯合會の検査統計は輸出莫大小製品の數字と見做すことを得よう。且輸出向製品は後述する如くに製造業者が見込生産によりストックと爲し置く事は無き故、其の期間に検査に提出されたものは多少の參差はありとは云へ、大體に於て其の期間に製造せられたものと見て大過なからう。但し検査統計と他の數字とを比較する場合には、互に統計素材を異にする事、殊に商工、工場等の統計は申告による數字であり、検査統計は聯合會に於て検査を行ひたる數字であり、また検査統計は再検査品見本検査品等も包含せらるゝことあり、其他種々なる技術的差異により相互數字符

合しない場合のあるもやむを得まい。

昭和四年中の検査總數量は千二百八十五萬一千打餘、前年昭和三年には一千一百七十五萬六千打餘であつた。昭和四年の統計に依れば肌衣は九百二十六萬六千打を占め即ち總検査數量の約七二%である。靴下は之に次いで三百二十六萬九千打、手袋も昭和四年中検査高三十二萬九千打である。肌衣手袋、靴下の何れにあつても綿莫大小の數が一番多い。其他の項に毛莫大小の多いのはこの項目中にはジャケット、腹巻が含まれ是等には毛莫大小であることが多いからである。検査統計には人絹莫大小が擧つてゐるが人絹莫大小は靴下手袋に用ひられるものが多く、人造絹糸の研究發達に伴ひ用途は擴大してゆくものと思はれるが、昭和四年には靴下五十三萬打あり靴下検査總額の一六%を占め、手袋は五千九百打手袋検査總額中一・八%に相當してゐる。

検査統計に依れば検査數量の數は大阪、兵庫、名古屋、東京、神戸、横濱各工業組合聯合會支部の順である。大阪支部の検査數量は昭和四年に一千九萬六千打、その九割は綿莫大小肌衣で是に次ぐのは綿莫大小靴下である。兵庫支部の検査數量は昭和四年に二百二十九萬打、幡但地方靴下主産地の中心に事務所を置く關係上検査數の九割五歩は綿莫大小の靴下であり百九十四萬打。尙この他には九萬打の人絹莫大小靴下がある。名古屋支部にて検査をなすは市内、縣下並に三重縣の製品で昭和四年には十五萬五千打に上り大部分は綿莫大小肌衣である。其他には綿莫大小の手袋、靴下等を見うける

が數量は大でない。東京支部にては靴下が最も多く昭和四年には總検査數十五萬五千打ありてその中七萬八千打が綿莫大小靴下で人絹莫大小靴下も四萬四千打からある。

第十三表 輸出莫大小検査施行數量 (一)

検査組合名	年度	總計	衣			手袋		
			絹	人絹	毛	絹	人絹	毛
検査總數	昭二 昭三 昭四	二、八五一、二一〇 二、七五六、五二六 二、〇三二、二五一	二、九四 二、九 二、九	六三、八八六 一三、五三〇 一、九六	一一、七四六 一〇、七三三 六、八六五	九、三二一、四四四 八、四三三、六五八 八、〇七九、五五五	一、六八 二、七〇 二、三三	五、九三三 六、三三九 八、九八八
大阪	昭二 昭三 昭四	一〇、一九六、〇〇四 九、三四六、八三七 八、二九二、二四四	三三三 三三三 三三三	六三、八三七 一三、四九五 一、九五七	八、六二七 八、九〇〇、二二七 八、三三九、八七八	八、九八一、五九四 七、九四八、一四六 七、九五一、三五五	一、四三 二、五五 二、〇七	五、九三三 六、三三九 八、九八二
東京	昭二 昭三 昭四	一、五五、三〇一 一、〇七、七三六 三〇、九三三	一四一 一四一 一四一	二、九三五 二、〇七五 一、四五五	七、三三四 六、七〇六 四、八五三	一〇、三三九 八、七九四 六、五九九	二、五五 二、五五 二、五五	一、九七七 一、六五七 一、三三八
横濱	昭二 昭三 昭四	六、二二〇 四、九七七 二、八八六	二二 二二 二二	三三 三三 三三	二、六七 二、六七 二、六七	一、九七 一、九七 一、九七	一〇〇 一〇〇 一〇〇	一〇〇 一〇〇 一〇〇
名古屋	昭二 昭三 昭四	一、五五、四九六 一、〇六、六九三 二、〇二、一八	一一 一一 一一	一、五四、三七四 一、〇四、九五九 一、九二、五四	一、五四、四三八 一、〇四、九八四 一、九二、八〇	一、五四、四三八 一、〇四、九八四 一、九二、八〇	一一 一一 一一	一、〇六 一、〇六 一、〇六
兵庫	昭二 昭三 昭四	二、二九六、八三三 二、二八、七三六 一、二五四、九〇八	一一 一一 一一	八八 八八 八八	五八、九九三 五八、九九三 五八、九九三	五八、〇八一 五八、〇八一 五八、〇八一	一一 一一 一一	二、三四九 二、三四九 二、三四九

(單位打、打未滿切捨)

検査組合名	年度	靴		下		其		他	
		人絹	毛	綿	合計	人絹	毛	綿	
神戸	昭三 昭四	四一、三三六 二八、四九四			三、九八〇 七、二〇三	二四八 二四八	三、九八〇 七、二〇三	七〇〇 一七六	七〇〇 一七六

輸出莫大小検査施行数量 (二)

検査組合名	年度	靴		下		其		他	
		人絹	毛	綿	合計	人絹	毛	綿	
大阪	昭二 昭三 昭四	二、六七〇 一、四八八 五、四八	三、七〇〇 三、三三三 五、一八七	二、七〇三、五二〇 二、七六四、一七一 一、七〇〇、六九六	三、七〇九、五五三 三、〇三三、二九七 一、八三二、三三四			二六、四〇〇 二四、七二二 二一、三六	九、三七七 六、九六九 一、二八一
東京	昭二 昭三 昭四	一、九五 四、一五 六、四	二、四〇、五五 二、四、四五 三、四、七四〇	六、四八、五三七 六、〇、五九五 五、二七、七六七	八、六七、九〇八 七、二〇、四六 六、一七、三三九			二五、四七三 一四、六八八 一〇、九四八	九、二六七 六、九三六 一、二六二
名古屋	昭二 昭三 昭四			一、四七九 七、三三 五、四	五、七二〇 四、六四四 二、八七七				
兵庫	昭二 昭三 昭四			三、〇九四 二、三、七三 一〇、七五四	二、八三五、四二三 二、二八、四〇七 一、一五四、五四一				

検査組合名	年度	靴		下		其		他	
		人絹	毛	綿	合計	人絹	毛	綿	
神戸	昭二 昭三 昭四	二、〇〇七 三、八九 七、八	一〇、九三二 一、九五	六、二五 六、八三 五、九九	二、七、四六〇 一〇、七五六 三、三六二			四、〇三三 一三、八〇三 四、〇三九	五 五 五

今検査数量の季節的変化を見るに輸出検査は概ね輸出の直前に行はるゝもの故一年に於ける波も輸出の夫れと頗る密接な關係にあり、次表の如く夏より秋にかけて膨脹し冬季には沈静を示してゐる。

第十四表 月別輸出莫大小検査施行数量 (昭和四年度)

月次	總數	肌		衣		手		袋		靴		下		其		他		
		人絹	毛	綿	合計	人絹	毛	綿	合計	人絹	毛	綿	合計	人絹	毛	綿		
一月	八六、〇三六	九、七七	二〇二	五六、八〇	九	一四	六、四三三	三四一九、四七六	二八九	二四〇、四五三							四九	四六二
二月	九五、四二五	六、二四	二三六	六九、八二五	八〇	二	五、七七	三三二、六三	五〇九	三三二、〇四一							一一九	二四四
三月	一、九〇、一〇三	四、三九七	四五七	八七九、〇四	七八		二、七三七	一一二八、九七〇	三六八	二五二、六四四							四八〇	二二六
四月	一、〇六、九四四	二、三四四	五一四	七九三、三三七	八四		一、八六四五	二六八、四五六	三三二	三三二、七三三							一〇	三九
五月	一、〇三、一〇五	一、五七七	一五八	八二、四一七	八六	三五	一、四、一一〇	二二五、三二八〇	一一、二九六	二二七、九九一							三四	八〇四
六月	一、〇九、六四三	三、〇五三	一三四	八四、三三九	一〇三	一六三	一、七、四三五	一〇〇、三九九四	一、〇四九	二二二、八四九							四〇	六〇四
七月	一、二六、三三七	三、九三	九二三	八三、七九八	三六	三、一六七	四、二、七三五	二五九、三六、四二〇	二、一〇〇	二〇八、六五三							五〇	七五四
八月	一、三四、七九六	二、五九四	三、五三五	八七、三三九六	八七	一、七四二、三、六九一	四、三、九七八	三九〇、四四〇、五七二	一、〇五〇	三三〇、八三三							八三	一、四四九
九月	一、一〇、六、五四九	三、一一〇	二、八七九	八四〇、三三〇	三	一、一、六〇二、三、六〇	四、二、九三二	五〇三、六九、四九三	一〇、五八九	二二五、三三五							一四〇	一、二八三

十月	九〇五、六五	一	三、五六	一、六六七	五八、七三七	一六	四四七	四、四一〇	二九、八五九	五、六六、八七九	三、〇二六	二〇一、一〇一	二、四	三、三五五	一、〇六一
十一月	九六、五四〇	一	五、三三〇	六八八	六〇、五九四	九	一〇六	一、六八四	二六、九六〇	二〇七、七三五	二、〇九六	二〇四、四〇〇	一	六	一、六六一
十二月	一、九三、四二三	一	二、八、一〇	五六六	八六、〇五三	一	一〇一、一〇七	一七、三三四	三五、八三、二九九	九七	二四三、五七二	一	五七	三〇一	六七

六、製造工程

輸出莫大小製品の製造工程としての第一歩は綿糸、羊毛糸、絹糸、人造絹糸からの編立に始まる。是等の糸を紡出するまでの操作は現在のところ夫々の紡績業者に属するもので莫大小業者には行はれてゐない。

肌衣の製造は糸繰、編立、起毛、水洗ひ晒し及染色、裁断、地縫ひ・衿廻り・衿飾り・釦穴かがり・釦穴・ゴム付等、アイロン或はプレッシュ、それから畳付、レッテル貼り、函入れ又は紙包み等の操作を経て出来上り品となる譯である。糸繰りは其れ以後の凡ての操作の基礎となるものでありこの操作が不完全なときには編立中に故障頻出して大なる損害を蒙ることがある。糸繰とは原糸を編立に都合よき様にスプールに巻き直す操作である。近時では莫大小業者が直にスプール又はトップにて糸を購入する場合が多い。

靴下の製造には糸繰、ゴム刺、編立、先かがり、イン付、染色、乾燥、プレッシュ及びスタンプ畳付レッテル、函入又は紙函の操作を経て出来上りとなる。ゴム刺は靴下の上部であり、先づこのゴムの部分を作つて是に糸を附し編立機械に懸けて機械を動かすのである。但し長靴下(ストッキング)はゴムを刺すことなく最初より器械にかけて編立をする。イン付は靴下の場合上部を折返して縫ふことで手がかがるものとオバラックミシンで縫付けるのとある。併し近時は是等の總ての操作を自働装置で織り上げる編立機械が専ら用ひられてゐる。染色は織上げて後に爲すものもあるが染糸を用ひるものの方が多し。柄は編立機械のスピード、連絡等の調整によつて織り出される。手袋は編立、起毛染色晒し、裁断、縫合、飾り、及びアイロン、畳付レッテル、函入の諸工程を経る。

如上の諸種莫大小製品の製造工程は大部分動力使用の機械を駆使して運行されて居り、今莫大小製造工場に於ける動力使用状態を見るに昭和二年工場統計に表れた莫大小製品製造工場六百八十四中動力を使用するもの五百二十一工場、編立工場二百三十八工場中原動機使用のもの二百二十一に達し即ち大方は原動力の使用により能率を増進してゐるところである。原動機の種類は種々あるが電動機を用ふるもの殆んど全部にして機数は製品工場に七百九十六臺(二千四百六十四馬力)、編立工場に於て二百五十六臺(七百七十三馬力)が使用されてゐる。

第十五表 原動機數及實馬力數 (昭和三年度)

工場別	工場數	内原動力使用工場數		蒸汽機關		石油機關		タービン機關		日末型水車		電動機	
		機數	實馬力	機數	實馬力	機數	實馬力	機數	實馬力	機數	實馬力		
莫大小編立	二二三	二二八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二六二	八五三
莫大小製品	七四一	五六〇	四	一三八	一	一〇	二	一	—	二八二	二〇〇三	—	—

莫大小製品の原料は綿糸、毛糸、絹糸、人造絹糸である。

莫大小製品中大部分を占める綿ものについて観れば莫大小に使用すべき綿糸は撚の弱き糸が最も適したものとされてゐるのであるが、現在のところ我國では紡績會社で特に莫大小用の原糸を紡出してゐるものは無い。紡績業乃至綿織物業が經濟上堂々たる地歩を占めてゐるに比し莫大小業は未だ大工業を去ること遠く、綿糸消費數量よりみるもさのみ大とは云ひ難い程度にあるために由るものか未だ莫大小用原糸の特製されることなき爲め、莫大小業者は通常紡績糸を購入し是を若干使用に適當なるまで撚りを戻して使用するか、然らざれば紡績綿糸中の撚りの弱きものを選んで其の儘使用に充つるかするより他途はない。爲めに幾多の不便を包藏して居り莫大小用原糸の紡出は久しく斯業に要望される處である。原料綿糸は大部分内地品で海外から輸入される場合は極めて稀である。併し糸價の變動等採算關係によりては多少の輸入あることもある。輸入されるものは支那からの太番手、英國よりの細番手（一〇〇手、一二〇手位）である。莫大小に用ひられる綿糸の番手は肌衣には二十番手から六十番手位のもものが最も多いが時には八手、十手位のものや又は百番手以上の細番手のもの等も用ひられる。靴下には二〇番手位のもの多くまた十三四番手位のものも相當に使用されてゐる。

莫大小業者が其の原料たる綿糸を購入するには直接紡績會社と取引を結ぶものと綿糸問屋を間に介

んで購買を爲すと二途があるが、直接に紡績會社と取引ある者は全く無い。莫大小業の經濟上の地位は有力とまでに至らず尙工業全體より見る時莫大小業者が豊富なる資力を有するものとは爲し難いところで、のみならず綿糸の如きは從來の取引上の慣習もあり紡績業者が直接他の需要者と取引をなすことは稀であり、綿糸問屋を仲介としてなされるものである。是は綿糸のみでなく毛糸其他の場合についても略々同様の事情があるのを見る。

莫大小業者が綿糸問屋に注文を發する場合もあれば綿糸問屋から注文取りに歴訪して來る場合もある。綿糸問屋と莫大小業者との取引は現今にては現金制度又は是に準ずる制度を以て代金決済され特に支拂の便宜上翌日拂を以て受拂せられる。また取引者相互間の信用關係によつて一週間乃至十日位の猶豫のあることもあるが一週間十日の長期に亘るのは例外に屬すると云ふ。

毛糸絹糸にあつても直接に製糸會社と取引あるものは稀少であり、糸問屋の手を経る。是等の原料を海外に仰ぐ場合にも總て輸入糸問屋の手を経てゐる。絹糸は二〇〇デニールのもの最も使用範圍多く、次いで一二〇、一五〇、二五〇、三〇〇程度のデニールものが相當に需要されてゐる。靴下の様な製品には踵、脛、爪先等部分部分によつて糸の太さを異にするものであるから種々のデニールが必要されてゐる次第である。

毛莫大小の原料である羊毛は内地製の糸としては日本毛織株式會社其他にて紡績せられてゐるが、

是だけでは其の數量微々としたもので到底需要に應じることが出来ないので、年々多額の毛糸が英佛獨等より輸入されてゐる。太さは三十二番手の双子、二〇手の双子及び二〇手、二四手の三合等のところが輸出向製造に多く使用される。是等の毛糸は内地ものと輸入ものとを問はず六十日拂約手決済で毛糸問屋と取引される。

其他鈕釦、縫糸、額巾、縁布等の附屬品たる材料は、種類頗る雜多に上り且所要數量も不定且少額宛である性質のものであるから大量の購入は行はれず、夫々専門の附屬品問屋があつて製造業者は其等と取引してゐるのである。

第三章 輸出狀況

一、輸出の概要

本邦莫大小製品の海外輸出は明治初年の頃大阪商人が靴下、腕貫、龜甲首巻、半股引、肌衣等の少數の製品を支那方面に輸出したのを嚆矢として神戸の華商又は大阪川口商人の手を通じて追々發展の緒についたものである。超えて明治十一年には千四百七十四打二千百五十二圓と註せられて綿莫大小肌衣なる項目が我が貿易統計に表はれることゝなつた。明治初年に種蒔きせられた本邦の莫大小工業が一方には國內に於ける販路の普及に力を注ぎつゝ一方には數年にして輸出するだけの製造をなし得

たことは偉とすべく、よしやそれが僅少製品が半ば試験的に在留外商の手によつて溢出したに過ぎない状態にあつたものとしても當時としては息むを得ない事であつた。そして一方に於てはどん／＼英米等の先進國から高級製品が流入して來てゐた。併し其の後程なくして輸出額の増加と反比例して輸入高の減少を示してゐる。明治十一年には輸出二千圓に對し莫大小製品類で輸入されたものは十二萬三千圓餘、即ち輸入は輸出の五十七倍強と云ふ巨差を示してゐたが忽ちに其の差は縮められ明治二十年には輸入は輸出の僅か二倍と云ふ記録を残し、明治二十五年に至るや輸出七萬四千圓輸入九萬三千圓を示し輸入は僅か二割を輸するに過ぎなくなり、更に翌二十六年輸出は前年より二倍半の飛躍をなして十九萬圓臺となり、反之輸入は九萬四千圓を示したに止まり輸出超過約十割を示した。以來時の經濟上の状態により輸入が輸出を超えた年も若干あつたとは云へ年々歳々輸出率の増進せるは蔽ふべくもなく、輸入は微々として振はず大正九年以後は貿易統計上僅かに肌衣の項に莫大小製品あるべきを推するに過ぎなくなり、それも最近昭和四年に於ては十七萬九千九百圓を示し同年の莫大小輸出額三千六百七十萬圓に比しては千分の五に當り本邦の莫大小業を論ずるに際して重要視する必要もなき状態にある。

第十六表 累年莫大小製品輸出額 其の一

年 度	莫大小製品	總額ニ對スル千分比	莫大小生地	總額ニ對スル千分比	本邦總輸出額
明治十年	二、一五二	〇・〇七			二二、三四八
十一年	九二五	〇・〇三			二五、九八八
十二年	一二、六八八	〇・四二			二八、一七五
十三年	八、九二三	〇・二五			三一、〇五八
十四年	九、〇八〇	〇・二三			三七、七二一
十五年	七、八八九	〇・一九			三六、二六八
十六年	一八、一九七	〇・五三			三三、八七一
十七年	一八、五五八	〇・四九			三七、一四六
十八年	一三、四六四	〇・二七			四八、八七六
十九年	一〇、〇四〇	〇・一九			五二、四〇七
二十年	三五、二五六	〇・五三			六五、七〇五
二十一年	四〇、〇五三	〇・五七			七〇、〇六〇
二十二年	五四、二九四	〇・九五			五六、六〇三
二十三年	五五、六二六	〇・六九			七九、五二七
二十四年	七四、三七七	〇・八一			九一、一〇二
二十五年	一九二、三〇五	二・一四			八九、七一二
二十六年					

年 度	莫大小製品	總額ニ對スル千分比	莫大小生地	總額ニ對スル千分比	本邦總輸出額
二十七年	一八八、二一七	一・六六			一一三、二四六
二十八年	一六六、七九四	一・二二			一三六、一一二
二十九年	一八四、五八七	一・五六			一一七、八四二
三十年	一二六、二一八	〇・七七			一六三、一三五
三十一年	二〇六、四三二	一・二四			一六五、七五三
三十二年	三五三、〇五六	一・六四			二一四、九二九
三十三年	三六九、八三四	一・八〇			二〇四、四二九
三十四年	四四九、七三二	一・七八			二五二、三四九
三十五年	四九七、六五六	一・九二			二五八、三〇三
三十六年	九八七、〇五六	三・四〇			二八九、五〇三
三十七年	一、七五七、九七一	五・五〇			三一九、二六〇
三十八年	二、〇六九、二〇五	六・四三			三二一、五三三
三十九年	三、二〇七、六三七	七・五六			四二二、七五四
四十年	四、三三二、五六八	一〇・〇一			四三二、四一二
四十一年	三、七九四、七〇四	一〇・〇三			三七八、二四五
四十二年	四、五二〇、七七五	一〇・九四			四一三、一一二
四十三年	七、〇二二、九一三	一五・三一			四五八、四二八
四十四年	六、七九三、七五三	一五・一八			四四七、四三三

大正元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年	昭和二年	三年	四年
八、九八四、六八〇	一〇、八六一、六五一	一〇、三〇九、七〇九	一二、三六三、〇九二	三三、九四五、三五二	二七、二六五、四五五	三二、二九八、二三八	三九、〇七〇、八六四	三六、〇四三、六七七	一一、八九一、八四〇	一七、六六六、九五三	一一、二〇五、七三八	二二、〇二〇、四六〇	三〇、九九九、一三三	二六、〇〇八、八七七	二九、〇五七、一三一	三三、三〇一、四七一	三六、七一、四七三
一七〇四	一七〇四	一七〇四	一七〇四	一七〇四	一七〇四	一七〇四	一七〇四	一七〇四	一七〇四	一七〇四	一七〇四	一七〇四	一七〇四	一七〇四	一七〇四	一七〇四	一七〇四
九六、九九四	九六、九九四	九六、九九四	九六、九九四	九六、九九四	九六、九九四	九六、九九四	九六、九九四	九六、九九四	九六、九九四	九六、九九四	九六、九九四	九六、九九四	九六、九九四	九六、九九四	九六、九九四	九六、九九四	九六、九九四
一〇九、七五三	一〇九、七五三	一〇九、七五三	一〇九、七五三	一〇九、七五三	一〇九、七五三	一〇九、七五三	一〇九、七五三	一〇九、七五三	一〇九、七五三	一〇九、七五三	一〇九、七五三	一〇九、七五三	一〇九、七五三	一〇九、七五三	一〇九、七五三	一〇九、七五三	一〇九、七五三
四一五、〇六二	四一五、〇六二	四一五、〇六二	四一五、〇六二	四一五、〇六二	四一五、〇六二	四一五、〇六二	四一五、〇六二	四一五、〇六二	四一五、〇六二	四一五、〇六二	四一五、〇六二	四一五、〇六二	四一五、〇六二	四一五、〇六二	四一五、〇六二	四一五、〇六二	四一五、〇六二
六三三、七八一	六三三、七八一	六三三、七八一	六三三、七八一	六三三、七八一	六三三、七八一	六三三、七八一	六三三、七八一	六三三、七八一	六三三、七八一	六三三、七八一	六三三、七八一	六三三、七八一	六三三、七八一	六三三、七八一	六三三、七八一	六三三、七八一	六三三、七八一
一、三五六、六〇三	一、三五六、六〇三	一、三五六、六〇三	一、三五六、六〇三	一、三五六、六〇三	一、三五六、六〇三	一、三五六、六〇三	一、三五六、六〇三	一、三五六、六〇三	一、三五六、六〇三	一、三五六、六〇三	一、三五六、六〇三	一、三五六、六〇三	一、三五六、六〇三	一、三五六、六〇三	一、三五六、六〇三	一、三五六、六〇三	一、三五六、六〇三
八九二、六一三	八九二、六一三	八九二、六一三	八九二、六一三	八九二、六一三	八九二、六一三	八九二、六一三	八九二、六一三	八九二、六一三	八九二、六一三	八九二、六一三	八九二、六一三	八九二、六一三	八九二、六一三	八九二、六一三	八九二、六一三	八九二、六一三	八九二、六一三
一、三二八、八二四	一、三二八、八二四	一、三二八、八二四	一、三二八、八二四	一、三二八、八二四	一、三二八、八二四	一、三二八、八二四	一、三二八、八二四	一、三二八、八二四	一、三二八、八二四	一、三二八、八二四	一、三二八、八二四	一、三二八、八二四	一、三二八、八二四	一、三二八、八二四	一、三二八、八二四	一、三二八、八二四	一、三二八、八二四
一、四八、一六八三	一、四八、一六八三	一、四八、一六八三	一、四八、一六八三	一、四八、一六八三	一、四八、一六八三	一、四八、一六八三	一、四八、一六八三	一、四八、一六八三	一、四八、一六八三	一、四八、一六八三	一、四八、一六八三	一、四八、一六八三	一、四八、一六八三	一、四八、一六八三	一、四八、一六八三	一、四八、一六八三	一、四八、一六八三
九二四、八一三	九二四、八一三	九二四、八一三	九二四、八一三	九二四、八一三	九二四、八一三	九二四、八一三	九二四、八一三	九二四、八一三	九二四、八一三	九二四、八一三	九二四、八一三	九二四、八一三	九二四、八一三	九二四、八一三	九二四、八一三	九二四、八一三	九二四、八一三
五二二、五二七	五二二、五二七	五二二、五二七	五二二、五二七	五二二、五二七	五二二、五二七	五二二、五二七	五二二、五二七	五二二、五二七	五二二、五二七	五二二、五二七	五二二、五二七	五二二、五二七	五二二、五二七	五二二、五二七	五二二、五二七	五二二、五二七	五二二、五二七
〇・六三	〇・六三	〇・六三	〇・六三	〇・六三	〇・六三	〇・六三	〇・六三	〇・六三	〇・六三	〇・六三	〇・六三	〇・六三	〇・六三	〇・六三	〇・六三	〇・六三	〇・六三
〇・八一	〇・八一	〇・八一	〇・八一	〇・八一	〇・八一	〇・八一	〇・八一	〇・八一	〇・八一	〇・八一	〇・八一	〇・八一	〇・八一	〇・八一	〇・八一	〇・八一	〇・八一
〇・九九	〇・九九	〇・九九	〇・九九	〇・九九	〇・九九	〇・九九	〇・九九	〇・九九	〇・九九	〇・九九	〇・九九	〇・九九	〇・九九	〇・九九	〇・九九	〇・九九	〇・九九
一・四〇	一・四〇	一・四〇	一・四〇	一・四〇	一・四〇	一・四〇	一・四〇	一・四〇	一・四〇	一・四〇	一・四〇	一・四〇	一・四〇	一・四〇	一・四〇	一・四〇	一・四〇
一・四三	一・四三	一・四三	一・四三	一・四三	一・四三	一・四三	一・四三	一・四三	一・四三	一・四三	一・四三	一・四三	一・四三	一・四三	一・四三	一・四三	一・四三
〇・五一	〇・五一	〇・五一	〇・五一	〇・五一	〇・五一	〇・五一	〇・五一	〇・五一	〇・五一	〇・五一	〇・五一	〇・五一	〇・五一	〇・五一	〇・五一	〇・五一	〇・五一
一、九七一、九五五	一、九七一、九五五	一、九七一、九五五	一、九七一、九五五	一、九七一、九五五	一、九七一、九五五	一、九七一、九五五	一、九七一、九五五	一、九七一、九五五	一、九七一、九五五	一、九七一、九五五	一、九七一、九五五	一、九七一、九五五	一、九七一、九五五	一、九七一、九五五	一、九七一、九五五	一、九七一、九五五	一、九七一、九五五
二、一四八、六一八	二、一四八、六一八	二、一四八、六一八	二、一四八、六一八	二、一四八、六一八	二、一四八、六一八	二、一四八、六一八	二、一四八、六一八	二、一四八、六一八	二、一四八、六一八	二、一四八、六一八	二、一四八、六一八	二、一四八、六一八	二、一四八、六一八	二、一四八、六一八	二、一四八、六一八	二、一四八、六一八	二、一四八、六一八

第十七表 累年莫大小製品輸出額 其の二

註 一、本表ハ大藏省發表貿易統計中、綿英大小肌衣莫大小製手袋、同靴下、同さるまたノ四項ヲ合計シタルモノナリ
 二、但シ大正五年以前ハ手袋及靴下ノ項ニハ莫大小製以外ノモノヲモ含ミ且さるまたノ項ヲ缺ク

年 度	大 藏 省 統 計		日 本 輸 出 莫 小 工 業 組 合 聯 合 會 統 計	
	數	價 額	數	價 額
大正八年	七、八六三、七九七	三九、〇七〇、八六四	八、五六〇、七六四	四〇、八六六、〇四八
同 九 年	六、一七二、八八四	三六、〇四三、六七七	六、九三〇、二七一	四二、六〇九、五七八
同 十 年	三、一四六、七一〇	一一、八九一、八四〇	三、一四九、五八二	一三、二三三、五六六
同 十 一 年	四、四〇一、一二九	一七、六六六、九五三	四、六四八、五一三	一九、〇二六、〇〇二
同 十 二 年	五、八一六、八四五	二一、二〇五、七三八	六、〇四八、一一六	二一、二四三、三三三
同 十 三 年	五、七九一、四二七	二二、〇二〇、四六〇	六、三〇九、一二七	二三、四二六、四五二
同 十 四 年	七、五七七、二五八	三〇、九九九、一三三	八、二八七、七一二	三一、二八二、一七五
同 十 五 年	七、五八一、〇九六	二六、〇〇八、八七七	八、五七五、〇二九	二八、四五七、二四〇
昭和元年	九、五七四、〇一四	二九、〇五七、一三一	一〇、二一四、四五八	二九、七四四、四一三
同 二 年	一一、三九九、五六三	三三、三〇一、四七一	一一、六二八、六〇七	三二、一七八、八七四
同 三 年	一二、三二七、五五五	三六、七一、四七三	一二、七三六、八〇六	三六、三六二、三〇七

註 大藏省統計ハ帝國貿易月表ニ據リ日本輸出莫大小工業組合聯合會統計ハ輸出莫大小彙報ニ據ル

第十八表 累年莫大小製品輸入額

年次	額	輸出を1、0とす る指数	年次	額	輸出を1、0とす る指数
明治元年	七二、三八六	100	十七年	五五、五〇八	三〇五
同 二年	一五三、七三三	100	同 十八年	九三、八四〇	五〇六
同 三年	一〇〇、五二一	100	同 十九年	一〇九、八四七	八〇一
同 四年	八四、八六〇	100	同 二十年	二〇五、四六二	二〇五
同 五年	二〇一、七六五	100	同 二十一年	一四七、七二九	四〇一
同 六年	八五九、八二四	100	同 二十二年	一四四、四八七	三六〇
同 七年	二二六、九九一	100	同 二十三年	一六一、五二九	二九〇
同 八年	八九〇、三八	100	同 二十四年	一三五、〇五五	二四二
同 九年	七五、七八四	100	同 二十五年	九三、二一九	一二四
同 十年	一〇九、七六二	100	同 二十六年	九四、二一八	〇四八
同 十一年	一二三、八四一	100	同 二十七年	七四、三六七	〇三九
同 十二年	三三〇、九一	100	同 二十八年	一四七、七六四	〇八八
同 十三年	六六、五〇二	100	同 二十九年	二一六、〇九九	一〇一七
同 十四年	六一、一一〇	100	同 三十年	一八二、八七八	一四四
同 十五年	六七、四二八	100	同 三十一年	二一九、〇六七	一四七
同 十六年	八三、八三三	100	同 三十二年	二三六、六五六	〇六七

年次	額	輸出を1、0とす る指数	年次	額	輸出を1、0とす る指数
同 三十三年	四一四、八四四	一一二	同 四年	八〇、一七九	100
同 三十四年	三七〇、九九一	〇八〇	同 五年	一六六、五七九	100
同 三十五年	二二六、九〇九	〇四五	同 六年	二二三、七五五	100
同 三十六年	二八三、二五八	〇二八	同 七年	三七〇、八九四	〇〇一
同 三十七年	四二五、七八八	〇二四	同 八年	五四一、三一七	〇〇一
同 三十八年	六八二、六四一	〇三二	同 九年	七〇八、九九九	〇〇一
同 三十九年	六七二、八一〇	〇二〇	同 十年	六八四、一三七	〇〇五
同 四十年	三七二、三四二	〇〇八	同 十一年	八三七、四七三	〇〇四
同 四十一年	四一九、四三三	〇一一	同 十二年	六三三、二三一	〇〇二
同 四十二年	二六〇、三四三	〇〇五	同 十三年	一、五三九、五一九	〇〇六
同 四十三年	二九八、二五二	〇〇三	同 十四年	五九一、五八八	〇〇一
同 四十四年	四〇六、四五五	〇〇五	同 十五年	二三九、〇八一	100
同 四十五年	二五〇、七五三	〇〇三	昭和二年	二七三、五〇四	100
大正二年	二九四、一二六	〇〇二	同 三年	二七一、六四二	100
同 三年	二四二、〇〇八	〇〇二	同 四年	一七九、九二五	100

註一 本表ハ大藏省發表貿易月表ニヨリ概算セリ
 二 大正五年以前ハ肌衣(綿毛、毛綿メリヤス製)、靴下(革製以外ノモノ)ノ五項目ヲ含ム
 三 大正八年以前ハ毛及毛綿メリヤス肌衣、手袋靴下ノ四項目ヲ含ム
 四 大正九年以降ハ肌衣ノ項ノ數字ヲ擧ゲタルモノトス

今輸出發達の跡を辿るに重要輸出品として注目されて來たのは明治二十年臺であり、明治三十年臺に入つては既に輸出先に於て先進諸國の競争品と逐鹿して低廉質實の定評を得てゐた獨乙品を向ふに廻して印度南洋市場を蕭捲し、當時好評噴々獨占的地位にあつた米國製肌衣と支那市場に覇を争ひ旭日昇天の勢を表はした。この時代までは輸出と云ふも總て支那商の仲介により行はれてゐたのであつたが明治三十年臺には既に海外の事情も當業者の間に明かになつて行き、或は自ら實地調査に赴くものも繁さを加え双方の消息も互に諒解され、支那商以外に印度商人、英國商人等も直接に取引を爲し更に本邦商社にして親ら外國輸入業者と直に取引輸出を行ふ者も多くなつて行き取引も圓滑に進行し次第に莫大小輸出の根底を強くして行つた。大正年代となるや歐洲大戰は世界の主要諸國の殆んど全部を驅つて戰場に奔らしめ、獨乙・米國・英國等の莫大小製造國としての先進諸國に競争の爲め普通工業の閑却せられることとなり、是等諸國は莫大小製品の如きはもとより自國の需要をも充し難い状態に陥つた。而して是等自國にて充し得ない需要は延いて戦塵を蒙ること少い本邦に殺到して來た爲めに本邦の莫大小業は空前の活氣を呈し、生産高・輸出高の激増日に／＼相踵ぎ本邦の莫大小製品は世界の各所に其の販途を擴げ南洋・英國等在來の市場に勢力を深めて行つたばかりでなく埃及・東阿弗利加・中部阿弗利加・南米・バルカン等の諸地方が續々新市場として現はれた。製品の價格も頗る昂騰を見て戦前大正三四年頃までは綿莫大小肌衣の打平均單價一圓半乃至二圓位のもものが大正八年には

七圓臺となり約三倍以上の値上りを示してゐた。戦後に於てはまた一般的不況の影響をうけ價格の値下り、競争國の復活等により莫大小業界も騒然たるものがあつたが、尙其の歩みはひるまず昭和四年の輸出額は三千六百七十一萬一千圓となり最盛時であつた大正八年の三千九百萬圓に次ぐ巨額である次に一年の間に於ける季節的推移の有無を見るに莫大小製品は製品にも數種あり、季節ものにも冬物夏物合ひ物等の各種があり、際立つた季節的變化とて無いが大體に於て下半期に輸出の稍々多いのを認めることが出来る。

第十九表 月別莫大小製品輸出額

月次	昭和四年		昭和三年		昭和二年		昭和元年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
一月	一、〇二二、九六八	二、八八〇、八二二	八八〇、二八	二、五四〇、〇二六	六五八、六六六	二、〇四四、三三三	五〇〇、八一	二、〇五二、八四七
二月	九三三、二〇一	二、六四四、七六六	九三六、五五一	二、八七四、五四三	六六七、九七六	二、〇〇五、二二七	五六五、九四八	二、一五七、二二三
三月	一、〇〇六、七四四	二、九八七、七三三	一、二二八、五六二	三、〇八一、六八七	七三三、八九九	二、〇六六、六三〇	六五一、六一〇	二、三三六、六六六
四月	九八三、七二五	二、九七二、七五三	九九六、五五〇	二、七一九、六八〇	六九九、三三一	二、一四〇、八六二	六八〇、五八九	二、四七六、九五三
五月	一、〇五五、二六〇	三、〇九九、一八〇	九五七、三三六	二、六〇九、九九九	七〇〇、三三九	二、〇七二、二九三	五七五、九六七	二、九八七、二三四
六月	九三三、二七三	二、八五二、九六五	八七九、九二七	二、四七七、六一	六六五、九四八	一、九四三、六八七	五六四、三五八	一、七五二、四九八
七月	一、一七九、五四〇	三、四四三、三五一	九三三、八二四	二、七七八、四三三	七五五、四八八	二、三三七、九四九	六九一、九一三	二、一六六、九八六

月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計
英大小肌衣	一、二二、五三〇	一、〇八、四一五	九四八、七七六	八七、〇〇〇	一、〇〇九、〇八三	二、二二七、五五五
英大小手袋	三、九七、七七七	三、五五、七三六	二、九八、〇四〇	二、八四、二六	三、二九、三三三	三六、七一、四七三
英大小靴下	一、〇五九、二三五	一、〇四四、七七一	一、〇五、八二五	七、七、〇〇〇	八五〇、三三五	一一、五九、五三三
英大小ざるまた	三、一九四、八四四	三、二八、二九六	三、一〇六、九八六	二、三九、五〇九	二、四〇、三〇七	三三、三〇、四七一
英大小生地	九、九、九七三	九、九、〇九六	一、〇二〇、一六四	八四三、二二三	九、九、一〇二	九、五七、四〇四
	二、〇八、七三三	三、〇八、五〇六	三、一八三、四九〇	二、五六七、八六	二、八〇四、五六七	二九、〇七、三二
	六、七、九五八	八、五、九九九	七、七、三〇八	五、六、二、〇五八	五、七、〇、五〇七	七、五八、〇九六
	二、二六、八九二	二、八二、三七二	二、三〇六、四四四	一、七、九、八三	一、九〇二、三三〇	二六、〇〇、八七

印度方面は三月頃二三ヶ月先物で注文來り従つて七月——九月の頃に輸出量多く比律賓支那も大體同様の傾あり。濠洲地方は七八月頃注文が來、埃及・土耳其地方は別段定まつた繁忙時期とてない。概して輸出は五六月の頃が閑散時期である様である。商品別に觀ても大體この傾きにあつて夏秋の候が活潑であり手袋や莫大小生地は殊にその傾きにある。

第二十表 種類別月別莫大小製品輸出額

月	昭和三年一月	同 二月	同 三月
英大小肌衣	二、一七四、〇〇六	二、四〇六、一三七	二、五三六、九三五
英大小手袋	七、七一四	一一、九九七	二六、四九七
英大小靴下	三二四、一六六	三四八、八〇五	四七一、〇一二
英大小ざるまた	三四、一四〇	五二、五四六	四七、二四三
英大小生地	三二、三六五	四〇、二一五	五三、二五八

單位圓

月	同 四月	同 五月	同 六月	同 七月	同 八月	同 九月	同 十月	同 十一月	同 十二月	昭和四年一月	同 二月	同 三月	同 四月	同 五月	同 六月	同 七月	同 八月	同 九月	同 十月	同 十一月	同 十二月		
英大小肌衣	二、二五二、〇二三	二、一一〇、四六四	二、〇二四、二九五	二、二四二、八一	二、五七二、七二八	二、六二三、二五五	二、五五七、七一五	一、八八九、九五	一、九三四、四一二	二、三三二、〇五一	二、一二三、六六二	二、四八六、一一八	二、四一九、九三三	二、五二二、六八五	二、三〇〇、二五七	二、八七五、二四九	三、二二〇、九八二	二、九二一、七三八	二、四一六、二四四				
英大小手袋	二四、二九四	一六、八一八	九、二八五	四二、五五四	九一、二五二	七九、八四九	七九、九三〇	四六、九六一	二九、五八〇	一五、〇五四	五、六六一	三〇、四六九	三六、六二二	五〇、七八四	三三、四四五	六三、六〇八	一一、六五二	一〇三、九五九	七二、七三四				
英大小靴下	三七四、二二七	四三一、四六〇	三八六、七二七	三八八、四八九	四八〇、一七八	四六二、八八九	四二二、二九〇	三四三、六二六	三九三、七四五	三九〇、四六三	四二六、〇八二	四一一、五五九	四一〇、七〇七	四六二、二〇〇	四五三、九三一	四五八、四三六	五四〇、五二八	五〇三、〇一九	四七三、二五六				
英大小ざるまた	六九、一三六	五一、二五七	五六、八五四	四四、五七九	五〇、六八六	五二、三〇三	五七、〇五一	四八、九七一	七二、五七〇	七三、二五三	五九、三八一	五九、五七六	五一、四九一	六三、五一	六五、三五二	四五、九五八	五四、五九五	二七、〇一二	三五、八〇六				
英大小生地	二〇、九二三	四五、九三九	六〇、二六〇	一一、二七二	一八〇、二二〇	一一四、七五七	一一三、〇〇五	五二、一三七	八四、七二〇	四二、二六〇	三一、六八九	六九、三九二	四八、一四九	一〇三、六四一	八五、三四九	一八六、七七四	一八四、二四八	一七二、〇一八	一一二、四〇一				

同十一月	一、六五五、六〇〇	四五、五四七	五五一、九七〇	三一、〇一一	八三、三九六
同十二月	二、三九八、七二八	三三、七七四	七二八、二〇三	五八、六一七	一〇四、一三六

第二十一表 國別月別莫大小製品輸出額

月次	英領印度	英	國	比律賓	埃	及	蘭領印度	支	那	喜望峯
昭和三年一月	六八七、三五〇	六九八、七一四	三五三、七二〇	一四九、六一一	一三二、四六一	一三、五一六	八一、三七八			
同二月	八四三、〇二五	六二六、一八六	二〇七、九五五	二二〇、七四七	一八七、〇三九	一七一、四四四	一四八、二四五			
同三月	九五六、八三八	五七一、三六九	二六六、一〇一	一六二、四九〇	一六一、〇七八	二三三、一一一	一〇二、五二五			
同四月	七七五、一四一	四二四、五八七	二六六、八二四	一九四、二四六	一九〇、三八六	一七七、一〇〇	一八〇、三一七			
同五月	七〇五、九三一	四二九、〇七五	二九五、三七八	二二三、一二〇	二三六、三四一	七五、六一八	一一八、六二九			
同六月	六一五、六八二	六七六、二二八	三八一、七六五	一四八、九六二	一五七、九二三	一四、八五四	一二二、七一六			
同七月	〇三八、六七〇	四八五、五三六	三六二、二〇五	一五七、九〇〇	九五、七二三	六三、九五六	五七、二〇九			
同八月	三三三、八四二	四一九、四八九	三三五、九七六	一一九、六四五	七九、四六三	一八六、六五九	九六、五五六			
同九月	四九七、四八九	四六七、一四九	二六七、六七五	一三〇、六〇五	八五、二三三	二〇〇、七三五	七六、三七〇			
同十月	〇三六、七九八	三八九、六〇〇	三八一、一八六	二九一、五〇四	一二二、四三五	二一二、六五九	一〇八、四八四			
同十一月	五〇六、三八五	五〇九、五〇七	二九七、五九六	一二六、一五〇	一一五、一六八	一七二、五六六	一一三、八八四			
同十二月	六〇四、四〇六	七二七、九三四	一六五、八六二	一七六、五五二	一七三、六一一	五〇、七八五	一三七、〇六九			
昭和四年一月	七五二、七〇一	六二一、三三三	三三二、〇〇三	二五五、一八四	一八三、八二〇	一七、二二三	一三三、六三八			

同二月	七二八、三八六	五五〇、二一四	二一四、五三三	一五九、三〇七	一八七、一七九	五三、二四六	一〇四、二九六
同三月	七六三、三九七	五六九、〇一〇	二八二、二四八	一七〇、一四九	二二〇、一六四	一九五、五一八	七四、四三七
同四月	六六五、九五九	四八七、九九七	二二三、一七〇	三三二、二六一	二七二、四三六	一九七、五八九	一〇二、六七五
同五月	六二一、四七八	六一五、一五二	二九八、〇八〇	一四三、二九七	三四一、四八〇	一六九、九二三	一三一、五五五
同六月	六九八、五二一	六二九、四二八	二九六、八五一	一七二、四九九	二七六、一七七	五九、八三八	一一八、四四五
同七月	〇九六、九四八	五四二、〇〇五	三五三、〇一七	二一六、二一七	二六五、六七七	九九、九七五	一二九、五三四
同八月	四〇一、三六三	六二五、七二四	二四四、九〇三	一一七、〇八三	二二〇、六八九	二九八、一九五	一〇六、八〇一
同九月	二一九、三七〇	四七三、四九三	二八六、一三三	一六二、〇二一	二〇二、一二三	三三四、四〇三	九七、〇六三
同十月	八二七、七三〇	四二三、〇四一	二九四、五三二	一五五、三九九	一六八、八一	二一六、三七七	一二八、七九四
同十一月	三〇四、五五二	五六四、一八五	三一三、三六九	一六八、九六五	一七六、一一四	七八、一〇五	九九、八二二
同十二月	七七六、三一六	九八〇、六七一	二〇九、九二八	三三九、九四二	一八四、七七二	三六、五四三	一六七、七二八

二、種類別輸出状況

輸出莫大小製品中綿莫大小製品が最も多き比率を占めてゐる。貿易統計には絹・毛・人絹等の莫大小輸出額明細を求め難きも、假りに聯合會輸出検査統計について観るに昭和四年中検査總數千二百八十五萬打の中、九割四歩に當る千二百十三萬打が綿莫大小なるを以てしても其の大體を窺ふことが出来る。

製品について肌衣・手袋・靴下（本邦の貿易統計中には足袋と掲ぐ）及びさるまたの四種が殆んど

總てと云つてよかるべく、其他ズボン・腹巻・ジャケット・シヨール・ネクタイ・帽子・ニッカー・子供服等種々な種類があるけれども、數量としてはたいしたものでない。肌衣は最も多き割合を占めてゐるもので、明治十年頃より早くも輸出を見て其後縷々として發展し、明治三十七八年の頃に百萬圓臺に上り常に他をリードしてゐるもので、昭和四年莫大小製品（生地を含まず）輸出高中二千九百六十七萬圓（八百八十萬打）即ち價額に於て八割に相當し、數量に於て七割一步を占めてゐる。同じく昭和三年には價額八割二歩、數量七割二歩、昭和二年には價額八割六歩、數量七割八歩に當つてゐる昭和二年度の莫大小肌衣の輸出高は二千五百萬圓餘（七百五十萬打）であり、その中英領印度に向けられるものが最も多額に上り、七百八十萬圓（二百四十四萬打）で價額に於て全肌衣輸出の三分一強に上つてゐる。印度に次いで比律賓への四百五十二萬圓（百四十七萬打）英國への三百九十三萬圓（九十八萬打）は額の多いもので、其他蘭領印度・東阿弗利加方面、埃及・支那・海峽植民地・米國等も看過し難い。最近數年に就いて輸出先の變化を観るに印度・比律賓・英國・蘭領印度の占める地位は殆んど變りがない。東阿弗利加諸國は近來頗る輸出額を増加したところであつて、大正十四年には二十四萬圓（五萬打）に過ぎなかつたものが、翌年には殆んど倍増の四十六萬九千圓（十二萬打）となり、昭和二年には更に九十一萬圓（二十八萬打）を示し、蘭領印度に次ぐ肌衣輸出先となつてゐる。埃及地方へは大正十四年には百七十七萬圓（三十三萬打）を仕向けて第四位輸出國であつたが、昭和

二年には七十八萬圓（二十八萬打）を出して居り、喜望峯ナタル方面へは毎年二十五萬打内外の輸出を續けてゐる。

肌衣に次いで輸出の多いのは靴下である。靴下は明治十三年に輸出額百七十圓（六百四十八打）を計上したのを振出しとして漸次増加を示したが、數年間は肌衣手袋に比し遙かに下位にあつた。明治十六七年時代より手袋の輸出量が相對的に觀て減退の傾あるに反して靴下はぐん／＼増加し、明治二十一年には一萬四千圓（四萬二千打）の輸出額あり、同年の手袋輸出額に比し約三倍弱、肌衣輸出額に較べても數量の點にては遙かに大であつた。靴下は肌衣に次ぐ重要輸出製品となり、單價の低さを以て輸出價額は肌衣の夫れより下位にあつたが、輸出數量（打數）はかなり長期に亘り肌衣を超えて居り、肌衣の輸出數量が斷然靴下の上に出て行つたのは明治三十年代の末、日露役後東洋の新興國としての榮威を負ひ、東南洋各地に其の廣大な販途を見出して行つてからのことである。超えて明治四十四年には靴下輸出額百萬圓臺に達し、最近に於ては昭和四年には價額五百八十一萬圓（總價額の一五％）數量二百九十五萬打（總數量の二二％）を示し、昭和三年四百八十一萬圓（二百七十六萬打）、昭和二年二百九十五萬圓（百六十四萬打）即ち莫大小製品總輸出價額に對し昭和三年一割四歩四厘、昭和二年一割強である。靴下の需要地は英領印度及埃及の兩地方であり、大正十四年・十五年・昭和二年の三ヶ年に印度向は四十三萬圓（二十四萬打）、五十四萬圓（三十萬打）、六十一萬圓（三十二萬打）

を、埃及向は七十二萬圓(三十萬打)、四十三萬圓(二十四萬打)、六十八萬圓(三十四萬打)を示してゐる。近時英國へ輸出せられるものも多くなり、昭和二年には四十三萬圓(二十九萬打)となつて前記印埃二地方に次いでゐる。濠洲への輸出も昭和二年には十七萬圓(十一萬打)あつて、英國の次位に大正十五年には二十三萬圓(十五萬打)あつて英國の上位にあつた。其の他關東州への輸出も相當に多いが是は在留邦人の需要に應ずるものがかなりあるとのことである。支那及南米・阿弗利加にも若干の輸出があり、露領亞細亞・露領北樺太地方に行くものもある。本邦より輸出する靴下は總て短きもの(ソック)であり、長靴下(ストッキング)は殆んどないと云つてよい。曾てその製造輸出を試みたことがあつたが、製造方法組織的でなかつた所爲か、長さに不同を生じ易く且其仕上げ綺麗にあがらなかつた爲め今や其の跡を絶つた。

莫大小手袋は昭和四年に六十萬二千圓(三十二萬打)、昭和三年に四十六萬七千圓(二十五萬打)、昭和二年には五十萬七千圓(二十九萬打)の輸出があつた。本品も莫大小製品中古くから輸出を見たものであり、明治十三年に既に二千圓(六千六百打)の輸出額あり、綿手袋殊に軍用手袋の對支對滿輸出に育くまれ多少の盛衰を見つゝも今日に至つたのである。仕向先としては支那及關東州が主なものであり、印度並に露領亞細亞にも多少輸出されてゐる。

莫大小ざるまたの類も相當に輸出され、六十二萬五千圓(十九萬打)を昭和四年に、六十三萬圓(十五萬打)を昭和三年に、五十萬圓(十萬打)を昭和二年に計上してゐる。主に在留本邦人の需要に依つてきたもので、海峽植民地・支那・英領印度に仕向けられ、近時英國にもかなり多額の輸出を見る様になり、また阿弗利加諸地方も好望である。昭和二年には英國に二十八萬圓(五萬打)の多額の輸出を見た、本品がかく纏つた額を輸出する様になつたのは近年のことである。

製品として輸出される他に生地のみで輸出されるものも相當ある。大正三四年頃より輸出品として統計上に表はれ、大正三年には九萬六千九百圓(四十三萬碼)を輸出してゐる。昭和二年には二百八十六萬圓(九百二十二萬碼)、昭和三年には百二萬圓(三百四十八萬碼)、昭和四年には多少増加し百二十三萬圓(四百四十七萬碼)の輸出額に上つてゐる。主たる仕向地は濠洲であり、昭和二年輸出額の大半即ち百五十萬圓(四百二十萬碼)は濠洲向けのものである。濠洲に次いで比律賓・支那土耳其に仕向けられてゐる。生地として輸出せられるものには五色もの・柄もの等も相當に多い。生地輸出の歴史を見るに夙に濠洲を大顧客としてゐたところであるが、濠洲に於て莫大小製品に課税せられることゝなるや更にこの傾向を深め、昭和元年には前記の如く二百八十六萬圓の記録を残したが其の後昭和三年濠洲に於て關稅の變更あり、莫大小生地は從價四割の高率を課せられることゝなり頃に減退の兆を呈した。

三、國別輸出狀況

本邦の莫大小製品の輸出先とし最も割合の多いのは英領印度である。それについては英國、比律賓更に埃及、蘭領印度支那東阿弗利加等が主要なる相手國である。英領印度は本品の輸出先として常に首位を占め昭和四年には九百九十二萬圓(三百三十八萬打)となつて全體の約三分の一に達してゐる。英國及比律賓は數年來交互に英領印度に次ぎ第二位又は第三位の輸出額を保持し昭和四年には英國の輸出額は七百八萬圓(二百十六萬打)、比律賓は三百三十四萬圓(百四十一萬打)である。埃及は近來大に輸出額を増加して來た地方で大正十五年に於て百十八萬圓(四十二萬打)の數字を示したが昭和四年には其の倍餘二百三十九萬圓(八十四萬打)となつてゐる。蘭領印度地方に莫大小製品の仕向地として確固な地盤となつたものゝやうで昭和三年には百七十三萬圓(五十九萬打)の輸出を擧げて居り昭和四年には二百七十萬圓(九十四萬打)に飛躍してゐる。

今是等諸國へ對する莫大小製品の輸出が本邦對其等當該諸國との全輸出貿易に於て如何なる地位を占めてゐるか、昭和四年度の數字を基として觀察をすれば印度への莫大小輸出額は前記の如く九百九十二萬八千圓であり、是は本邦の對印度輸出總額たる一億九千八百五萬圓に對し五・〇一%を示してゐる、其他に對する本邦の莫大小製品輸出の地位は英國(一一・二〇%)、比律賓(一〇・九六%)、蘭領印度(三〇・九%)、埃及(七・六〇%)、支那(〇・五%)、喜望峰(一〇・五七%)、等の割合を示し、即ち相

對的に觀れば英國・比律賓・南阿・埃及・印度等は本邦の莫大小輸出上に於て重要な地歩を占めると云ふ可く英國の如き實に本邦より英國への輸出額六千三百十八萬圓の中一割一步の七百八萬二千圓は莫大小製品により占められてゐるのである。

印度へ輸出せられるものは肌衣が大部分で昭和二年度には對印度莫大小輸出總額の九割二歩を蔽ひ其他には靴下(七・二%)——以下括弧内に掲げたるものは昭和二年度に於ける該製品の%なり——等が若干あるに過ぎない、印度へ出る製品は天竺の晒しものが多く色は白が一般的であるがガス色のものもないではない。また網シャツも近來輸出されるやうである。製品の特長としては鹿子首のものが全體の六割で總ベリのもが四割位と云ふ見當であつて總て、半袖の製品ばかりである。サイズは三十二吋中心の邊が一番多い。印度に限らず總じて南洋方面は上下組物はなく上肌衣のみであり、ズボン下の輸出は少ない。

南洋方面としては比律賓への肌衣(九八・九)、靴下(〇・九)、蘭印への肌衣(九七・〇)、靴下(〇・二)を主なるものとする。南洋方面に向けられたるものは印度向と異つて肌衣も鹿子首のものは少く總縁りの製品が多い。併し比律賓にては鹿子首立襟の製品が旺に需要されてゐる。天竺もの多く暑い地方のこととて裏毛ものは全く見られない。印度ものに比し稍々上ものが行く様な傾きもあり、袖は長袖が多い。サイズは三十二吋中心が普通で網シャツも見かけられる。總じて數年前は南洋方面には晒物

とかガス或は段縞の様なものが多かつたが近頃ではゴム織とか鹿子織の柄ものが段々人気を得て来る様になつてゐる。比律賓でも以前マニラ市場には捺染の肌衣が頗る賣行よく比島一圓は捺染萬能の感があつたが昨今全く衰へて龜甲織の様な柄ものが多く出る様になつて來た。肌衣の他には比律賓へは生地の輸出若干あり、蘭領印度へは靴下が行く。

英國へ輸出されるものは矢張り肌衣(八四・四)が一番多いが靴下(九・二)さるまた(六・〇)もかなり多額を示してゐる、肌衣には天竺もの裏毛もの兩様あり、裏毛ものゝ方やゝ多く七割がたを占めてゐる。總て長袖の製品であり、緋霜降等のものが喜ばれる。サイズは大きく三十八吋組合位のものが多し。夫た英國にはニツカーパンツが仲々輸出される。肌衣はズボン下と組みになつてゆく場合が相當に少くない。概して英國は冬物の注文が多い様である。

埃及方面東阿弗利加方面にも近來かなりの輸出を見るやうになり埃及へは肌衣(五二・五)、靴下(四五・九)、喜望峯及ナタルへは肌衣(八七・四)靴下(五・九)さるまた(六・六一)が輸出される。肌衣のサイズは三十八吋組合が多く天竺裏毛も兩様とも需要されるが天竺ものが八割で他が裏毛と云ふ割合になつてゐる。半袖も無いではないが大方は長袖であり、晒のものは殆んど無く色物旺盛である。色は埃及地方では五色ものと稱して青、黄、紫、薄茶色、ガス色等が歓迎され東阿弗利加には黒色の肌衣が相當に行く。埃及方面へは靴下の輸出も巨額に上つてゐる。尙阿弗利加に於ては東阿タンガニカ

方面南阿地方及び地中海に面した地方も近時注目するに足る市場とならう。

南米地方にも大體東阿地方の製品と特長が似てゐるが模様等にスペイン的嗜好が加味されてゐるといふ。

バルカン地方も近來莫大小製品の需要地として注目されるに至つた地方で、其の製品は嗜好から見て埃及方面と似かよつてゐる。

支那方面へ出るものは肌衣(六七・一)手袋(二七・二)靴下(四・〇)であり、尙この他に生地の輸出も相當の額に上つてゐる。關東州へ入るものは肌衣(五六・八)手袋(一八・二)靴下(二〇・一)である。同じ支那の中にも行先によつて夫々異つた特長を持ち、手袋の如きも香港等南支地方へ向けられるものは指の先を切つたものが多く色は黒とか茶色であるが上海地方へは指先を切つたものは輸出を見ず通常見るありふれた手袋であり手首にゴムを附したものが多し。何れも綿莫大小手袋であり、毛手袋は比較的少量である。支那方面に行く肌衣に三つポケット物なるものありて白地のもの相當にあつたが近頃は色ものとなり、茄子紺とか湖水色(淺黄)とか喜こばれ仕立生地は $20\frac{1}{8}$ 、 $30\frac{1}{8}$ 、 $30\frac{1}{5}$ と云ふところが用ひられて居りかなり奥地の方へ販途を擴げてゐる。以前にはカラー附前割の支那服仕立の肌衣がよく出たものだが昨今ではこのカラー附は少くなつて來た。

第二十二表 種類別莫大小輸出額

年次	肌衣(綿莫大小)		手袋		靴		下		さるまた		生地	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
大正元年	四、四四六、一〇三	七、五九九、九〇〇	三、四三六	三、八七八	一、六七四、六元	一、〇〇九、九三三	—	—	—	—	—	—
同二年	五、四七五、二二八	八、八四七、四一八	二、六八、七三三	二、五一一、〇七	二、二九五、五四一	一、七三三、二六	—	—	—	—	—	—
同三年	五、二四〇、八七五	八、八〇八、〇八九	三、八〇、五二	一、九五、〇〇三	二、三九二、二五	一、七〇六、六一八	—	—	—	—	—	—
同四年	五、六九二、〇四三	八、七七一、五五	三、四〇、〇三八	二、二四、九一八	一、八〇五、三七四	一、四二〇、六〇〇	—	—	—	—	—	—
同五年	一、三〇九、九九二	二、八四、三九一	一、〇〇七、一八八	一、八四〇、四四九	二、九〇六、二九九	三、二〇〇、五二	—	—	—	—	—	—
同六年	六、六四三、〇八四	六、七七一、九七	二、五五、〇六一	四、六〇八、三九一	三、四四三、〇七六	四、八八三、四九七	—	—	—	—	—	—
同七年	四、二二一、六五八	六、七一、三七	二、四八、七七七	四、八〇七、八四一	二、九〇三、五三五	六、六六五、二八二	—	—	—	—	—	—
同八年	三、六八五、六二六	〇、〇三、六三	一、二五、五五	三、八七六、七四一	二、九六、四五	九、〇〇〇、七九	—	—	—	—	—	—
同九年	三、五二二、三六四	一、五七、三二	四、〇三、四五	一、三五〇、七五五	二、二四、七三〇	八、三三、五九一	—	—	—	—	—	—
同十年	二、三〇九、四九八	一、七五、五〇八	一、四三、〇四八	三、〇二、五七九	六、六九、八九八	一、七四二、八〇七	—	—	—	—	—	—
同十一年	三、四四二、八二二	二、六〇、七九	一、三、六九九	三、五六、〇六	七、五〇、九〇〇	一、六〇四、七二五	—	—	—	—	—	—
同十二年	五、四七七、六二二	八、七二〇、九二九	三、二、九九五	三、九六、〇六	一、〇八六、六一八	一、九六八、二六八	—	—	—	—	—	—
同十三年	四、七二七、二八一	九、八七三、六二四	三、七、六三	四、七、七四三	八、三〇、三三	一、六六二、七〇八	—	—	—	—	—	—
同十四年	六、九三八、七二七	九、四七、八〇二	二、三、五一	四、四、五四	一、一五、九八五	二、四八五、三三七	—	—	—	—	—	—

第二十三表 種類別莫大小製品検査合格品輸出額

品目	年次	絹莫大小		人絹莫大小		毛莫大小		綿莫大小			
		數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額		
同十五年	昭和三	五、九六、四八三	七、〇七、六三〇	二、八〇、五二	五、〇五、四五	一、三〇八、二七七	二、三三、九九	三二、二四	一、〇三、一五七	八、四六、〇〇〇	二、六九、六八
同十六年	昭和三	七、五三、八七三	九、〇九、四七二	二、九三、四六八	五、〇七、五二〇	一、六三九、九四	二、四九、九六	一〇六、八四五	五〇六、一六三	九、三二、九九	二、六八、四八一
同十七年	昭和三	八、二五、一五二	九、七三、七三三	二、五二、三三	四、六七、七三二	二、七六、六九八	四、九七、六二四	一五三、三三二	六三、七、三九四	三、四四、〇七	一、〇〇、〇七一
同十八年	昭和三	八、八五、二六八	九、六三、二四七	三、三、三二	六、〇二、三〇九	二、九五、四八七	五、八〇、三五四	一、四、一九九	六三、五、六三三	四、四四、九七九	一、三三、四五三
同十九年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同二十年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同二十一年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同二十二年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同二十三年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同二十四年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同二十五年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同二十六年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同二十七年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同二十八年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同二十九年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同三十年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同三十二年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同三十四年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同三十六年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同三十八年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同四十年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同四十二年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同四十四年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同四十六年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同四十八年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同五十年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同五十二年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同五十四年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同五十六年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同五十八年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同六十年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同六十二年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同六十四年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同六十六年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同六十八年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同七十年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同七十二年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同七十四年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同七十六年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同七十八年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同八十年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同八十二年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同八十四年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同八十六年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同八十八年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同九十年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同九十二年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同九十四年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同九十六年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同九十八年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同一百年	昭和三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(日本輸出莫大小工業組合聯合會發表)

第二十四表 國別莫大小製品輸出の割合

國別	昭和四年		昭和三年		昭和二年		昭和一年	
	總輸出額 千圓	莫大小製品 對總輸出額 の割合%	總輸出額 千圓	莫大小製品 對總輸出額 の割合%	總輸出額 千圓	莫大小製品 對總輸出額 の割合%	總輸出額 千圓	莫大小製品 對總輸出額 の割合%
總計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
支那	34.78	0.50	37.31	0.42	34.02	0.33	34.18	0.36
關東	2.66	0.28	1.01	0.12	0.82	0.08	0.70	0.07
香港	1.24	0.14	5.61	0.71	0.71	0.07	0.58	0.06
英領印度	17.00	5.01	13.61	1.56	7.28	1.97	17.58	5.04
海峽植民地	1.17	1.55	2.04	2.36	1.56	1.65	1.68	1.68
蘭領印度	7.35	3.09	7.34	2.36	7.58	2.13	8.58	3.89
比律賓	9.12	10.96	2.90	1.23	1.57	0.15	1.33	0.93
英國	19.29	11.20	5.89	0.90	1.90	0.33	6.99	7.17
佛國	0.59	0.48	6.34	0.53	0.26	0.03	5.45	0.46
米國	1.66	0.82	8.26	1.27	0.05	0.01	8.38	0.07
埃及	6.51	7.60	2.37	0.90	8.90	5.15	2.90	5.16
喜望峯及ナタル	3.79	10.57	1.69	0.43	1.48	3.44	1.64	8.59
濠洲	0.22	0.17	1.69	0.11	0.16	0.72	5.56	0.41
其他	14.51	10.72	3.00	0.11	9.54	0.72	4.22	0.41

單位圓

年	大正十一年	大正十年	大正九年	大正八年	大正七年	大正六年
總輸出額	38	35	36	39	33	26
莫大小製品對總輸出額の割合%	17.66	12.89	10.43	10.71	29.81	26.55
支那	1.67	1.24	1.76	1.93	3.55	4.91
關東	0.48	0.36	0.52	0.56	0.91	1.26
香港	0.64	0.90	0.72	0.88	1.31	1.97
英領印度	5.53	2.75	2.88	2.65	8.11	8.04
海峽植民地	0.88	0.78	0.86	0.87	0.95	0.95
蘭領印度	3.09	2.36	2.36	2.13	2.89	3.89
比律賓	10.96	1.23	1.23	1.23	1.33	0.93
英國	11.20	0.90	0.90	0.90	0.33	7.17
佛國	0.48	0.53	0.26	0.03	0.03	0.46
米國	0.82	1.27	0.05	0.01	0.01	0.07
埃及	7.60	0.90	0.90	0.90	0.90	5.16
喜望峯及ナタル	10.57	0.43	0.43	0.43	0.43	8.59
濠洲	0.17	0.11	0.16	0.72	5.56	0.41
其他	10.72	0.11	9.54	0.72	4.22	0.41

第二十四表 國別莫大小製品輸出の割合

國別	昭和四年		昭和三年		昭和二年		昭和元年		大正十四年		大正十三年		大正十二年		大正十一年		大正十年		大正九年		大正八年		大正七年		大正六年	
	輸出額	割合%	輸出額	割合%	輸出額	割合%	輸出額	割合%	輸出額	割合%	輸出額	割合%	輸出額	割合%	輸出額	割合%	輸出額	割合%	輸出額	割合%	輸出額	割合%	輸出額	割合%	輸出額	割合%
總計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
支那	4.78	4.78	3.46	3.46	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66
支那東	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66
關州	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66	2.66
香港	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24	1.24
英領印度	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04
海峽植民地	1.27	1.27	1.27	1.27	1.27	1.27	1.27	1.27	1.27	1.27	1.27	1.27	1.27	1.27	1.27	1.27	1.27	1.27	1.27	1.27	1.27	1.27	1.27	1.27	1.27	1.27
英領印度	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04	7.04
蘭領印度	7.35	7.35	7.35	7.35	7.35	7.35	7.35	7.35	7.35	7.35	7.35	7.35	7.35	7.35	7.35	7.35	7.35	7.35	7.35	7.35	7.35	7.35	7.35	7.35	7.35	7.35
比律賓	9.12	9.12	9.12	9.12	9.12	9.12	9.12	9.12	9.12	9.12	9.12	9.12	9.12	9.12	9.12	9.12	9.12	9.12	9.12	9.12	9.12	9.12	9.12	9.12	9.12	9.12
英領印度	19.59	19.59	19.59	19.59	19.59	19.59	19.59	19.59	19.59	19.59	19.59	19.59	19.59	19.59	19.59	19.59	19.59	19.59	19.59	19.59	19.59	19.59	19.59	19.59	19.59	19.59
佛國	0.59	0.59	0.59	0.59	0.59	0.59	0.59	0.59	0.59	0.59	0.59	0.59	0.59	0.59	0.59	0.59	0.59	0.59	0.59	0.59	0.59	0.59	0.59	0.59	0.59	0.59
米國	1.66	1.66	1.66	1.66	1.66	1.66	1.66	1.66	1.66	1.66	1.66	1.66	1.66	1.66	1.66	1.66	1.66	1.66	1.66	1.66	1.66	1.66	1.66	1.66	1.66	1.66
埃及	6.51	6.51	6.51	6.51	6.51	6.51	6.51	6.51	6.51	6.51	6.51	6.51	6.51	6.51	6.51	6.51	6.51	6.51	6.51	6.51	6.51	6.51	6.51	6.51	6.51	6.51
喜望峯及ナタル	3.79	3.79	3.79	3.79	3.79	3.79	3.79	3.79	3.79	3.79	3.79	3.79	3.79	3.79	3.79	3.79	3.79	3.79	3.79	3.79	3.79	3.79	3.79	3.79	3.79	3.79
濠洲	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22
其他	14.51	14.51	14.51	14.51	14.51	14.51	14.51	14.51	14.51	14.51	14.51	14.51	14.51	14.51	14.51	14.51	14.51	14.51	14.51	14.51	14.51	14.51	14.51	14.51	14.51	14.51

第二十五表 國別莫大小製品輸出額

國別	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和元年	大正十四年	大正十三年	大正十二年	大正十一年	大正十年	大正九年	大正八年	大正七年	大正六年
總計	33,711,473	33,011,471	29,077,111	26,008,877	30,979,133	22,010,460	22,105,788	17,666,953	22,891,840	36,043,677	39,071,644	32,298,238	26,265,455
支那	1,756,935	1,753,003	1,234,936	1,788,844	1,374,083	1,044,880	855,335	1,263,471	1,233,732	2,763,544	4,393,441	4,393,441	4,911,061
支那東	921,484	921,484	679,733	719,409	679,733	515,033	515,033	644,888	949,663	1,072,389	1,736,723	1,311,528	1,097,770
關州	405,909	405,909	269,826	359,511	269,826	200,000	184,844	275,137	351,137	428,364	659,059	381,540	284,053
香港	332,181	332,181	218,557	288,935	218,557	165,847	139,638	194,277	275,137	332,181	518,374	477,609	344,030
英領印度	8,876,155	8,876,155	8,449,005	8,876,155	9,496,178	5,730,404	5,069,294	3,849,379	2,752,827	1,192,088	8,158,374	4,366,030	6,403,589
海峽植民地	553,633	553,633	418,577	553,633	418,577	313,877	297,585	400,066	297,585	297,585	297,585	477,609	477,609
英領印度	7,322,522	7,322,522	6,960,428	7,322,522	7,915,755	4,996,527	4,371,709	3,449,312	2,460,242	1,333,835	7,966,600	4,087,787	5,925,979
蘭領印度	1,553,611	1,553,611	1,179,150	1,553,611	1,553,611	1,133,850	877,670	1,400,066	1,282,585	840,250	1,188,774	759,812	1,477,610
比律賓	2,282,269	2,282,269	1,770,996	2,282,269	2,282,269	1,770,996	1,358,477	1,770,996	1,770,996	1,770,996	1,770,996	1,770,996	1,770,996
英領印度	3,108,377	3,108,377	2,460,455	3,108,377	4,977,155	2,335,203	2,084,079	1,584,566	1,192,088	518,374	3,108,377	2,084,079	2,621,277
佛國	1,788,844	1,788,844	1,374,083	1,788,844	1,374,083	1,044,880	855,335	1,263,471	1,233,732	2,763,544	4,393,441	4,393,441	4,911,061
米國	618,557	618,557	418,577	618,557	418,577	313,877	297,585	400,066	297,585	297,585	297,585	477,609	477,609
埃及	1,881,733	1,881,733	1,461,333	1,881,733	1,461,333	1,133,850	877,670	1,400,066	1,282,585	840,250	1,188,774	759,812	1,477,610
喜望峯及ナタル	3,800,755	3,800,755	2,849,663	3,800,755	2,849,663	2,133,850	1,660,477	2,133,850	2,133,850	2,133,850	2,133,850	2,133,850	2,133,850
濠洲	679,733	679,733	515,033	679,733	515,033	400,000	313,877	428,364	644,888	728,389	1,097,770	840,250	644,888
其他	22,671,579	22,671,579	22,671,579	22,671,579	22,671,579	22,671,579	22,671,579	22,671,579	22,671,579	22,671,579	22,671,579	22,671,579	22,671,579

第二十六表 國別莫大小生地輸出額

國別	昭和二年		昭和元年		大正十四年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
英領印度	三三,000嗎	七,000圓	—	—	一四,000嗎	三,000圓
英領緬甸	三,000	一〇,000	八七,000	八,000	二六,000	九,000
比領印度	三,七〇六,〇〇〇	六六,〇〇〇	一,〇五,〇〇〇	五〇八,〇〇〇	九五,〇〇〇	二六,〇〇〇
蘭領印度	三,〇〇〇	八,〇〇〇	三,〇〇〇	九,〇〇〇	—	—
埃及	三,〇〇〇	三,〇〇〇	五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一三,〇〇〇	三,〇〇〇
支那	八七,〇〇〇	三六,〇〇〇	八三,〇〇〇	四四,〇〇〇	五九,〇〇〇	三六,〇〇〇
喜望峯	一,〇〇〇	—	三七,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一七,〇〇〇	五,〇〇〇
關東州	九九,〇〇〇	四九,〇〇〇	一六,〇〇〇	七四,〇〇〇	一六,〇〇〇	七五,〇〇〇
米國	二四,〇〇〇	八,〇〇〇	一一,〇〇〇	三,〇〇〇	—	—
香港	—	—	—	—	—	—
海峽殖民地	一〇,〇〇〇	三,〇〇〇	一一,〇〇〇	四,〇〇〇	—	—
佛國	五,〇〇〇	一,〇〇〇	—	—	—	—
濠州	四,一九九,〇〇〇	一四九,二〇〇	一,四九三,〇〇〇	一六五,一〇〇	六,二七五,〇〇〇	一五〇,〇〇〇
其他	一六,五三三,〇〇〇	二七〇,〇〇〇	四,八四〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	七六,〇〇〇
合計	九,三三三,〇〇〇	二,八六八,〇〇〇	八,四三六,〇〇〇	二,八六九,〇〇〇	八,五一一,〇〇〇	二,二六五,〇〇〇

第二十七表 種類別國別莫大小輸出額
一、綿莫大小肌衣

國別	昭和二年		昭和三年		大正十四年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
總額	七、五三四打	二五、〇九三圓	五、九六一打	二三、〇十六圓	六、一九三打	二七、九四七圓
支那	一一七	八二二	二一六	一、三一四	一一二	九五〇
關東	四二	三八六	三七	三九九	四四	三五六
香港	八五	二五五	三九	一六七	五六	二五〇
英領印度	二、四四八	七、八〇七	二、一五〇	八、三〇二	二、〇六六	九、〇三一
海峽植民地	一九七	五八三	一九三	五四七	二四九	七八三
蘭領印度	六七〇	二、一三七	五八二	一、七七六	四三七	一、六八六
佛領印度支那	一	一	〇	九	二	一
露領亞細亞	二	二八	〇	一〇	〇	一
比律賓	一、四七九	四、五二八	一、一五五	三、三四二	一、〇五四	三、二六七
暹羅	六一	一八六	四三	一四〇	二六	九二
其他亞細亞諸國	五九	一七五	四四	二五六	二〇	一〇〇
英國	九八二	三、九三七	二、九七八	九一四	九一四	四、八八七
佛國	七六	二二九	四六	一六四	二一	九八

國別	昭和二年		昭和三年		大正十四年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
獨逸	一九	二六	一四	一八	一四	一
白耳	一一	三三	〇	四七	一	五七
伊太利	二二	六七	〇	三一	一	五八
和蘭	二二	六七	〇	三一	一	五八
土耳其	二二	六七	〇	三一	一	五八
米其	二二	六七	〇	三一	一	五八
加奈	三六	一一一	五〇	二六〇	一五	一〇二
墨西哥	一	四	〇	三	〇	三
瑪哥	一	四	〇	三	〇	三
其他北米諸國	六〇	一七五	四〇	一六〇	〇	一〇二
秘露	三一	一〇〇	三〇	四三	七	一六〇
智利	四	一一	四	二二	二四	一四八
亞爾	七	二〇	五	二二	一〇	一四八
伯刺西爾	七	二〇	五	二二	一〇	一四八
其他南米諸國	三六	一〇八	五三	二一五	五六	二九六
埃及	二五四	七七八	一七九	七四五	三三七	一、七七一
喜望峯	二八六	八七四	二三〇	九四六	二五二	一、一八二
其他阿弗利加國	二八四	九一〇	一二〇	四六九	五六	二四四

喜望峯	埃及	其他南米諸國	亞爾然丁	智利	秘露	其他北米諸國	玖瑪	墨西哥	加奈陀	米其國	土耳其	丁抹	和蘭	白耳	獨逸	佛國	英國	其他亞細亞諸國
三六	三四一	四八	一五	五七	五六	二九	四五	一一	二六	六六	二九	六六	九六	六七	一二	二九四	二一	
五九	六八九	七五	二二	九二	九八	四五	七四	一九	三八	九三	一三	一八	一一	一八	四三六	三九		
三〇	二四一		二〇	八二	五九	二四	〇七	一五	九		〇	三	一	四	八四			
四五	四三六		三六	一三七	八六	四〇	二二	二一	一八		一	六	一	五	一二九			
二八	三〇七		四七	五四	三六	一五		一	二	五六	〇				六	五二		
五二	七二六		一二〇	一一四	六四	三四		二	二四	一八	一				一二	九二		

五九

暹羅	比律賓	露領亞細亞	蘭領印度	海峽殖民地	英領印度	香港	關東	支那	總計	國別	其	布	新	濠
一	二五	八	三五	一〇	三二三	七	四九	二五	一、六四〇	昭和二	九		二	一〇
二	四五	二五	六一	二三	六一六	一〇	一三七	五〇	二、九四九	昭和二	二七		六	二九
二	一七	七	三二	七	三〇八	七	四九	四九	一、三〇八	昭和二	一八		一	一六
五	三二	二四	七七	二〇	五四四	八	一五七	一一五	三、三二三	昭和二	五九		七	五七
四	一七	三	一七	六	二四五	二	三八	五七	一、二五一	昭和二	九		一	二九
八	三三	一〇	四六	一七	四三八	三	一四〇	一六〇	二、四五六	昭和二	三八		八	〇四

二、莫大小靴下

五八

國別	昭和二年		昭和元年		大正十四年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
總額	一〇千七打	五〇千六圓	一三千一打	一〇千三圓	二千七打	九千九圓
支那	六六	一〇八	〇	〇	六	二
關東	六六	一〇八	〇	〇	六	二
英領印度	三	四	〇	〇	一	一
海峽殖民地	三	四	〇	〇	一	一
佛領印度支那	二	三	〇	〇	一	一
露領亞細亞	〇	〇	〇	〇	〇	〇
比律賓	〇	〇	〇	〇	〇	〇
暹羅	〇	〇	〇	〇	〇	〇
其他亞細亞諸國	一	二	〇	〇	〇	〇
英領	一	二	〇	〇	〇	〇
和蘭	一	二	〇	〇	〇	〇
秘魯	一	二	〇	〇	〇	〇
其他南米諸國	一	二	〇	〇	〇	〇
埃及	一	二	〇	〇	〇	〇
喜望峯	一	二	〇	〇	〇	〇
其他阿那爾	一	二	〇	〇	〇	〇
利加	一	二	〇	〇	〇	〇
濠洲	一	二	〇	〇	〇	〇
新西蘭	一	二	〇	〇	〇	〇

四、莫大小さるまた

國別	昭和二年		昭和元年		大正十四年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
總額	二九千三打	五〇千七圓	二八千〇打	五〇千五圓	二〇千三打	四四〇五圓
支那	一九八	三三三	一九六	三二八	一七	四〇
關東	六八	一三四	六三	一三四	八	一五六
香港	二	三	〇	一	一	二四〇
英領印度	一	一	〇	〇	一	一五六
露領亞細亞	一	一	〇	〇	一	一五六
其他亞細亞諸國	一	一	〇	〇	一	一五六
英領	一	一	〇	〇	一	一五六
米國	一	一	〇	〇	一	一五六
加奈	一	一	〇	〇	一	一五六
秘魯	一	一	〇	〇	一	一五六
濠洲	一	一	〇	〇	一	一五六
新西蘭	一	一	〇	〇	一	一五六
其他阿弗利加國	一	一	〇	〇	一	一五六

三、莫大小手袋

四、港別輸出状況

六二

莫大小製品の輸出港としては神戸大阪の兩港を大宗として其他四日市・横濱・名古屋・門司等の諸港である。

就中神戸港の輸出額は昭和三年度に莫大小製品輸出額は二千一百五十七萬圓に上り即ち同年本邦莫大小輸出中の六割四歩を占めて居り、生地を合しては二千二百十七萬圓となり同港總輸出の三歩五厘に當つてゐる。肌衣及靴下が最も多くこの兩者で殆んど全部を占めて居る有様で他には僅少の生地及さるまたの類が船積されてゐる。神戸港より積出される肌衣類は英領印度・比律賓・英國へ向けらるゝものが最も多く其他蘭領印度・埃及・喜望峯等輸出額百萬圓を超ゆる地方である。

大阪港は昭和三年の製品輸出額一千百〇二萬圓、神戸港に次いで本邦莫大小總輸出額の三割三歩を船積し、更に生地を合する時は一千百四十二萬五千圓となり同港輸出の二・七%である。大阪港より出る肌衣類は英領印度への四百七十萬圓を最高として、英國・支那へ百萬圓以上の輸出をしてゐる。肌衣は大阪港莫大小輸出の十分の九にも達するものであり、靴下之に次いでゐる。

以上兩港に續くものは四日市港であり、昭和三年には三十七萬圓、昭和四年には更に五十四萬圓の綿莫大小肌衣を輸出してゐる。仕向先は主として印度南洋方面である。

横濱港からは靴下の輸出が最も多い。主として絹莫大小の靴下であることは試みに平均單價を算出してみれば神戸港大阪港の靴下が打平均夫々昭和三年には一圓六十五錢、一圓九十七錢となるに横濱港の夫れは三圓四十九錢であるに徴しても視ふことが出來よう。

更に製品の側から港別貿易状況を観れば昭和三年度の本邦綿莫大小製品の輸出は二千七百三十七萬八千圓、その中六割強の千七百三十三萬圓は神戸港より、三割四歩は大阪港より、一歩三厘は四日市港より、其他が横濱・名古屋・門司等より積出されてゐるものである。昭和四年度肌衣は二千九百六十七萬圓の輸出あり、約六割四歩は神戸より、三割三歩は大阪より、一歩八厘は四日市港より出されてゐる。

靴下の輸出額は昭和三年に四百八十一萬七千圓、輸出港は神戸(七割三歩)大阪(二割)横濱(一歩八厘)を主なものとし、手袋は大阪(七割九歩)神戸(九歩八厘)横濱(四歩二厘)より、生地は神戸(五割八歩)、大阪(三割九歩)より夫々輸出されてゐる。

六三

第二十八表 港別種類別莫大小輸出額

港別種類	昭和四年		昭和三年		昭和二年		昭和元年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
神戶港 綿莫大小肌衣	六、四四六、〇三二	一、八九五、〇〇〇	五、四四四、六三三	一、六七三、三九四	二、四八四、七三三	一、一五〇、〇一〇	二、八七六、五三四	
神戶港 莫大小手袋	
神戶港 莫大小足袋	二、五九六、八〇九	四、八八四、〇〇〇	三、六四九、〇〇〇	三、七三九、三九八	二、四八四、七三三	一、一五〇、〇一〇	二、八七六、五三四	
神戶港 莫大小生地	
大阪港 莫大小生地	
大阪港 靴	二、七〇一、二九	六、四四、七〇六	五、五二、六三三	四、二八、九一五	一、七八、三八一	三、四四、四三〇	六、六、〇一八	
大阪港 手袋	
大阪港 肌衣	二、五五八、〇一〇	一〇、〇五五、〇四二	九、五五、三三一	四、四三、九八九	二、六〇、六七五	四、六〇、〇八二	七、四四、八五二	
大阪港 生地	
横濱港 靴	
横濱港 手袋	一、六、二三〇	三、三、七五七	九、四、五三三	一、五、〇三三	一、五、〇三三	五、五、二二	...	
横濱港 肌衣	

(單位打円)

港別種類	昭和四年		昭和三年		昭和二年		昭和元年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
四日市港 肌衣
名古屋港 靴
名古屋港 手袋
名古屋港 肌衣
門司港 靴
門司港 手袋
門司港 肌衣
下關港 靴
下關港 手袋
下關港 肌衣
函館港 靴
函館港 手袋
函館港 肌衣
小樽港 靴
小樽港 手袋
小樽港 肌衣
敦賀港 靴

註線は統計未發表につき未詳のもの

第二十九表 港別種類別國別輸出額表

甲、神戶港

一、綿莫大小肌衣

國別	昭和三年		國別	昭和三年	
	數量	價額		數量	價額
支那	一三、六三四打	八四、一二五圓	獨逸	一四、一八四打	三三、九五九圓
關東州	六、九一三	三〇、五六九	白耳	八、一九一	二五、五〇三
香港	一三一、〇九三	三九八、二五〇	伊太利	二二〇	一、二五七
英領印度	一、五二〇、三五五	四、三九二、九〇三	和蘭	三二、六五二	一一六、四〇六
海峽植民地	九五、八八六	二五六、五〇四	瑞典	五一九	二、四二〇
蘭領印度	四三二、二三四	一、一五一、八四四	西班牙	三七四	一、〇二二
佛領印度支那	四四〇	四、五〇〇	土耳其	三、二八五	一〇、一六五
比律賓	一、三八七、三一八	三、一四三、九二八	米國	八八、〇六四	三〇〇、八六四
暹羅	九、三〇九	一九、五五八	加奈	三〇、三六八	一二七、四九五
其他亞細亞諸國	四八、二七〇	一七三、〇八八	墨哥	二五〇	九一〇
英國	六三九、三九三	二、七六三、四九〇	玖瑪	一三、一八五	三一、四一七
佛國	四八、六〇八	一五八、〇五七	其他北米諸國	二八、五三九	八三、四四七

二、莫大小靴下(絹製)

國別	昭和三年		國別	昭和三年	
	數量	價額		數量	價額
秘露	三七、三〇二	一八七、四〇〇	東阿弗利加	二〇七、九二三	七五二、五九九
智利	二、三六五	五、一四五	其他阿弗利加諸國	八〇、一八二	二六二、六八六
亞爾丁	一、二五七	四、三〇四	濠洲	一四、一一九	四七、七〇三
伯刺爾	五七	一九〇	新西蘭	二二、八七〇	一〇一、八七五
ウルクワイ	五、四九八	二一、五九四	布哇	一、一七一	三、一六二
其他南米諸國	三二、二五九	一一八、七六四	其他	一四、三八二	四四、八三四
埃及	三五八、四九七	一、三一七、五一三	計	五、六四五、三四二	一七、三二九、四二〇
喜望峰	三一三、一七六	一、一四九、七五二			

喜望峰	埃及	九、三三一	二五、一八三	六六六	二、九七五
五〇〇			一、二五〇	計	一七、七二一
				洲	五九、一八〇

三、莫大小靴下(絹製以外)

國別	昭和三年		國別	昭和三年	
	數量	價額		數量	價額
支那	三、一九八打	一〇、八九七圓	獨乙	八五、八三八	一二五、五六九圓
關東	四、六四〇	一一、〇四二	白耳	四、三七〇	五、九六一
香港	一、三〇二	四、四三二	和欄	三六、五四三	六五、七四七
英領印度	五〇八、一六四	八二八、七五七	西班牙	二八九	六一五
海峽植民地	一一、三一九	二二、六八四	丁抹	三、〇二八	四、四一〇
蘭領印度	三四、三九〇	五九、三〇六	土耳其	一〇、一五六	一七、〇八〇
比律賓	一九、〇八三	三一、五二〇	其他歐洲諸國	六〇〇	一、八五〇
暹羅	七五九	九三〇	米國	五一、七八四	一一、〇四四
其他亞細亞諸國	二〇、四五二	三五、四八五	墨西哥	六〇〇	一、七四〇
英國	六五九、七一二	八九四、三七九	玖瑪	二一、七〇〇	三一、三一三
佛國	一一、九四七	一七、一四四	加奈陀	八五、二七一	一三〇、三七五

四、莫大小さるまた

國別	昭和三年		國別	昭和三年	
	數量	價額		數量	價額
其他北米諸國	四〇、三六二	七二、八三〇	喜望峰	四一、八〇一	六八、九六七
秘露	二九、八九二	六〇、一〇一	東阿弗利加	一一、四九六	二〇、二二〇
智利	五二、八九六	一一三、〇九四	其他阿弗利加諸國	一三、六八二	二三、六八四
亞爾然丁	五、五七六	一三、一八九	濠洲	三、八七〇	一四、四五二
ウルグワイ	二二、三二八	三七、五四八	新西蘭	一四、一六〇	二九、二七三
其他南米諸國	四七、四五九	一〇四、五一七	其他	二二五	七一八
埃及	三四九、五七三	六六七、六九二	計	二、二〇九、四六五	三、六四九、五六五

國別	昭和三年		國別	昭和三年	
	數量	價額		數量	價額
支那	二二八打	一、五七一圓	比律賓	三二二打	九九五圓
關東	一、〇五三	四、三八三	其他亞細亞諸國	二、二〇一	一〇、一〇九
香港	四九〇	一、〇六九	英國	六九、八四四	三三七、三四八
英領印度	七、二四〇	二一、七七九	獨乙	六一	二四五
海峽植民地	二、二九〇	五、二一五	伊太利	三〇	二八八
蘭領印度	四〇	五四	和蘭	九八	一九〇

國別	昭和三年	
	數量	價額
米	二〇	八〇
加奈陀	四九五	二、七一八
墨西哥	四〇	二七一
瑪哥	一三〇	八二五
其他北米諸國	二六五	八九二
秘露	二、七四九	一六、一四八
智利	三〇	一七二
亞爾然丁	六四九	二、〇〇三
計		
其他南米諸國	三、一〇八	一三、二九四
埃及	一、五四三	四、五六〇
喜望峰	二五、一一〇	一〇一、七二九
東阿弗利加	一、五〇六	六、五五〇
其他阿弗利加諸國	三二〇	一、一五〇
濠洲	二八四	八一五
新西蘭	一、九三六	一三、六九二
計	一一三、〇八二	五四八、一四五

五、莫大小手袋

國別	昭和三年	
	數量	價額
支那	五、七六二	九、九三一
關東州	八七八	一、二七二
香港	二一〇	四二〇
英領印度	一一、一一〇	二三、九四三
海峽殖民地	三八六	七九三
計		
蘭領印度	一〇〇	一五〇
露領亞細亞	一、〇〇〇	一、六〇二
比律賓	五	八
其他亞細亞諸國	四二〇	七五六
米	一、七〇〇	二、六一三
計	二五、二八三	四六、七二五

國別	昭和三年	
	數量	價額
加奈陀	一、七四八	二、三〇二
秘露	一〇〇	一四五
埃及	八八六	一、三三五
計		
濠洲	九八七	一、四五四
布哇	一	二
計	二五、二八三	四六、七二五

六、莫大小生地

國別	昭和三年	
	數量	價額
支那	二五、〇〇〇	六、九三六
關東州	四五〇	一五〇
香港	三八、〇五五	一〇、四八〇
英領印度	一三、八二五	三、四〇〇
比賓	一、二二一、〇五〇	二九一、五〇七
暹羅	二、九九九	八〇四
英國	四三、七五六	九、五〇五
伊太利	一八、〇〇〇	六、〇〇三
土耳其	三六、二二〇	八、一九四
計		
加奈陀	八、八〇〇	二、一四四
秘露	七、七七〇	一、九五二
智利	九、三五七	一、七〇二
ウルクワイ	一五、八九七	五、〇八二
其他南米諸國	一、一〇四	二二〇
濠洲	四一三、〇三二	一一六、九二六
新西蘭	四〇八、四九五	一三三、七二八
計	二、二六三、八一二	五九八、七三二

乙 大阪港

一、綿莫大小肌衣

國別	昭和三年		國別	昭和三年	
	數量	價額		數量	價額
支那	一八〇、四六七打	一、一三七、五二五圓	伊太利	一〇〇打	三〇二圓
關東州	六六、四九一	五二一、七六七	西班牙	五九六	二、六七〇
香港	二四四	六九二	葡萄牙	七七三	四、六一九
英領印度	一、四六九、三九九	四、七〇〇、五四五	其他歐洲諸國		
海峽植民地	七、三八九	二九、五一〇	米國	一、三〇〇	一〇、〇〇〇
蘭領印度	一〇九、九八七	一七八、五九四	加奈陀	四、四一四	一七、二五九
露領亞細亞	六	三三	玖瑪露	八〇六	七、四四六
比律賓	九八、〇八四	三八八、七四二	秘露	四五六	二、一九七
暹羅	二、三八五	九、四六一	智利	八〇〇	二、五二〇
其他亞細亞諸國	七、六三三	二五、八六五	其他南米諸國		
英國	四三九、七六六	一、八四三、五九一	亞爾然丁	二、〇四〇	六、五四九
佛國	八五〇	三、三一一	埃及	二〇、六〇二	八九、六〇四
白耳義	四、四四三	一五、八六五	希臘	四、九七九	二一、六八四
合計	三九、三一九	二〇三、七〇〇	其他	四〇	一〇〇
東アフリカ	七、五二四	二九、八三八	合計	二、四六九、九一八	九、五五四、三三一
其他阿弗利加諸國	二五	三四〇			

二、莫大小靴下(絹製)

國別	昭和三年		國別	昭和三年	
數量	價額	數量	價額	數量	價額
支那	一五七打	六五四圓	其他亞細亞諸國	四打	三九圓
關東州	二、三一三	九、四六一	埃及	五	一八
英領印度	五、五一〇	二二、二二一	東阿弗利加	二一五	六一〇
比律賓	三六九	一、三二〇	合計	八、六一五	三四、五一四
海峽植民地	四二	一九一			
合計	三九、三一九	二〇三、七〇〇			
東アフリカ	七、五二四	二九、八三八			
其他阿弗利加諸國	二五	三四〇			

三、莫大小靴下(絹製以外)

國別	昭和三年		國別	昭和三年	
	數量	價額		數量	價額
支那	二六、三二七打	六三、一四九圓	關東州	三九、一六七打	一一九、五六二圓
合計	二六、三二七	六三、一四九			

國別	昭和三年		國別	昭和三年	
	數量	價額		數量	價額
香港	一九	四九	米國	五〇〇	七五〇
英領印度	九二、七七九	一八八、六一二	瑪瑙	五〇〇	八、七六七
海峽殖民地	二九七	九三二	其他北米諸國	五〇	八一
蘭領印度	八、二八四	二一、八二八	秘露	二〇〇	六五一
露領亞細亞	四〇〇	一、一六八	智利	一、三五〇	三、一一五
比律賓	七、六〇六	一五、七一八	亞爾然丁	六〇〇	一、一一二
暹羅	一〇〇	二七〇	埃及	二、〇〇八	二、八二八
其他亞細亞諸國	一、〇一一	二、二二四	東阿弗利加	二、二九三	六、五二五
英國	三一七、一〇七	五四三、〇三七	其他亞弗利加諸國	一〇〇	一九四
其他歐洲諸國	四五〇	一、二五〇	計	五〇六、五四八	九八一、八二二

七四

四、莫大小ざるまた

國別	昭和三年		國別	昭和三年	
	數量	價額		數量	價額
支那	九、九八九打	二七、八〇〇圓	海峽殖民地	一、二六二打	一、九四三圓
關東州	五、三三六	二二、六七六	蘭領印度	一、二三一	四、五九一
香港	一五六	四六五	暹羅	四〇	一六四
英領印度	七、五一〇	一一、〇八一	其他亞細亞諸國	九	二四
計			計		
				二八、一八五	七八、九八四

國別	昭和三年		國別	昭和三年	
	數量	價額		數量	價額
阿弗利加	一	一〇、〇八〇	秘露	五二	一六〇
英國	二、六〇〇	一〇、〇八〇	計		
計			計		
				二八、一八五	七八、九八四

五、莫大小生地

國別	昭和三年		國別	昭和三年	
	數量	價額		數量	價額
支那	七二八、五二三 ^{方部}	二九〇、六三一 ^円	比律賓	二四一、二四〇 ^{方部}	四〇、一七〇 ^円
關東州	一七〇、七五六	六九、二九一	計	一、一四九、八六八	四〇三、七〇四
香港	九、三四九	三、六一二			

六、莫大小手袋

國別	昭和三年		國別	昭和三年	
	數量	價額		數量	價額
支那	一三三、六七六	二二八、七一五	英國	一、七〇〇	四、二六六
關東州	五六、六二九	一二六、四一八	米國	一〇〇	一四九
香港	四〇	一二七	加奈陀	七二三	九六一
英領印度	七、四五〇	一〇、九七四	計	二〇〇、四一八	三七一、七二六
海峽殖民地	一〇〇	一一六			

七五



第二編 内地市場に於ける本邦輸出莫大小製品の取引状況

第一章 取引系統

本邦に於ける輸出莫大小生産地が大坂兵庫愛知東京神奈川の諸府縣であることは既に記した處である。今其の輸出されるまでの取引系統を見ることにしよう。

先づ地理的の系統を辿るに神戸は輸出莫大小の積出港としての隨一で兵庫縣下の靴下製品は云ふに及ばず大阪製品の大半も此の地に集つて海外に船積せられてゐる。大阪も亦神戸に次ぐ重要港であり大阪府の製品にして大阪埠頭に集まるもの少なからず、近時大阪港の完備と共に其の輸出货量増加し神戸商館にして大阪の製造家に注文の際大阪積とする者も漸く多い。愛知縣の製品は製造家が直接輸出を爲すものは約三割で輸出業者を通じて輸出をする者凡そ七割、而して前者は四日市港又は名古屋港より出され後者は神戸に到るものである。神戸に對する名古屋のかゝる地位は在來名古屋には輸出業者（貿易商）の少きと、輸向莫大小製品の生産高もさのみ多額でない一方他に綿織物陶磁器等の主要物産あり其れ等に力を集注して居た關係上莫大小の如き神戸商館の手に委して省みなかつた爲めではあるが、近來にあつては名古屋港の修築完成と共に漸く本製品輸出港として重要性を増大すべき勢にある。横濱製品は横濱より輸出される。東京製品は七割方は關西に移動され神戸より輸出されて居

り残りの三割方は横濱より船積せられる。横濱を経由するものは南中米向であり關西へ行くものは英國向印度向等である。横濱にも印度商館あり印度向輸出をしてゐるが横濱製造業者との關係で事足りてゐる状態で東京製造家と取引ある者は殆んど無い。直接關東州又は北樺太に送られるものもあるが特に注意を要する程に多數ではない。東京製品にして遙かに阪神を経由する所以は英國印度阿佛利加向輸出に熟練せる貿易商の多くが阪神地方に集りてゐることも一因であり且神戸大阪の船積料が横濱港の夫れに比し約半分も低廉なことも一因であるがまた彼の關東大震災により京濱地方の受けたる打撃のかなり大であつたと共に他面横濱地方の商館筋が一時本據を阪神に移し其の儘歸つて來ない様な事情の存するのも暇過し得ざる原因の一つであらう。

製造工程上の系統としては輸出莫大小製品の製造業者は原料たる糸を購入して是を或は自工場にて或は編立專業者に編立せしめて、晒し作業も或は自工場の晒装置を以て或は晒業者に委託して、製造過程の一步を踏み出す。而して染色工程は前編にも述べたる如く殆んど染色專業者に出して居て自己の染色工場を有するものは極く少數である。起毛を要するものにあつては其の起毛作業はたゞ自工場にて行ふものも無いではないが大部分起毛專業者に委託する。莫大小製造業者にして自ら原糸を紡績してゐるものは無い。また直接糸を購入せず莫大小生地を購入して製造を營む者も大阪地方には少くなく、生地は多く和歌山縣下より供給される。編立業者は大阪横濱東京等各製造地及其の附近に存

在してゐるが在來よりの慣習により稍遠隔の地に存してゐる場合もある。大阪に於ける手袋が手袋製造業者より委託と共に糸の供給をうけて香川県下に於て編立加工せらるゝ如きは著しき一例である。香川県出身の某氏が莫界に入り郷關的關係より斯業が東讃岐郡に傳はつてゆき現時にては白鳥三本松坂出の三地方の如さはこの編立の下請が一つの産業をなしてゐる位である。編立、染色、起毛、晒し等の作業が自工場内に於て行はれず他に委託される部分の少ないのは、是等の工程に要する諸設備は複雑にして大資本を有し相當大なる數量を常時取扱ふものでなければ能く完備することは難く、且中小當業者にあつては斯業の製品が其の需要數量常ならざる爲めに常時平均數量の注文に應じ得らるゝだけの設備をなし、其れ以上の注文ある時は一部の作業を他に委託する方を有利とするに由るものである。莫大小業にあつては是等の加工業者は夫々の加工を工賃を以て委託されるに過ぎないもので自らの計算を以て自主的に業界に働きかけるが如き事は無い。従つて是等は夫々に製造工程中の分業的地位を占めるもので積極的に取引系統を動かしてゐるのではない。

次に輸出取引上の系統について觀るに製造業者の許に製造を完了した製品は、製造業者より直接輸出する場合、製造業者より輸出業者の手を経て輸出さるゝ場合、更に此の製造業者と輸出業者の間に中間者の存在する場合の三途に依り海外市物に見ゆることゝなるのである。輸出莫大小の製造業者が大阪府に最も多く輸出業者が神戸に横濱に所在せるは既に記したところである。中間者も亦斯業關

係者の多數存在する大阪兵庫地方に見る處であるが、茲に中間者と稱するのは所謂取次の口錢のみを目的とする仲立人を指すもので無く、一面自主的立場を以て輸出製造兩者の間に介在して輸出業者よりの注文を自己の名と自己の計算を以て製造業者に製造せしむる者を指す。單なる仲立人の意味に於けるものは輸出莫大小業にては全く存在しないと云つてもよい。前記中にも觸れた様に資力相應程度の生産組織を持ち、それ以上の注文に接する時には他に製造を委託するものあり、また其の製品の仕上げ若くは其他の一部分の作業は自己の手許に於ても行ふものあり、周圍の事情採算の關係により或は直輸をなし或は輸出商館を通ずる場合あり、多くは渾然として居り莫然たる觀念に由る他劃然とは分別し難きものがある。大阪に於て俗に製造問屋と稱せられるもの、幡但地方の問屋筋及び工業組合の販賣部等は此の中間的地位に於けるものと見るを得ようか。

而して右の三系統に就いて留意すべきは何れの系統を通ずるものにあつても製造業者の生産に依り其の系統の流れが始められるものでなく、寧ろ海外輸入業者の注文に依りて總ての取引が促されるものであることである。

輸出莫大小の取引に幾何の當業者が關與して居るか各主要府縣よりの調査報告に基づき伺つてみれば輸出莫大小製品の製造に與はる者は昭和四年現在に於て凡そ三九三名、其の輸出に與はる者凡そ三二一名である。

三九三名の製造業者中自ら在外輸入業者との取引により直接輸出を爲して居るものは凡そ十二名で他は大部分輸出業者（貿易商）との取引を通じて間接に自己の製品を海外に輸出してゐる者であり、また一面には更に是等の下位にあり輸向製品の製造を専ら行ふてゐる者も含まれる。右の間接輸出の場合其の中間的地位にあるものは神戸大阪に多く在る。製造業者にして神戸と取引ある者と大阪と取引ある者との割合は略五對三の程度であらう。製造業者は大阪府下に最も多く二九八名、兵庫縣下四二名、東京二八名、愛知二一名、神奈川四名である。

輸出に與はる者三二一名中一二名は前記の製造業者にして直接輸出を爲す所謂「大どこ」である。其の他は自ら輸出を行はなない製造業者の製品を取扱ふもので、全く中介的作用のみを營む神戸横濱の貿易業者であり、又は時には自らも製造加工をなし又はなし得る立場にある一に製造問屋と稱せられてゐる大阪地方の輸出莫大小業者である。前者が一三五名（内横濱九名）、後者が一七四名程である。この都合三〇九名が製造業者中直接輸出を爲さざる三八一名と相對立し相互交渉を持つてゐる次第である。大部分は海外の輸入業者と取引あるものであるが自店の在外支店又は出張所に仕向くるものも若干あり、本邦にある外國輸入業者の支店又は出張所及外人商館に賣込むものも凡そ五十名程ある。本邦の莫大小製品の輸出に關與する在本邦外人商社は主要なるものも一〇〇足らずあるが、近時には往昔の如くに外人商館の勢力無く莫大小業にては、大阪の所謂川口華商（約三二名、其の莫大小

取引額約五百萬圓餘と註せられる）と神戸に於いて英商（十五名）印度商（一〇名）其他米商佛商獨商等が夫々印度歐亞諸地方に、支那商（二〇名）が支那滿洲南洋に對して若干の勢力を有して居ると、横濱にて印度商館（約六名）が莫大小取引に永く手を染めてゐるのとが主要なものであるが、神戸に於ての外商の勢力は邦商の夫れに比し頗る微弱なるの感がある。横濱港に於ては印度商の勢力は相當根強きものがある様であり横濱製品の大部分は此の印度商館を通じて輸出されてゐる状態である大阪華商も支那南洋向けの製品に就いては其の關係なかく、に強靱であり、是等にあつては製造業者と外商との關係交渉永年に亘り、頗る密接なものがあるので相互の便宜上將又情誼上一朝にして改變し難い事情が存してゐるのである。

今輸出莫大小取引關係業者の主なるものを舉げてみれば大體左の如きものである。
輸出莫大小製品主要取扱業者（府縣應報告に據る）

氏名	所在地	取扱品目
大阪府（製造業者、輸出業者）		
丸松合資會社	西淀川區海老江町	肌衣、靴下
株式會社福島洋行	西區江戸堀南通四丁目	同
村岸莫大小合資會社	西淀川區大仁町	肌衣

日本莫大小株式會社	西淀川區浦江町	同
寺阪莫大小株式會社	北區萬歲町	同
金貨莫大小株式會社	西淀川區浦江町	同
石井勝治郎	北區天滿橋筋五丁目	同
西松莫大小株式會社	北區鶴野町	同
淺利洋行	北區信保町一丁目	同
池尾洋行	西區新町通四丁目	靴下
梅垣德太郎	西淀川區大仁元町二丁目	肌衣
成瀬歌吉	此花區吉野町	手袋
杉山喜三郎	西區西道頓堀通五丁目	肌衣
兵庫縣 (製造業者)		
長岐吉郎	武庫郡本庄村青木	靴下
岸本理三郎	神戸市下澤通二丁目	同
稻岡武三	同 同 四丁目	同
長谷川伸一	加東郡瀧野町	同

松本松太郎	印南郡志方村	同
宗佐義一	印南郡西神吉村	同
野村覺次	同 西神吉村	同
長谷川松次	同 西志方村	同
大田知二	同 平莊村	同
陰山音吉	同 志方村	同
平田作次	同 同	同
姫路莫大小株式會社	姫路市城東町	同
兵庫縣 (輸出業者)		
大同貿易株式會社	神戸市浪花町	肌衣、靴下
株式會社三重商店	同 浪花町	肌衣、靴下、手袋
株式會社兼松商店	同 伊藤町	肌衣、靴下
田村貿易合資會社	同 三ノ宮町三丁目	肌衣、手袋、靴下
日出貿易商店	同 三ノ宮町一丁目	肌衣、靴下
岡崎商店	同 浪花町	同

ベン貿易商會	同	三ノ宮町	同
合資會社ウインクル商會	同	磯邊通一丁目	同
リーベルマンエンドシユリ商會同	同	浪花町	同
タナワラ商會	同	磯邊通四丁目	同
愛知縣 (製造業者)			
伊藤莫大小株式會社		名古屋市中區江町三	肌衣
猪村商會		工場 三重縣四郷村室山	同
白木安太郎		名古屋市南區熱田中瀬町	同
村岡莫大小製造所		同 中區梅川町	同
加藤尙良		同 西區兒玉町	同
神奈川縣 (製造業者)		同 西區泥江町	同
萬榮商店		同 橫濱市中區中村町	靴下
山田莫大小製造所		同 中區本牧町	同
下田重平		同 磯子區根岸町麥田	同
合資會社橫濱輸出絹莫大小協 同工場		同 程谷區程土谷町神戸	肌衣

神奈川縣 (輸出業者)			
太平洋貿易株式會社		橫濱市中區山下町四六	靴下
松浦貿易店		同 中區辨天通三ノ五二	肌衣
川北商會		同 中區太田町六丁目	靴下
東京府 (製造業者)			
合名會社清水メリヤス店		東京市日本橋區橫山町	靴下
東京靴下輸出工業組合販賣部		同 小石川區久堅町	同

第二章 取引上の機關

一、當業者間の團體

莫大小業に關し當業者の團體として有力なのは重要物産同業組合法、及び重要輸出品工業組合法による同業組合及輸出工業組合である。前者は一般莫大小業者を以て組合員とする地域的強制團體であり、後者は輸出莫大小製造を業とする者により組織せられる地域的出資團體である。共に當業者に統制的意志を加えて營業上の弊害を矯正し、斯業の改良發達を圖る等當業者の地位を改善充實せんことを目的としてゐる。

二、同業組合

同業組合は明治三十三年法律第三五號重要物産同業組合法により設立せられる法人であり、莫大小業にあつても昭和四年現在にて左の如き同業組合が作られてゐる。(商工省工務局調に據る)

組 合 名	所 在 地	設立年月日	員 數	組 長
東京莫大小同業組合	東京市日本橋區藥研堀二九	明三・一・二六	一、三六〇	栗山 安平
横濱莫大小同業組合	横濱市中區山下町三〇	大五・二・九	四	讓原 万太郎
愛知縣莫大小同業組合	名古屋市西區泥江町	大六・一〇・二	四三	猪村 鎌吉
大阪莫大小タオル同業組合	大阪市東區瓦町	明三・三・四	一、七九九	田中 隆吉
大和莫大小同業組合	奈良縣高市郡八木町	大七・五・二八	八	堀江 要二郎
郡山莫大小同業組合	奈良縣生駒郡郡山町	大四・三・二九		八尾 音次郎
和歌山莫大小同業組合	和歌山市商工會議所内	大二・七・二三		廣田 武三
香川縣莫大小同業組合	香川縣大川郡白鳥本町	大六・一・三〇		橋本 貞吉

同業組合を設置せんとするときは豫め地區を定め、其地區内の同業者三分二以上の同意を得て、先づ創立總會を開き、定款を議定して主務大臣(莫大小業に於ては商工大臣)の認可を受くるを以て足り、組長、副組長、評議員等の役員を設けて組合の業務を行ふこととなるのである。同業組合設置の

曉には重要物産同業組合法第四條に依り其の地區内に於て同一の業を營む者は商工大臣により營業上の特別の 況により特に加入の必要なしと認められたる者以外は、總て組合に加入することを要するものとせられてゐる。

三、工業組合

工業組合は大正十四年法律二八號重要輸出品工業組合法により、設立せらるゝ法人であり、重要輸出品の製造業者が該工業の改良發達を圖る爲め或は共同の施設を講じ或は製品の検査取締りを爲す等を目的としてゐるもので、莫大小製品も重要輸出品の一として輸出莫大小工業組合組織せられその現在に次の通りである。

組 合 名	所 在 地	設立年月日	理 事 長
東京輸出莫大小工業組合	東京市日本橋區藥研堀町	昭三・三・三	小松 文五郎
東京輸出靴下工業組合	東京市小石川區久堅町	昭三・六・四	今泉 吉太郎
横濱輸出莫大小工業組合	横濱市中區相生町	昭三・三・九	讓原 萬太郎
名古屋輸出莫大小工業組合	名古屋市西區泥江町	昭三・三・九	伊藤 傳七
大阪輸出莫大小工業組合	大阪市此花區上福島南三丁目	昭三・二・二四	外海 鏡次郎
大阪莫大小晒工業組合	大阪市東淀川區上新庄町	大五・二・六	飯田 常五郎
兵庫縣輸出莫大小工業組合	兵庫縣印南郡米田村神瓜	昭三・三・九	松本 松太郎

工業組合を設置せんとするときは豫め地區を定め、其の地區内に於て組合員の資格を有する者、三分二以上の同意を経て、創立總會を開催し、定款其の他必要なる事項を定め、役員を選任し商工大臣の認可を受くる事を要するのである。重要輸出品工業組合法第十七條に依り出資口數一口以上の出資をなさねばならないが、また特別の事情の無い限り一人五十口を超えないことになつてゐる。組合員の資格を有する者とは重要輸出品の製造者の謂である。

工業組合は其の事業として次の事をなすことが出来る。

- 一、組合員の製品、その原料若くは材料、又は製造若くは加工の設備に關する検査、其他必要なる取締又は事業經營に關する制限
- 二、共同設備の設置、其他組合員の營業に關する共同施設
- 三、組合員の營業に關する指導研究調査其他組合の目的を達するに必要な施設
- 四、尙組合は組合員の委託により其の製品の加工若くは販賣、又は組合員の營業に必要な物の供給をなし得る。

本法の實施以來未だ日月淺く殊に輸出莫大小工業組合は永きも三年餘に過ぎず、爲めに諸般の施設も猶計劃中に屬し組合販賣部もわづかに東京輸出靴下工業組合に是を見るのである。現在事業に於て最も主要なるものは輸出検査である。右工業組合中大阪莫大小晒工業組合は大阪府下に於て輸向莫大小晒を業とする者により組成された工業組合であり、加工料の協定、原料及材料の共同購入製品の検査並取締、同業者の競争排除紛争の調停視察員の派遣其他研究調査等を行ひ又は行はんとしてゐる。

(三) 日本輸出莫大小工業組合聯合會

各地輸出莫大小工業組合相互に氣脈を通じ、共同一致して營業上の弊害を矯正し利益を増進する目的のもとに昭和二年六月日本輸出莫大小工業組合聯合會が組織された。所屬組合は夫々一口以上五十口以下の出資をなしてゐて出資一口の金額は五百圓である。所屬各組合は聯合會に對し總會に出席し其の議決權を行使し役員を選挙し、又は工業組合法第十九條に據り總會開催の請求をなし、其他定款の定むる處により、聯合會の施設を利用し業務並財産の狀況に付き理事の説明を求め、書類帳簿の閲覧を請求し得る等の權利を有し、また他方聯合會に對し聯合會の定款決議を遵守し役員の招喚に應じ又は照會質問に對し回答し、事業報告書其他を提出し賦課徴收方法の規定に従ひ經費を負擔する等の義務を負ふものである。其の目的を達する爲め日本輸出莫大小工業組合聯合會は次の如き事業を行ふてゐる。

- 一 所屬組合員の製品の検査及取締り
- 二 輸出港税關構内に於ける輸出莫大小貨物の検査取締
- 三 製品の改良及販路の擴張に關する講究並施設
- 四 其他必要と認むる一切の事業及施設

右の内製品検査は最も主要なる事業の一であり商工省訓令たる輸出莫大小検査標準に基なづきされ

てゐる。

九〇

(四) 神戸貿易同業組合

特に輸出業者の團體としては別に特殊なものはないが一般貿易業者の團體たる神戸貿易同業組合は此の種のものゝ内最も整へるものであり、また神戸港を輸出港の大宗とする莫大小製品にとつても關係淺からぬものであらう。現在組合員總數約六百名中莫大小に關係あるは凡そ一〇〇名餘である。

(五) 其他の團體

輸出莫大小製造業者に依りて組織せらるゝものに莫大小輸出協會あり。本協會は會員一致團結して製品を改良し輸出取引の改善及商權の伸長確保を講ずるを目的として具體的方針に左の如き要項を掲げ毎月輸出莫大小彙報を刊行してゐる。(一)製品の改良輸出の増進に關する考究 (二)海外の商況調査並報告 (三)本會の目的を達する諸般の研究施設。又會員にして取引先より不當の要求をうけ又は理由なき解約の爲め損害を蒙りたる如き場合には、理事會は其の申告を受け事實を調査し仲裁を試みることにありと規約し、而して若し仲裁によりて圓滿なる解決を見る能はざるときは總會の決議を以て該取引先に對し會員の取引を停止することを得となしてゐる。現在事務所は大阪市北花區上福島にあり、理事長は聯合會理事長外海鏡次郎氏之を兼ねてゐる。

更に大阪輸出莫大小工業組合内に部會なるものあり、組合員中一ヶ年二千打以上を輸出する者は部

會に加入するを要すとし、部會は方面別並に品種別に別たれ、右に該當する各組合員につき最も多量に輸出する方面若しくは品種を主屬部會とし前年度の輸出状況により指定することになつてゐる。現在の部會は八部會(印度・米國及阿弗利加・南洋・支那・マニラ・英國・靴下・手袋)ある。

其の他には兵庫縣下に幡州莫大小製産組合あり、印南郡志方町に本據を置き下請製造業者より成り賃銀の改善等に協力してゐる。凡そ百八九十名の組合員を擁してゐる。右に對して同じく印南郡に問屋側即ち神戸の貿易商乃至は直接海外より注文をとりて更に是を下請加工せしむることを主業とする者の團體として商部同盟會あり、三十名位の會員があつて下請値段の協定等を行ふてゐる。以上にあげたるもの以外には内地向莫大小業者にありては半ば社交的團體も數多あるが輸出莫大小には是を見ない。

二、輸出検査

(一) 輸出検査

工業組合會の主なる事業の一は輸出検査である。輸出莫大小製品の輸出検査は粗製濫造に陥ることを防ぎ品質の低下に備へて其の名勢を維持せん爲め、夙に大正七年より工業組合聯合會の前身たる日本莫大小同業組合聯合會以來行はれて來てゐるところである。現在にては昭和三年商工省訓令第五號輸出莫大小検査標準により左の如き職制を採り神戸出張所を除いては夫々各工業組合にて検査事務を

とつてゐる。また府縣に於ても奈良福岡滋賀の三縣に夫々昭和四年より輸出製品検査が行はれてゐる
輸出莫大小工業組合聯合會検査部職制

區分	職制	人員	所在地 (本支部)
本部	検査長 監督係 税關出張員 商標係	一 二 二 二	大阪市此花區上福島南三丁目西一番地
大阪支部	検査主任 工場係 検査係	一 三 一 八	右 同
兵庫縣支部	検査係(主任ヲ含ム)	四	兵庫縣印南郡米田町神瓜一〇二ノ五
東京支部	同	一	東京市日本橋區藥研堀町一九
名古屋支部	同	二	名古屋市西區泥江町二丁目
横濱支部	同	一	横濱市中區相生町三丁目五
神戸出張所	同	三	神戸市三宮町三丁目田中ビルディング

(二) 検査の實際

検査を受けんとする製造業者は検査申請書を所屬工業組合に宛て規定手数料を添えて申請するのである。検査場所は申請人の工場店舗又は検査事務所に於て是を行ふ。場所、時間共他運搬の手續等の事由の爲検査員が申請人の工場店舗に出張する場合が最も普通であり、検査は抜荷検査にて行ふ。輸出検査は莫大小製品の輸出に際しては必須の事にして、苟くも莫大小輸出をなす者は此の検査を受け是に合格した製品でなければ輸出したり又は輸出の目的で販賣することは出来ないことになつてゐる組合員は其の輸出品に自己の製造した製品なる事を示す記號を附せないと其の製品を販賣することが出来ず、且其の製品に商標を附する場合には原則として自己の商標に限られてゐる。本品は曾つては殆んど全部注文者の商標によつて滔々として輸出されてゐたのであるが當業者の努力に依つて規約の改訂を見て必ず製造業者の商標を附することを要し、但暫定的に從來使用したるものは聯合會の證衡を経て輸出業者又は海外に於ける商人の商標又はネームにても昭和七年三月末まで使用出来ることになつてゐる。

検査手数料は毎年度總會の決議によつて定まり手数料は聯合會に於て徴收し各支部に於ける徴收額を當該支部所在地の所屬組合に交付することになつてゐる。昭和五年度の検査手数料は次の通りである。

検査手數料表 (昭和五年度)

再 檢 査	ジ ャ ケ ツ	手 袋	肌 衣				品 目	手 一 打 ニ 對 ス ル 料
			絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿		
小 大	絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿	
一 付 キ 個	六 參 貳 壹	四 壹 壹 六	拾 貳 壹 參	貳 錢 錢 錢	壹 錢 錢 錢	壹 錢 錢 錢	八 錢 錢 錢	
五 拾 錢	錢 錢 厘 厘	錢 厘 錢 厘	錢 錢 厘 厘	錢 錢 厘 厘	錢 錢 厘 厘	錢 錢 厘 厘	錢 錢 厘 厘	
再 檢 査	腹 首	セ ー タ ー	靴				品 目	手 一 打 ニ 對 ス ル 料
			絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿		
小 大	絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿	
一 個 參 拾 錢	拾 貳 拾 錢	拾 貳 拾 錢	拾 貳 拾 錢	拾 貳 拾 錢	拾 貳 拾 錢	拾 貳 拾 錢	拾 貳 拾 錢	
五 拾 錢	錢 錢	錢 錢	錢 錢	錢 錢	錢 錢	錢 錢	錢 錢	

組合員外検査手數料

再 檢 査	靴 下	手 袋	肌 衣				品 目	手 一 打 ニ 對 ス ル 料
			絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿		
小 大	絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿	
一 個 參 拾 錢	拾 貳 拾 錢	拾 貳 拾 錢	拾 貳 拾 錢	拾 貳 拾 錢	拾 貳 拾 錢	拾 貳 拾 錢	拾 貳 拾 錢	
五 拾 錢	錢 錢	錢 錢	錢 錢	錢 錢	錢 錢	錢 錢	錢 錢	
再 檢 査	腹 首	セ ー タ ー	靴				品 目	手 一 打 ニ 對 ス ル 料
			絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿		
小 大	絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿	絹 毛 人 綿	
一 個 參 拾 錢	拾 貳 拾 錢	拾 貳 拾 錢	拾 貳 拾 錢	拾 貳 拾 錢	拾 貳 拾 錢	拾 貳 拾 錢	拾 貳 拾 錢	
五 拾 錢	錢 錢	錢 錢	錢 錢	錢 錢	錢 錢	錢 錢	錢 錢	

検査品は検査の結果是を一等合格品、格下合格品及び不合格品の三種とする。検査品にして缺點あり、其の缺點が除去し得べきものである時には是を補修の爲め還付せしめる。或一部に多少の缺點あるも實用に適せない程度にひどいものでない場合、又は原見本に比較して其の違ひ目立つもの、及び補修のため還付したもので一等合格品とする程度でないもの等は格下合格品としてパスするものである。不合格の際には其の缺點と認むべき箇處に不合格の印を押捺することになつてゐる。

(三) 検査基準

合格品となり得ないものは (一) 商慣習に合致しない寸法に仕立てられてゐるもの (正當の事由あるものは固より不問) (二) 組合せ物で品位形状又は大きさが著しく異なるもの (三) 甚しく粗笨な生地又は不常に引延した生地を用いたもの (四) 厚さ不均等のもの (五) 精練漂白染色起毛若は整理著しく不良なもの (六) 瑕疵汚染等の缺點目立ち又は容易に變色若くは褪色するもの (七) 繊弱な縫糸を使用したり縫目の粗雑なもの (八) 鈕釦其他附屬品の品質不良であつたり付け方亂雑なもの (九) 人造絹糸を混用して其旨の明示無きもの (十) 製品の品位につき制限を設けたものでは其の制限に依らないもの (十一) 其他粗悪な材料を使用し不正な加工を爲し又は前記各項を參酌して實用に適せずと認めらるるもの等であり、其の検査に當つて準據する規格は次の通りである。

一、縫目粗雑なるものとは縫目外れ針疵及び送り一時につき肌衣十針、靴下十二針、手袋十五針(厚地のものは十針) 未滿のものを謂ふ(但し網シャツを除く)

二、繊弱なる縫糸とは三合絲未滿のものを謂ふ、而して伸縮する箇所の縫糸は42 $\frac{3}{8}$ 以上の太さであることを要する。但し薄地のものは80 $\frac{3}{8}$ の太さまでの縫糸を、絹縫糸及オーバローック裾引は二合糸を夫々使用することが出来る。

三、鈕釦其他附屬品著しく不良なものとは不完全なホック及び形状色合の不整又は脆弱な釦其他製品の品位に適應しない粗悪品を謂ふ。

四、付け方亂雑なものとは釦付20 $\frac{3}{8}$ 以上の太さの糸を使用せず又は釦付糸尻の兩端を結合してないものを謂ふ。(但し機械付を除く)

五、不正な加工をなしたるものと謂ふ中には穴紐の兩留四回未滿のもの及び縫止の不完全なものを含むのである。

六、絹靴下の寸法、縫目、刃付及び其他に事項につき左の標準に依つてゐないものは合格品となすことを得ない。

即ち男子用短靴下にあつては(寸法)長さ十三吋以上(編目)一時間二十二以上(刃付)一打六十刃以上、其他へムの深さ一吋以上伸度五吋以上なること、婦人用長靴下にあつては(寸法)長さ二十六吋(編目)一時間二十二以上、(刃付)一打八十刃以上其他へムの深さ一吋以上伸度九吋以上なること。

但し正當の事由あるもの又はサイズについて男子用九吋未滿婦人用八吋未滿のものは右標準に依らない。

また甚しく粗笨な生地とは次の標準に達しないものを指すのである

肌 衣

糸番手

半吋度目

三〇 二五
 二〇 一九
 一六 一七
 一四 一六
 一二 一四
 一〇 一五
 八

以上列記した基準はいはゞ最低及第線を示すものと云ふべく實際検査に當つては仕向方面につき或は夫々品番により製品の品位に或る目安を設けて製品の漸悪に陥ることに備えて居り、マニラ向南洋向支那向肌衣其他手袋靴下等に夫々品位制限規定を設けてゐる。検査に提出されるものうち不合格となるものは一步弱を示し綿莫大小肌衣綿莫大小手袋に其の率が稍多い。

輸出莫大小製品検査成績表 (日本輸出莫大小工業組合聯合會調)

品 種	年 度	格 下 合 格 品		不 合 格	格	検査總數量に對する 不合格の千分比
		一 等	合 格 品			
總 計	昭和四年	一一、六三八	七、七七二	七、〇五八	一一四、二七九	八・八

品 種	年 度	格 下 合 格 品		不 合 格	格	検査總數量に對する 不合格の千分比
		一 等	合 格 品			
肌衣	絹	昭和三	二九	四	四	一〇・八
	絹	昭和四	四一	一	一	九・五
	人絹	昭和三	六二、一六一	二七〇	四一四	六・二
	人絹	昭和四	一三、四五三	四九	二八	二・〇
	毛	昭和三	一、八六四	九五	三	一・五
	毛	昭和四	一一、六五三	二〇	七三	六・二
綿	昭和三	一〇、六二〇	七二	二二	二二	三・二
	昭和三	六、七七五	六八	二二	二二	三・二
	昭和三	八、九七二、六一二	六四、二五九	九四、五七二	一〇・三	
	昭和三	八、二七三、六八四	六一、二八〇	一〇八、六九三	一二・八	
	昭和三	七、九一四、七九〇	七三、八三〇	九〇、九三四	一一・二	
	昭和三	一一、五三四、〇三五	九四、五七二	一二七、九〇八	一〇・八	
昭和三	一〇、一一七、一四一	九七、三一六	九八、〇五三	九・五		

四 検査品の缺點

缺點ありとして補修の爲め還付せられたものは昭和四年中には九萬八千打であり、總検査數の凡そ七厘であり、缺點は疵綻時の相違汚浸卸附其他仕上げの不良等である

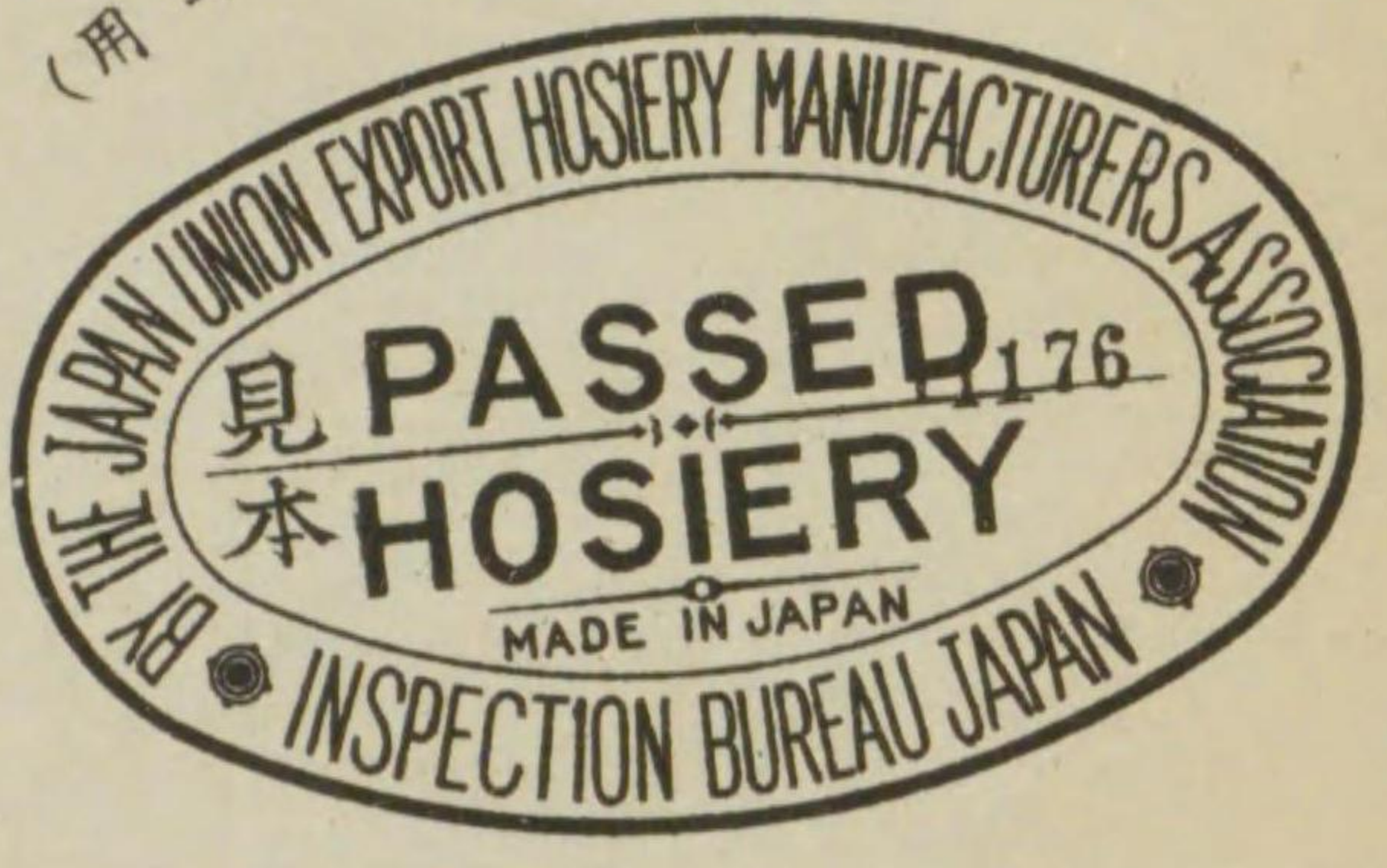
缺點中にて最も多きは疵であり、綻之に亞ぐ。疵の中では針疵、ワサビ疵、ハネロール疵等が生じ易い。針疵は莫大小の性質上連続性擴大性に富み爲めに製品の命數を最も短縮せしむるものであるが針疵の原因は針の太さ細さ、縫針の使用法並にミシンの廻轉度數の多少に由來するところ多い。また度稠薄地の晒生地硬化せる生地不當なる繰上げ繰下げをした生地、生地に二枚又は四枚と重ね縫をする箇所には針穴が生じ易い。ロール疵は強きロールを必要とするゴム織等に起り易く、ワサビ疵は度粗生地のネーム付二の字加工等に屢々生じ易い。

綻びも亦製品を著しく不體裁ならしめ耐久力を減じ商品としての價値を損ずるものであり、綻びには肩繼不良、環飛カジヤ衿外れが多い。オーバーメス淺く送り密なれど繼目淺く、或は送りが粗く繼目も淺き等の爲め縫目の開破し綻上げの調子緩きに過ぎ或は強きに過ぎた爲め、又は糸の立不良の結果伸度に副はず縫糸の切斷することのある等が其の主なる原因である。又伸度易き薄地、度粗き生地の裾袖伏せるゴム付加工等には裏糸切斷し易く、絹縫糸を使用せるもの、厚地の縞子等を使用し又は籠目シャツの加工には二の字外れ等の故障が起り易い。

吋の缺點即ち吋の過不足を始め吋不揃、吋違、別吋混入、其他、首吋、袖丈、丈吋等吋に關する缺點も相當の數に上つてゐる。是等の缺點は仕上其他取扱上の不注意に基づくものありと雖も生地に無理をなしたる場合が最も多い。生地は如何なる状態でも本來の吋巾以外には動かすことの出来ないも

記 録 番 号	品 名	檢 査 番 號	CG	等 級	注 文 地
	綿天竺肌衣				
受 取 者		檢 査 員 印			

外 証 票 (用 公 小)



等 一 級 証 格 合



下 格 級 証 格 合



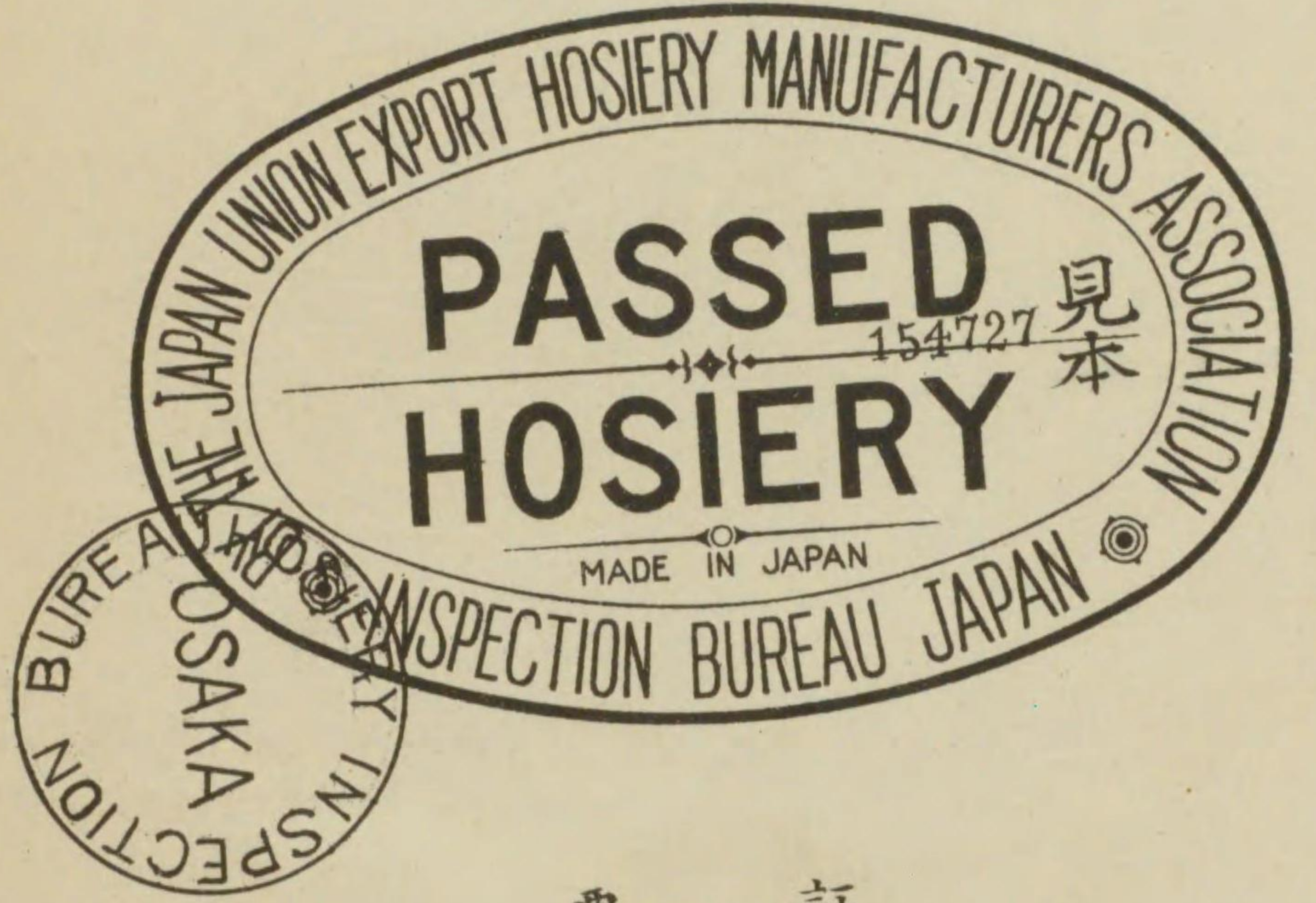
等 一 級 証 格 合 (向 州 濠 度 印)



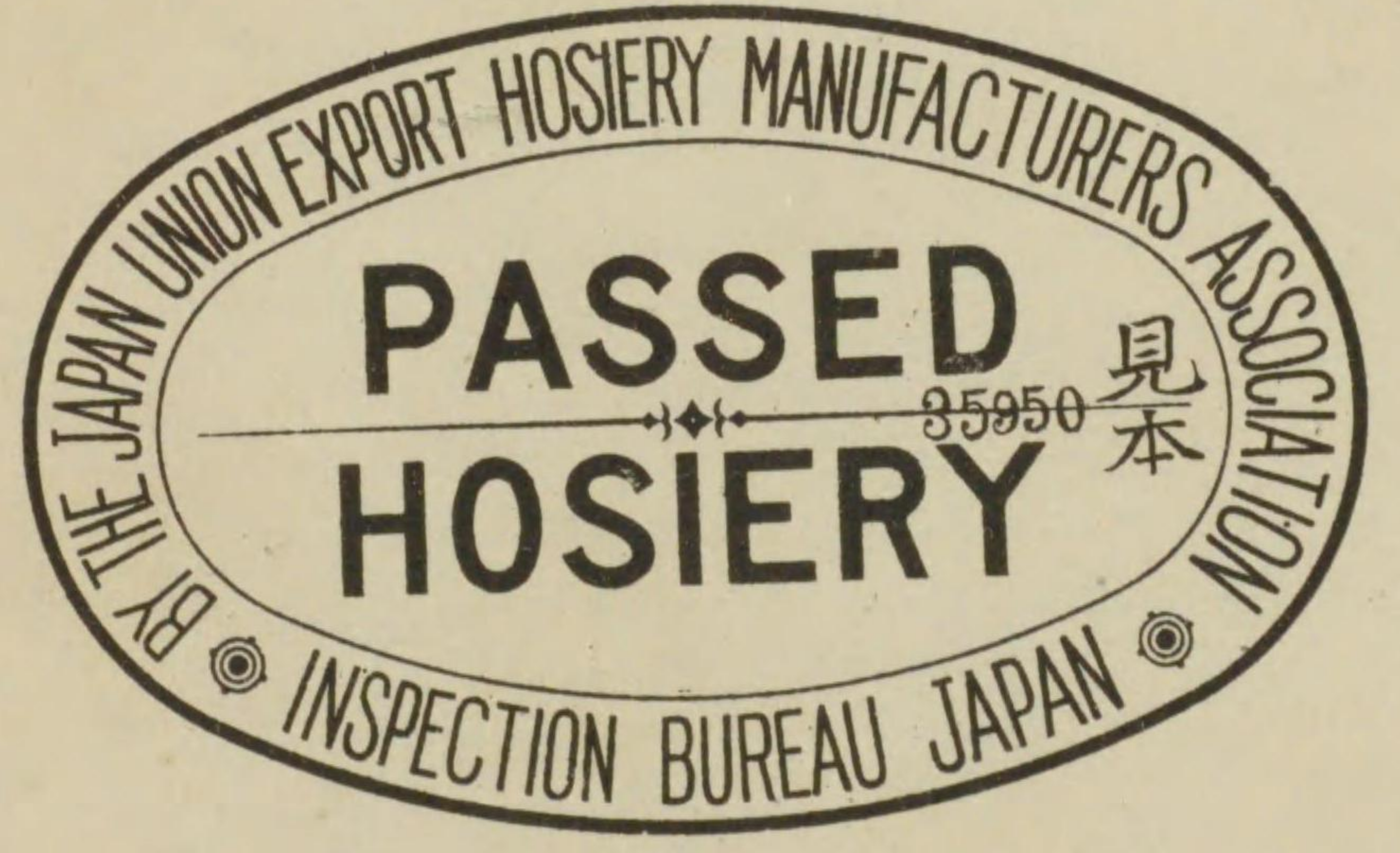
下 格 級 証 格 合 (向 州 濠 度 印)



外 証 票 (用 使 · 向 州 濠 度 印)



外 証 票



輸 出 莫 大 小 檢 査 証 票

綻びも亦製品を著しく不體裁ならしめ耐久力を減じ商品としての價値を損ずるものであり、綻びには肩縫不良、環飛カジャ袷外れが多い。オーバームス浅く送り密なれど縫目浅く、或は送りも粗く縫目も浅き等の爲め縫目の開破し綻上げの調子緩きに過ぎ或は強きに過ぎた爲め、又は糸の立不良の結果伸度に副はず縫糸の切斷することのある等が其の主なる原因である。又伸度易き薄地、度粗き生地の裾袖伏せるゴム付加工等には裏糸切斷し易く、絹縫糸を使用せるもの、厚地の縐子等を使用し又は籠目シャツの加工には二の字外れ等の故障が起り易い。

吋の缺點即ち吋の過不足を始め吋不揃、吋違、別吋混入、其他、首吋、袖丈、丈吋等吋に關する缺點も相當の數に上つてゐる。是等の缺點は仕上其他取扱上の不注意に基づくものありと雖も生地に無理をなしたる場合が最も多い。生地は如何なる状態でも本來の吋巾以外には動かすことの出来ないも

のである。假令僅かなりとも生地の時巾に無理を興ふる時は必ず本來の時巾に戻るものであり、従つて生地の上上げ、繰下げは結果に於て製品の不統一を來すものであつて、そのみならず伸縮に無理を加へたる爲めには製品に開破綻びを促す恐れが多分にある。

汚浸はまた著しく體裁を損ずるものであり取扱を間違ひから生ずるものが多い。

如上の缺點が相當少くないのは製品が複雑なる性質より來るものであるが、生地の性質仕上の様式加工の方法、材料の選擇等に絶えず留意し最善の方法を盡すならば上述の如く本製品の缺點が比較的單純器械的なる原因に因るものが多い故充分其の缺點を防止し得るものと信ぜられる。

合格品に對しては毎包装に一等合格證或は格下合格證を登録記號と並べ貼付し、外装に入れるものは外證票並内容明細書を貼付の上聯合會所定の割印を押捺する。

(五) 税關構内検査

また聯合會は輸出港税關構内に於て輸出莫大小の検査取締を爲してゐる。税關に入り來れるもの内若干を開函、検査を行ふものにして抜取検査である。税關に於て事故を發見せられることは比較的少なく組合員外の輸出検査申告、一部不良品混入等の事故が多く、是等に對しては或は検査を受けしめ或は補修を命じて夫々處置してゐる。

第五章 取引條件及商慣習

一、取引單位

製品にあつては取引單位も建値單位も打である。生地は碼建で扱はれる。但し取引上に於ては莫大の製品には打組合せなる特種な慣習がある。例へば注文ありてそのインデント何吋と云ひ來れる時にはその吋ものばかりの注文なるに非ずして其の吋を中心として數種の組合せより成つてゐることである。組合せは時に五種以上にも上ることがあるが三種の組合せが通例である。而して其の組合せは其の指定吋を中心として二吋おき位に組合せられる。例へば肌衣三十八吋中心と云へば四〇吋、三八吋、三六吋の肌衣の三通りのものゝ組合せとなるのである。是は本品が完製品にして即ち其の需要は各消費者個々の希望により其の大小種々雜多に亘り寸法の如き統一し難きものであるのに起因するものである。最も一般なる吋數——換言すれば最も多くの人に需要さるゝ處の普遍的な吋數は肌衣に於ては三八吋中心であり、靴下は三吋乃至十吋位殊に九吋半十吋半の組合せのもの多く手袋は濠洲のもの等にこの組合せものがあるが上海向には殆んどない。ズボン下さるゝまたにもまた組合せが行はれてゐる。

二、標準物及格付

本品は製品なるため消費者側の需要に左右せらるゝこと多く爲めに標準物なるもの存在せず従つて格付の如き整然としたものはない。各製造業者夫々の製品が其の品番號により各需要者夫々に漠然と價値印象づけられてゐるに過ぎない。殊に現在に於ては本品が先づ生産に依りて其の取引を展開するものでなく注文により生産を促されるに止まる受身的な取引系統を有することは一層かゝる傾きを持たしめてゐる。

三、輸出業者と製造業者との取引

輸出業者は海外輸入業者の需要に應じて製造業者に注文を發する。従つて凡て先物取引で現物取引は全く行はれない。大體二三ヶ月から半年位の先物が一番多いのは製造業者が注文を引うけてより原料を購入し機械を動かし製造を完了するのが概略この位の期間に相當するからでもあらう。

豫め製造業者は見本を製作し是を品質形状柄色合等の基準品として見本番號を附し需要者の注意を喚起しこの見本により値段數量につき賣買双方の意見合致する時は茲に取引は成立し輸出業者は製造業者に對し注文明細書を送付する。この注文明細書は契約書を兼ねたものと言ふべく、サイズ(吋組合)量目、柄、其他細工の細部に至るまで是を指示し引渡し時期を約する一方製品に瑕疵ありたる場合並に引渡期日に違反したる際の處置等の取極めを記載し、包装の如きも紙函の色は何色に縁は金べり、形は長方形、其他テープ、色紙等仔細に指定してあり函に貼るレッテルの如き先方より印刷して

註文書

註文番號 殿

標準見本番	數量 箱數 入數	明細	品名 品質	主見本番	號ノ通り
			品首 同前		
			縁ノ種類	見本番	號ノ通り
			釦前 胸當		
			仕立	貫縫	總オーバー
			袖	袖	襷
			寸法	市丈	
				袖丈	
				打數	
			量目	一打=付	匁以上平均
			柄色		
			ネーム		
特別記事					
仕上ゲ 裾縫					
包裝 打帶紙卷キ兩側テープ括リ紙函入紙包ミノコト					
紙函	色 縁	帶紙	天貼	レツテル	記事
包紙	寸法	前貼	品質番	寸法番	每壹打正味 値段
テープ					円
ス指	シャツノ向ツテ右側ニ寸法番				ネーム代
タン	シャツノ向ツテ左側ニスタンプ()ヲ押シ其下ニ				
プ定	QUALITY No.				
	MADE IN JAPAN. ヲ押スコト				
<p>上記諸條件ノ通り御註文申上候就テハ全數量ヲ 各其期日以内ニ御引渡被下度萬一期日以内ニ 於テ履行出來サル節ハ當商店ニ於テ此註文ノ一 部若クハ全部ヲ取消シ得ルノ自由タルハ勿論 ヨリ生シタル損害ノ一切ハ貴店ニ御要求可仕候 上記ノ物品引渡シノ上ハ當商店ノ都合ニヨリ其 一部若クハ全部ノ品質検査ヲ行ヒ可申候モ檢 査ノ有無ニヨリ生シタル損害ハ到着地ノ商業 其他ノ原因ニヨリ生シタル損害ハ指定セル鑑定 會議所領事其他ノ公共團體ヲ最終ノ決定シ損額 鑑定ニ基キ其證明書ヲ最終ノ決定ノ御承知相 貴店ニ於テ責任スベキモノト御承知相成度候</p>					
署欄名	賣主	買主	株式會社	〇〇	

一〇五

送付し來ることすらある。(尤もこの場合には製造業者はレツテル料を差引かれる。)又時としては輸出業者から既製見本を示して其の引渡し價額を見積らしめ双方の値段折合一し場合に取引成立するところなる場合もある。この場合問題となるのは俗に入札式とも云ふべき取引方法が行はれる餘地があり正直なる取引を損はんとする恐れなきにもあらざることである。即ちAなる製造業者の製品を他の若干の製造業者に示して製造價額を見積らしめより廉き値段を附したる者がBであつたりすればそのBに製品を注文する。此くすれば其の製品の價格はAの値を去りてBの値に平準されてゆくであらう若し萬一Bの附したる値が甚しく製造業者としての利益を阻害してゐるものとすれば製造業者全體の立場として著しき不利を蒙つたものと見なければならぬ。此くして正當なる値段が切崩し切崩されて行つたならば終には救ふべからざる状態に陥ることが無いとも言ひ得ないだらう。固よりかゝる事は一つの想像に過ぎないかも知れないが、なんにせよ商取引はあくまでも相互に徳義と自覺を以て爲さなければならぬことは今更喋々すべきことでもない。

注文書は種々な形式になし得るが慣習上略々一定し、輸出業者の手許にて一定の形式に印刷したものが多く注文の際は要項を記入して輸出業者より製造業者に交付して其の受書を差入れしめる。次表は其の一例である。

一〇四

製造業者にして新に販途を開拓せんとする者は常に新規なる形色模様を工夫して是を見本として見積り概要と共に輸出業者に送付し、又は連日の如くに輸出業者の店頭を歴訪して機會を覗つてゐる。輸出業者と製造業者とは永い間の商取引を續け大體固定してゐるものであるが新しい相手と新規契約を取結ぶ時は其の信用状態は興信所又は先方取引先に問合せて承合するのを常としてゐる。

代金支拂の時期は契約書（注文明細書）に記載されてある。即ち莫大小製品にては注成品を輸出業者に引渡しあつて後現金（小切手）を以て支拂はれるのを常としてゐる。注成品入庫毎數日後に支拂ふものも稀にはあるが月二回若くは三回支拂日を定めて代金を支拂ふものが最も普通である。邦人貿易商の支拂日は月二回（十四日及月末日）拂ひの多いが月三回（五日、十五日、月末日）又は月末一回拂ひのものも無いではない。

支拂要具はすべて現金（小切手）であり手形を使用することは少ない。而して支拂日の前日中までに到着した數量に依つて支拂はれる。何れの商館にも二歩乃至三步の戻口錢を徴される。

商品受渡場所及其の時期も契約書に記載してある。引渡期日は契約取極めの時から二三月乃至半年の先物であるが、市場の情勢其の他により更に短くせらるゝことも屢々ある。注文數量が多數の時は數回に分割して納入される場合も多い。引渡場所は十中八九までは輸出業者即注文者の倉庫渡しである。従つて輸出業者の店頭までの運送危険の負擔は製造業者にある。運送危険と云つても近時の如

く交通發達してゐる時代には國內運送に危険なるものなく安全第一と稱すべく従つて今は運送費用の負擔の問題となるに留まる。何の運送機關により如何なる経路により製造業者の仕事場から輸出業者の店頭に至るかには後に記するところである。例外として輸出業者と製造業者との商關係永年に互り頗る親密なる間にある場合にはときたま輸出業者の店頭に運び來ることなく直接に輸出業者の欲する船名を指定して製造業者に積込ましむることがある。例へば神戸輸出業者が大阪にFOB大阪にて契約し、名古屋とFOB名古屋で契約するが如き場合である。

違約又は引渡期限に違反した時或は商品に瑕疵あるときは即ちクレームの原因となるものでこの點に關しては契約書に取極めあるを普通としてゐる。

クレームの實際に就いては後記する。貸倒れの危険等は輸出業者製造業者の間にては問題視されることは殆んどないまた以上の諸事情は肌衣靴下、手袋等種類によつて差違はない。

四、在本邦外商との取引

製造業者が在留外人商館と取引するものも少くない。莫大小輸出に於ける外商の地位は近來さのみ重要視さるべきでもないが大坂川口商人、神戸横濱の印度商、英商等は今猶根強き根據の下に輸出莫大小系統中の一環をなしてゐる。

+製造業者の見本に基づいてなされる注文により契約が成立することは邦人商館の場合と何等の變り

がない。唯英商佛商等は契約書取交はしあるに印度商、華商ではこの點頗るルーズであり多くはメモ式の紙片を以て事を足らせ中にはそれすら爲さず口頭を以て手帳にノートして契約を取極めるものすらある。尤も是等外商と製造業者との關係頗る密接にて殆んど永年の知友たるの感あるところより來るものであらう。

商品の引渡しは商館倉庫渡しを普通とする。商館にては其の際品物入荷の節は見本契約書と照合して所謂拜見をなす。

代金支拂時期は邦人商館と同じく引渡しありし後一定の支拂日に現金(小切手)を以て支拂はれる。其の支拂日は概ね月二回(十四日、二十八日)、が多いが南米英國向には毎週金曜日を支拂日と定められたものもあり、支那商の中には月末一回と定めたものもあり、又は積送後三日以内に支拂ふものもある。戻り口銭は二歩が普通である。また川口商人の中には稀に爲手六十日にて支拂ふこともあり、或は半拂七分拂と稱し一部分は現金にて支拂ひ残金は手形を以て支拂ふものもないが以上の如きは上海商人にたまゝある場合に於て他の北支の華商には見かけられない。

貸倒れについては曾ては一部華商等には時と場合により突然の注文取消等あり取引の安全を脅かすことが屢あつたが現時に於ては外商と製造業者との間柄密接を加えまた外商も比較的資産信用の大きなもの多くなつた爲めかゝる憂は極めて稀少のことに屬する。外商との關係に於ても製品種類の如何

によつて取引條件等を異にする處はない。

五、製造業者又は輸出業者と海外輸入業者との取引

輸出業者又は直接輸出をなす製造業者は自己の賣込み度き製品の見本又は新に考案製作したる見本を海外顧客に宣傳して注文を勧誘する。そして見本により品種及數量價額の大體を電報取換はしにより契約成立する時は續いて製造業者(又は輸出業者)に注文明細書 *Intent* を送りサイズ組合せ其他明細に亘つて指令して來る。インデントの來る時期につき一例を挙げれば八九月積冬物は三四月頃先物にて注文來り先づ見本により *Based Price* 定められ五六月頃インデントが到着することゝなる。このインデントに依り製造業者又は輸出業者は製造を開始し若くは開始せしめるのである。このインデントが時として遅延し勝ちであり且複雑を極めてゐることが往々にしてクレームの遠因となることがある。今外國に於ける輸入業者が輸入注文を發するまでの經路を覗つてみるにこの外國輸入業者は時に其の當該外國卸賣業者と日本の製造業者又は輸出業者との間に介在するブローカーの如き役割をなして居り、故に其の外國輸入業者が日本の輸出業者又は製造業者との間に出合値を見出したる時には早速當該國內卸賣業者間を奔走して百打なり二百打なりの需要を得てから日本へ注文して來るか、或は一先づ自分の見込によりて注文を取り結びおきそれから國內の卸賣業者に賣付方努力し夫々捌きついでによりインデントとして本邦の輸出業者に詳細を指定し來るものである。従つて此の間の交渉手間

取る場合にはインデントの來著遅延を惹き起し、また輸出先に於ける真正の需要者が數人なる爲め時としてインデントの内容頗る複雑となる次第なのである。

取引先に就いては在外輸入業者と製造業者又は輸出業者との關係親密にして概して一定してゐる。製品引渡の契約は *cif* 値段で契約されるものが多い。併し時によつては *FOB* 値段を以て爲される場合もないではなく、また先方の意嚮によつては保険料先方拂の *C & F* 値段であるものもあると云ふ。船積期日は先方から指定して來るものが多い。

船積と共に荷爲替手形により輸出代金を收受する。手形の支拂時期は相手國により種々あり和蘭商人などの中には *at sight* のものもないが英國向は比較的長期で一覽後六十日乃至九十日拂多く、印度商には一覽後三十日拂のものが多い。

手形の種類は *DP* を最も多しとするが相手方の希望により殊に信用狀附のものには *DA* も相當にあり、南米向きなどには多いやうである。印度支那其他南洋向のものは圓貨手形によるもの多く、英國埃及向は英貨にて、手形發行され、また米大陸行には弗手形にてなされるものもある。信用狀を請求するのが普通であるが國によつては信用狀を出すを好まないものもあり、かゝる時には多く *DP* にて積送される。

海外輸入業者に對して船積をするに際しては運送中の危険は海上保険を附することにより負擔の轉

嫁を圖らうとする。運送中の危険として印度、埃及方面にては盜難の危険相當に大きいものあり、包装函の一部をこじ開けて盗み去る風習のある地方あり、是等に對しては盜難付保険を契約するの必要がある。保険は殆んど總て盜難保險附 *WA* の條件であり *Warehouse to Warehouse* としてゐる。

先方に着荷の際に先方にて註文明細書を引合はせて検査をなし相違を發見した場合にはクレームの發生となるのである。

六、組合販賣部及産地問屋の取引

重要輸出品工業組合法により工業組合に販賣部を置くことを得、東京輸出靴下工業組合に組合共同販賣部がある。販賣部は販賣部の名に於て輸出業者と取引してゐる。販賣部は販賣部の名の下に注文を引受け是を該組合員に分割して製造せしめ販賣部の名に於て注文者（邦人商館多し）に引渡し而して其の製品の責任については實際製造者は任じてゐるものである。従つて組合販賣部と組合員製造業者との關係は次に述べる幡但地方の産地問屋と製造業者との關係に似てゐる。販賣部は受けたる時の注文を更に組合員製造業者に指圖する。一人の製造業者に製造せしむることもあれば數量大なる時には數人の手に分割して作業するものもある。販賣部と製造業者との間の取極めは販賣部店頭渡しにて、既に包装商標其他輸出業者に引渡す場合と全く同一の條件を具へてゐるものである。販賣部に持參せられた製品は一應茲で検査をして夫々輸出商館の許に發送することゝなるのである。販賣部は納

入された製品につき五日、十五日、月末の月三回に現金を以て製造業者に支拂つてゐる。納入期日は一定の日を限つて輸出業者と取結んだ引渡期限に間に合ふやうに製造業者と契約せられるものであることは云ふまでもない。其の製品の商標は先方より指定せられたる商標又は販賣部の商標である。

幡但地方産地問屋は神戸地方の商館を連日巡訪して注文をとり而も自らの工場を有たず是を更に製造業者に製造を注文するのである。地方製造業者は常時問屋を訪れて注文の有無を尋ね歩いてゐる。問屋の輸出商館に對する關係は製造業者の夫れと相似てゐる。問屋の代金支拂は製造業者に對しては製造完了の上納入したる數に従ひ月初一回前月度の分を現金（小切手）を以て爲し一方輸出業者より受くる支拂は月二回現金を以て支拂はれ歩引の制あり、一步引であるが特約ある場合もある。この種の取引には受渡時期遅延によるクレームが起り易い。

七、其他の取引

内地向莫大小製品にあつては糶賣競賣等の方法により仲間取引も重要な系統の一となつてゐるが輸出莫大小製品にては仲間取引は殆んど行はれない。注文數量多數に上り繁忙を極める時日頃親密な關係にある者の間に融通的に行はれることもあるが極めて例外的にあるのみである。従つて其の引渡しも織上げのまゝ渡されることもあれば包装函に入れて爲すこともある。

生地を取引については生地の輸出が少きを以て輸出關係には特記することもない。殊に大工場にては綿糸より生地を自工場にて編立てる故生地を購入して製品を製造するものは比較的少い。主に小規模の仕立業者（是は内地向製品の關係で輸出製品には縁がうすい）又は繁忙時の製造業者に補充の目的で需要さるゝものと見られ、従つて主に直接生地製造業者と是等製造業者との間に取引が行はれる。生地を購入する場合莫大小生地を供給するのは主として和歌山縣である。

和歌山の莫大小生地は舟便又は南海電車によつて大阪に輸送されて来る。生地の生産も主として注文に依つて生産されるが内地製品向きには見込生産もかなり行はれてゐる。輸出向の生地注文は柄物相當あつて内地向とは異つてゐる。生地は注文者の店頭渡しで引渡しされる。代金の支拂については大阪の生地製造業者より生地を購入の場合に現品着荷の翌日拂であるが、和歌山縣の生地業者より購入する時は一週間サイトの手形で決済する慣習あり、この慣習は久しきに亘るもので和歌山生地業と大阪莫大小業との關係が生ずるに至つてより以來のことであると云ふ。生地は三十貫目位を一束とし菰包に入れて運搬する。

生地の直接海外輸出は極めて僅少である。濠洲へ牛肉を包む爲めの袋地として稍多量に輸出されることがあつた。約百碼を筒形に巻いたものを一反とし五十反宛をベールにて包み十四才位の大きいとして輸出されてゐたがそれも近來濠洲に於ける關稅の關係で減少を見てゐる。

八、商館に於ける検査（ハイケン）

茲に云ふ検査とは前章に述べた輸出検査の謂でない、製品出來して買手の店頭運ばれたる時の買

手側の數量品質の點檢、商館の所謂拜見と稱するものを指す。邦商外商の如何を問はず製品が自己の店頭又は倉庫に入りたる時は直に検査(ハイケン)を行つてゐる。

製品は國外に出づるまでに工業組合聯合會の輸出検査、茲に云ふ商館の拜見、税關に於ける検査の三通りの査閲をうけるとは云へ輸出検査は前章にも述べたる如く製品が粗製に流るゝことを防止し一定の規格の下に検査をなし検査證を添付することに依り本邦品の信用を保持する目的であり、品質の上には充分な検査をなし得べきも、また税關の検査は検査證貼附の有無輸出申告書と相違の有無、外装の如何等を検し輸出品が不完全不良不備なるまゝに國外に出づるを防止し得べきも、唯實際の取引について一々注文書と製品とを突合せて其の相違を發見して實際取引上のクレーム問題を未然に防止する如き機能は前二者にどれだけあるか、問題であらうと思ふ。従つて前二者の検査を別として輸出業者は製造業者より搬入せる製品につき注文明細書と突合せ時、目方、染上げの具合、其他につき閱見し相違ある場合には直にその改修を命ずる等の適當の處置に出る必要があらう。莫大小製品はとかくクレーム問題の起り易いものである。殊に莫大小にあつては輸出業者が製造業者に注文したる製品即ち在外輸入業者より輸出業者が注文をうけたる製品なるの事情あり、この検査を輕々に付し船積を急ぎ先方輸入業者の手許に着いてより是等の瑕疵を見出されることとなりてクレームを起すに至つては既に臍を噛むも遅く輸出業者の立場は頗る不利なものとならざるを得まい。某商店にて行ひつゝある検査(拜

日付印

検査票

検査箱番 個數 箱番 荷印

契約番		首	
注文番		袖	
製造家		色	
見本番		縫	方
品質番		胸	當
巾及丈		長	
量目		検査認印	

密度				
皆掛(打)				
風袋(打)				
正味量目(打)				
寸法				
打				
打				
打				
打				
計				
打風袋				
正味量目				

見)を見るに先づ先發見本を徴してゐる。先發見本は注文品の一部を引渡し期日以前に輸出業者の許に送らしめ輸出業者は是によりて注文明細書と相違を發見した時には直に製造業者に通知し缺點を指摘して注意を喚起する餘地をあらしめるものである。製品到着する時は別圖の如き検査票に従つて點檢をする。到着した製品を開函し形状、染色、縫方等の大體を檢し、殊に量目には各々時の異なる毎に若干打を引き抜き包装紙函等の風袋の儘で量目を計量しその總計より風袋のみを集計せる風袋總計を引き去りて後打平均量目を見、注文書指定の欠數と對照して其の差違の有無を檢するものである。此の輸出業者の手許に於て製品の責任の歸するところを明かにしておくことは後に至り海外輸入業者よりクレーム來る場合に果して眞正のクレームなりや商略クレームなりやを辨じ其の歸する所以を明示し得るに就き輸出業者の立場を明かに爲し得るを以て延いて取引の安全性を保つことが出来るものと言ひ得やう。萬一製品引渡し完了せられてから欠點を發見し補修の暇なき場合にも其の製品船積以前に先方輸入業者に事情を以て掛け合ひ若干の値引をなして結末をつけることも出来る、この場合と雖も船積せられない以前ならば先方よりクレーム來り周章するより遙かに當方の立場は強き位置に置かれてゐると言ひ得やう。

九、クレーム

莫大小製品につきクレームの起る場合は形状の複雑であるだけ肌衣に比較的多く靴下等には稀であ

る。クレームの中では引渡し期日遅延によるクレーム、欠數量目に對するもの、染色の具合等加工に關するもの等が多い。其他時組合せの相違、レッテルの附け違ひは固より裁縫の良否ボタンの附け方等も屢々クレームの原因となる。肌衣の如く形状複雑なものは製造工程また複雑なれば兎角クレームのつけられる範圍多き譯で従つてクレーム問題も屢々見るところである。

時にはこのクレームを取引上の商略に利用悪用して單に見本より見かけが良くないとの理由により値引を強要しその値の差を以て利を計らんとし、更に甚しきは相互土地遠隔なるを機として全く架空のクレームを云ひ來り不當の利を擧げんとくろむ者往時は屢々あつたと云ふことである。併しかゝる事は商道德も高調せらるゝ今日にては事實上殆んど皆無のことであらう。唯なんにせよ品物は先方輸入業者の手に在りてからの事となると其のクレームが如何様な程度のクレームに相當するか其の程度判明し難い恐あり、且又如此點につき數度照會の電報を往復するには輸出業者の乏しき利潤を奪つて尙深刻なものあり、因つてクレームの不當を主張する根據確固なるものなき時にはやむを得ず泣寢入りとして先方の要求に應じない事にはゆかぬやうになるのである。この場合前項の如き嚴密な検査記録を遣しておけばクレーム不當な場合にはこの記録を證據として其の不當を主張し得るであらう。クレームの場合に契約のキャンセルせられる場合は減多に無く總て値引を請求し來るものである。値引の率は瑕疵の如何によつて一定しない併し引渡し時期につきカルカッタの或者は其の靴下取引に

て引渡しが、契約時期より一月遅れる時には一步五厘引、二月遅れる時は三步引の値引といふやうに豫め定めておくものもあるが、先方輸入業者より値引率を指して來るのが普通である。

クレームは其の製品に在つて相手國には在らずとは云ひ條印度商に比較多いとされてゐる。値引は次の取引より差引くことが一般に行はれてゐる。

莫大小製品に兎角クレーム問題の起り易い事は延いて近時大に論せられた處の商標問題の遠因をなしたのであつたが、惟うに彼此は直接的に關係深いものとは見難いものがあるやうである。

莫大小製品に兎角クレーム起り易しとする點は其の製品上の瑕疵及船積期限の遅延である。輸出にあつてはどうしても汽船によらねばならない關係上一船便に間に合はないと云ふ事は直ちに數日乃至十數日の遅延を余儀なくせられるのであるから取引上極めて緊密の問題である。

一方操作の不完全設備の不充分等の惡條件なしとするも莫大小製品が殊に肌衣類が形狀に於て、従つて製造工程に於て既に複雑なこと、及び是にもまして其の注文の複雑なることはクレーム發生の大きな原因を作つてゐる。注文の複雑は此の製品が完製品であることから當然起り、例へばサイズのみならず、加之必ず三種組合と限つた事でなくもとより商況の如何により五種乃至六種位の組合せは屢々見るもので、尙其の細部即ち量目柄色合は言ふまでもなく首、縁、釦、前衿、胸當の具合に至るまで大體に於て見本品に規準するとは云へ各様に指定し夫れ等が一つのインデントとして纏つて到來すると云ふ複雑さである。

而もそれのみならず時とするこの注文明細書の到着が注文引合成立より著しく遅延することがあ

る。この注文明細書の遅延は當業者としては大に困難を訴ふる處であり、また延いて引渡期限の遅延の因を作ることとなる。また引渡期限の遅延の原因は外に對しては前記注文明細書の延着に發するあり、内に對しては製造業者又は加工業者への交渉経路中に潜在してゐる。若し夫れ製品上の欠點なり引渡し期日の遅延が世上或は云ふが如く製造業者が注文をとらんと欲するあまり時に無謀なる注文引受を敢てする事に因るならば是斯業としては自ら墓穴を掘るものと言ふべく、當業者の猛省を促したき一事である。

また時としては相互の商慣習により意外な問題を起すこともある、例へば靴下のサイズは普通には踵の上から計算するに露領亞細亞地方では踵の下から量る慣習のある由であり、かゝる場合などよく輸出先の取引事情を極めておく必要がある。

十、包 装

包装もまた契約に際して注文書に指定されてゐる。

包装の様態は仕向先により品種により多少異なる。最も一般なる包装は肌衣にあつては製品半打宛を一まとめとし小紙函に入れる。紙函は表面に商標を附し短き側面にサイズ番號製造番號を明示してある。この半打紙函を百打或は二百打入木箱に收めるものである。この木函を更に細き鋼鐵製條にて二ヶ所を締め函番號を附し組合検査證を貼付して輸向包装が完了される。以上は通常肌衣の包装様式であるが靴下にも大體是と同様半打宛を帯紙にて包み紙函に入れ是を百打又は二百打木函に納めるのである。埃及向は百打、英國向のものは二百打が多いとせられてゐる。手袋は一打宛紙包みに入れ

印度向のものは百打支那向のものは百二十打位を木函に入れるのである。其の容積は二十才位となるが上海送りのもものは二十五才位の大きさとなるものもある。靴下手袋に於ても紙函に入れるものは紙函に商標サイズ品番號を附し検査證を貼ることは變りがない。

以上の包装は輸出業者よりの指定によつて製造業者の店頭を離れる時既に出来上つてゐるもので、即ち輸出莫大小製品は製造の完了された時から輸北向の裝飾包装を施されてゐるもので、中途に於て包装を爲直す場合は殆んどない。南米向のものなどの中で包装函入りのものをベール包みに締直す場合もあるが極めて例外である。

肌衣の包装につき中南米又は阿弗利加向のもの——英國向にも時にないでもない——には半打宛を紙函に入れずに紙にて包み、更に簡單なものにあつては紙に包むこともせず、唯半打宛をボールにて區分するのみで、二百打位をズック包みとして壓搾を加へ鐵框にて締めつけて荷造りするものもある。大約十五貫乃至十八貫位の十二三才位の容積となる。ズック製の場合には時に依つては五百打位をズックにて包み水壓利用の壓搾器で強い壓搾を加えるものもある。かかる場合餘りに強き壓搾を加えることは製品の品質を害する恐あり、第一に頗る見榮えを悪くするものであり本邦製品としての聲價にも響くので屢々問題となる所であり、かかる弊を惹き起す由因は本邦汽船會社の運賃建値が容積噸である爲め出来る限り容積を小ならしめんとする爲めでめるとして是を重量噸に改むるに若かずと一部には主張せられてゐる。

第六章 價格及其構成内容

輸出莫大小製品にあつては標準とも云ふべきものなく且注文取引を主とするもの故相場の公示せられたるものはない。

平均價格——今大體の目安を建つるため大阪府の調査による昭和三年中大阪に於けるに莫大小現物平均相場を示せば次の通りである。

月別莫大小平均價格表(昭和三年度)

品名	單位	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
内地向冬物肌着 36吋 晒上	一打	一五、〇〇	一五、〇〇	一五、〇〇	一五、〇〇	一五、〇〇	一五、〇〇	一五、〇〇	一五、〇〇	一五、〇〇	一五、〇〇	一五、〇〇	一四、〇〇
同	同	一七、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	九、五〇	九、五〇	一七、五〇	一七、五〇	一七、五〇	一七、五〇	一七、五〇	一六、〇〇
内地向手袋	上	七、八〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	二、九〇	八、七〇	八、七〇	八、五〇	八、三〇	八、三〇	八、三〇	八、三〇
同	同	四、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	二、九〇	二、九〇	八、五〇	八、五〇	八、三〇	八、三〇	八、三〇	八、三〇
内地向香下	上	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
同	同	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
内地向香下	同	三、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	三、七〇	三、五〇	三、五〇	三、五〇	三、五〇	三、五〇
同	同	三、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	三、七〇	三、五〇	三、五〇	三、五〇	三、五〇	三、五〇

同	支那向 手袋	同	歐洲向 男子用 肌衣	同	印度向 肌衣上	同	支那向 冬物肌 着上	同	同
並	同	並	並	並	並	並	並	並	並
同	同	同	同	同	同	同	夏物	同	同
二、九〇〇	一、六五〇	九、五〇〇	九、五〇〇	六、六〇〇	六、六〇〇	五、八五〇	五、八五〇	一、九〇〇	一、九〇〇
二、〇〇〇	一、七〇〇	九、三〇〇	九、三〇〇	六、二〇〇	六、三〇〇	五、六〇〇	五、六〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
二、〇〇〇	一、七〇〇	九、三〇〇	九、三〇〇	六、三〇〇	六、三〇〇	五、五〇〇	五、五〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
二、〇〇〇	一、七〇〇	九、三〇〇	九、三〇〇	六、三〇〇	六、三〇〇	五、五〇〇	五、五〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
二、〇〇〇	一、七〇〇	九、三〇〇	九、三〇〇	六、三〇〇	六、三〇〇	五、五〇〇	五、五〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
二、〇〇〇	一、七〇〇	九、三〇〇	九、三〇〇	六、三〇〇	六、三〇〇	五、五〇〇	五、五〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
二、〇〇〇	一、七〇〇	九、三〇〇	九、三〇〇	六、三〇〇	六、三〇〇	五、五〇〇	五、五〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
二、〇〇〇	一、七〇〇	九、三〇〇	九、三〇〇	六、三〇〇	六、三〇〇	五、五〇〇	五、五〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
二、〇〇〇	一、七〇〇	九、三〇〇	九、三〇〇	六、三〇〇	六、三〇〇	五、五〇〇	五、五〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇

右表中右は昭和三年度を左は昭和二年を示す

(大阪府調査)

右の表に觀るに輸南向製品の平均價額が内地向の夫れに比し低きを見るであらう。是即ち海外に於ける本邦莫大小の終局の需要が比較的經濟力乏しき民衆の上にあることを示してゐるものと見るを得よう。

次ぎに貿易年表により輸出莫大小の輸出價格の概要を視つてみれば次の如くなる。

輸出莫大小平均單價

種類	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和元年
綿莫大小肌衣(打當)	三・三五	三・三二	三・三三	三・八七
手袋(同)	一・八六	一・八五	一・七二	一・八〇
靴下(同)	一・九六	一・七六	一・七九	一・七七
さらまた(同)	三・二二	四・一五	四・七三	三・〇三
生地(方碼當)	二七	二八	(碼當)三一	三〇

更に右の中最も重要な綿莫大小肌衣について貿易統計による平均價格を見るに明治元年から大正三四年頃まではたいした變動もなく一圓四五十錢から二圓位の間を上下して経過して來たが大正六七年より糸價の昂騰につれて上昇し、大正九年の好況時には打七圓四十二錢に昇つた。戦後經濟界の沈靜と共に平均單價も下降したが近時に於ては打三圓臺にある。

綿莫大小肌衣平均單價

年次	綿莫小肌衣平均單價	指數	平均相場	指數
大正二年	一・六五	一〇〇	一四三・〇六	一〇〇
同 三年	一・六一	九七	一四七・三五	一〇三
同 四年	一・六〇	九六	一二三・五九	八六
同 五年	一・八八	一一三	一〇四・一一	七二
同 六年	二・五四	一五三	一三八・〇九	九八
同 七年	二・五一	一五二	二二六・三二	二二九
同 八年	四・四二	二六七	三五二・八二	二四一
同 九年	七・〇五	四二七	四二八・九七	二九九
同 十年	七・四二	四四九	四四九・〇二	三一三
同 十一年	四・六五	二八一	二六四・二三	一八四
同 十二年	四・五二	二七三	二三九・一六	一六七
同 十三年	四・一八	二五三	二四八・七二	一七三
同 十四年	四・二一	二五五	二二六・〇二	一五八
同 十五年	四・五一	二七三	三二五・六二	二二七
同 十六年	三・八七	二三四	二三六・六四	一六五
昭和二年	三・三三	二〇一	二一四・〇九	一四九

同 三年	三・三二	二〇一	—	—
同 四年	三・三五	二〇三	—	—

莫大小製品の生産原價が幾千であるかは各營業者の機密に屬し固より明かに爲し得るところではない。假りに天竺肌衣の原價を一〇〇なりとすれば其の略々七割が原料品に相當し、三割が加工費に當るものと見らるべく、製造業者の賣値は是に一二歩の製造工錢を加へたものともならう。

又は糸、糸の編立、染等の原價の割合を原糸價(五割八歩)、編立工賃(七歩)、晒賃(四歩二厘)、染賃(六歩二厘)、起毛ロール(二歩一厘)、裁縫賃(一割二分五厘)、附屬品(六歩一厘)、紙函(三歩九厘)等と見做して、裏毛綿莫大小肌衣一打の原價を原料たる綿糸の一貫目の相場に加工賃概算三圓乃至三圓半を加算して概算大差なきものとなせる者もある。

實際の大體を見るに形態の如何、附屬裝具の如何によつて種々あるべきも天竺肌衣冬物は大體一打の二圓、同じく裏毛のもの五六圓の程度で、靴下は天竺ものについては二圓位(二十手十四本針のもの大體標準)、人絹ものは打六圓程であらう。幡但物と稱せられる中には打一圓内外のものもある。是等莫大小の價格を構成する一二のものにつき見てみれば

綿糸價額——莫大小製品價格は前述の如く大部分原糸の價格に依存するところが多い。即ち莫大小

60
10

製品の値段は原糸價の如何を重要なる根底として計算される。而して原糸は莫大小用原糸を紡績する者の無い故通常紡績綿糸を用ゐるのであるから従つて綿糸相場の影響をうけること敏感である。而して綿糸は其の相場變動激しいものであるから莫大小製品もまた其の影響をうける。殊に輸出向製品は注文をうけてから原糸を購入し製造を開始するに購入時高かつた原糸價が後に下落した様な危険に曝され時によつては注文者より或は契約解除又は値引の申込を受けないとも限らない。

加工費——裁断仕上等は輸出莫大小中製品にあつては製造業者の工場に於て行はれるものが多い。編立業者は東京大阪等製造の盛んな地に所在してゐる。輸出莫大小業者にては編立も自工場にて行ふものが多いが編立業者に委託する時は其の工賃は大阪に於いては大體原糸一括(十六束)につき三〇手の糸ならば九十錢位、二〇手の糸ならば五十五錢位の程度である。起毛は起毛業者に委託するもの方が多い、工賃は生地一貫目について十二錢程である。起毛等の工賃支拂は月末に一回支拂ふのが普通である。

染色も大規模の製造業者中には自工場に染色装置を有する者あり、染色業者に委託する場合には關西地方の綿莫大小染色は一貫目に就き五十錢見當である。絹莫大小は打につき四十錢、人絹莫大小は打二十錢程度の相場を示してゐる。

晒しも亦自工場を有する者少くないが晒業者に委託するものも多い。大阪では輸出莫大小の晒を

業とする者集まつて晒工業組合を組織し晒工賃を協定してゐる。現行協定工賃は左の通りである。

輸出莫大小晒工賃表

(大阪莫大小晒工業組合)

天然晒ロール付(護謨及附屬品共)	一貫匁に付	三十五錢
六色物	同	十錢上り
晒起毛ロール付	同	四十錢
時	同	十錢上り
薄玉	同	五錢上り
普通瓦斯	同	三十五錢
晒下瓦斯ロール付	同	四十五錢

運送關係諸費——製造業者が直接輸出をなす場合は所在地港より船積する。商館の手を経由する場合は商館所在地(概して船積港)までの運送費は製造業者の負擔となるものが多い。大阪製品を神戸に輸送するには主としてトラックに依り一臺貸切六七圓である。幡但地方製品を神戸へ出すには概ね汽車に依るがトラック貸切とすれば十五六圓を要する。名古屋より神戸への鐵道運賃は一函二圓から二圓半位であり、東京製品を汽車に大阪に輸送する場合は函當り三圓程の運賃となる。

輸出港より輸入港に至るまでの汽船運賃は時々變更を免れざるも一例として日本郵船株式會社調の運賃表を掲ぐれば左の通りである。

60
10

607
107

神戸(横濱)積各地行莫大小運賃率 (昭和四年十一月)

仕向地	重容積又ハ	運賃率	割戻率	運賃協定
甲谷現	四〇才	一六圓	延戻一〇%	日 本 甲 谷 陀 同 盟
孟買	四〇才	一〇圓	延戻一〇%	日 本 甲 谷 陀 同 盟
孟買續	四〇才	三圓五〇錢	對シ延戻一〇%	P.&O. 日 本 甲 谷 陀 同 盟
唐地直	四〇才	二四圓	延戻一〇%	日 本 濠 洲 運 賃 同 盟
古倫母	四〇才	一六圓	延戻一〇%	日 本 濠 洲 運 賃 同 盟
馬尼刺	四〇才	八圓	延戻一〇%	日 本 濠 洲 運 賃 同 盟
スラバヤ	四〇才	二圓	延戻一〇%	瓜 哇 甲 谷 陀 同 盟
バタビ	二〇才	二圓	延戻一〇%	日 本 甲 谷 陀 同 盟
メダ	四〇才	二圓五〇錢	新嘉坡マデノ運賃ニ對シ現金戻五%	日 本 甲 谷 陀 同 盟
新嘉坡	四〇才	一圓	現金戻五%	日 本 甲 谷 陀 同 盟
上海	四〇才	八圓	延戻一〇%	日 本 甲 谷 陀 同 盟
大連	四〇才	九圓	延戻一〇%	日 本 甲 谷 陀 同 盟
香港	四〇才	六圓	現金戻五%	日 本 甲 谷 陀 同 盟
ケイプタウン	四〇才	三圓五〇錢	延戻一〇%	日 本 甲 谷 陀 同 盟

モリ	四〇才	三圓	延戻一〇%	日 本 濠 洲 運 賃 同 盟
ダバ	四〇才	三圓五〇錢	延戻一〇%	日 本 濠 洲 運 賃 同 盟
アレキサンドリア	四〇才	六圓	延戻一〇%	日 本 濠 洲 運 賃 同 盟
坡西	四〇才	六圓	延戻一〇%	日 本 濠 洲 運 賃 同 盟
馬耳塞	四〇才	六圓	延戻一〇%	日 本 濠 洲 運 賃 同 盟
浦李	四〇才	六圓	延戻一〇%	日 本 濠 洲 運 賃 同 盟
倫敦	四〇才	六圓九〇仙	延戻一〇%	日 本 濠 洲 運 賃 同 盟
晚坡	四〇才	九圓五〇仙	延戻一〇%	日 本 濠 洲 運 賃 同 盟
桑港	四〇才	九圓五〇仙	延戻一〇%	日 本 濠 洲 運 賃 同 盟
紐育	四〇才	一六圓	延戻一〇%	日 本 濠 洲 運 賃 同 盟
トロン	一〇才	一圓	延戻一〇%	日 本 濠 洲 運 賃 同 盟
シロ	四〇才	六圓	延戻一〇%	日 本 濠 洲 運 賃 同 盟
メルボルン	四〇才	六圓	延戻一〇%	日 本 濠 洲 運 賃 同 盟

南中米向のものには領事證明を要し査證料として金額の二歩を徴せられる。
 積込港に於ける船積賃は神戸港は本船まで噸一圓五十錢位、横濱港にあつては通關手数料を込めて二圓五十錢位である。
 包装費——包装は肌衣靴下共半打宛を紙函に入れて而して更に木函に入れることは前にも述べた。

肌衣の紙函にも種々あらうが大體一箇七錢乃至十錢見當で、レツテル及半打宛を一括する商標帶は製造業者の負擔に加はるもので百打につき三圓内外を要するものである。包装木函また一箇三圓内外と見て大差なからう。中南米阿弗利加向等には木函を用ひずべール包みとするもの多くこの場合には紙函も用ひず半打宛を厚紙にて押え壓搾するに止まるものであるから遙かに廉くあがる。

海上保険料――海外へ輸出するに際しては其の運送中の危険を海上保険に懸けておくを要する。保険條件は總てW Aであり且盜難保険付のものが多し。近來、南米、南洋地方では盜難の危険も仲々多いのである。保険料については契約者の意思によりインボイス額について保険するものあり、インボイス額に通常一割内至二割の希望利益を加算した額を保險價格とするものあり。保険料は其の折々の經濟事情やら相互の信用状態やらに依つて區々であるが左は大體に於て普通の一例として茲にあげる。左は定期船にある直航々航路を標準としたものであり、船腹の都合等にて積換を要する場合は更に若干高額であることは云ふまでもない。

莫大小製品輸出海上保険率

自	(W・A)		(W・A、盜難を含む)	
至				
神戸	甲	谷	陀	
孟	買	三五錢	四五錢	

カ	コ	マ	ス	バ	メ	新	上	香	大	青	京	ケ	モ	ダ
ラ	ロ	ニ	バ	タ	ダ	嘉	海	港	連	島	城	ー	ン	ー
チ	ン	ラ	ヤ	ビ	ン	坡	二	三	二	三	二	四	五	四
	ホ	ラ	ヤ	ヤ			五	〇	五	〇	五	〇	〇	〇
	ホ	ラ	ヤ	ヤ			錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢
							三	四	三	四	三	五	五	四
							〇	〇	五	〇	五	〇	〇	〇
							錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢

スタンブール	七五錢	二〇〇錢
アレキサンドリア	五〇錢	七五錢
ポートサイド	四五錢	七〇錢
馬耳塞		
リバプール	三五錢	四五錢
倫敦		
バンクーバー	三〇錢	四〇錢
桑港		
紐育	五〇錢	六〇錢
トロント		
シドニー	四〇錢	五〇錢
メルボルン		
ブエノスアイレス	七五錢	一五〇錢
ペルー	七五錢	二〇〇錢

註 右は定期船直航を標準とす

第七章 金融

莫大小業者の銀行業者との金融關係は内地關係にあつては夫々該地方銀行と、輸出關係には正金銀行、臺灣銀行と取引關係あり、また輸出先との關係によつては香上銀行、チャータード銀行等の外國銀行と取引を結べるものもある。

輸出莫大小業は需要者の注文により製造を始めるものであり引渡し後は其の月末或は定まつた支拂日に現金拂を受け、外國直輸の場合は輸出手形を振出して入金を受ける。先物契約により取引され原料たる綿糸其他は原則として現金取引にて決済されるものであるから其の間不動産擔保其他の金融方法が講せられないでもないが是等の金融はあまり利用されてゐない。概して輸南向製品は内地向製品に比し資金の廻轉速かであり、且また輸出莫大小製造業者は資本も比較的小ならず自己資本を以て足るもの多い様である。

本邦會社統計に徴すれば昭和三年度莫大小製造會社の總數は二〇〇社に上り公稱資本金（又は出資額）合計二千萬圓積立金六十萬圓に達し収益を得たるものの、純益總計五十六萬圓にて前年より増加して居り、缺損をみたるもの純損金總計は百七萬圓を示し前年度よりずつと減少してゐる。

製造地より輸出港に至る内地内の輸送に當つては荷爲替などの使用されることはない。輸出業者は

604
107

銀行との金融に借越契約を結び支拂に際し是を利用するを普通としてゐる。大阪川口に於ける華商も同様取引銀行と借越契約をなしてゐる。

銀行以外の當業者の金融としては別段組織だつたものは無い。名古屋に於ける名古屋莫大小信用販賣購賣組合が大いに名古屋に於ける内地物莫大小業者の金融に與つてゐるが輸出向莫大小製品には直接關係はない。所謂製造問屋式のものが原糸を提供して編立を營む小規模の製造業者に下請させる制度をとつてゐるものが時に多少金融の色彩を帯びてゐると見られ得るに過ぎない。

輸出に關する金融關係としては荷爲替關係である。外國向爲替手形は明治初年はもとより外貨手形全部を占めてゐたが近來は外貨手形と圓貨手形と其數伯仲で印度、支那の如き圓貨手形の方寧ろ多い位である。印度では一九二〇年頃までは總て留比手形であつたが其の頃銀相場の變動の關係をうけてより圓貨手形の數を増すに至つた。南洋向も双方あり圓貨手形の方が稍々多い。英國向は磅（スターリング）、埃及亞弗利加向は磅多く、南米向は圓又は弗にて取組まれる。爲替は正金、臺銀等に依るものが多いが、時に米國ナショナルバンク、チャータードバンク等外國銀行を通じるものもないではない。阿弗利加南米等向のものはロンドンにて決済されるものもある、但し南米向のものは時にニューヨーク決済のものも見受けられる。

手形の種類はD P手形が多い。併しD A手形も時に少くはなく手形取組高の二割程度をみることも

ある。手形の期限は一覽後三十日拂六十日拂普通であるが九十日拂の長期のものもある。英國向南米向等には九十日拂の長期のものあり、印度向支那向其他では三十日若くは六十日拂が多い。信用狀の有無も相手方により異なりまた斯業は永年取引先の固定せるもの多く従つて信用狀等の問題起り來らざる場合も多い。信用狀ある時印度よりは正金C フォームの場合多いがロンドンよりはB フォームの場合もある。信用狀のない時のマーチンは其率仕向先によつて一定せず、高率なのは阿弗利加地方で二割乃至三割を要求せられる場合もある。概して云へば莫大小關係の手形は其の額面一口にしてさのみ多額に上るものは少く先づ最高額一萬圓から最低額五千圓位のものが多いとされてゐる。最も埃及向等には是より額大きなものがある一方出廻り時期に限りがあり、印度向等には其の額比較的小さいが年中見ることが出来る等の現象もあると云ふ。

外貨手形の時には取組當日爲替相場で換算されることは云ふまでもなく圓貨手形即利付手形の場合には其利率は五六歩を普通とする。

手形が不渡りとなる様な場合は皆無に屬すると云つてよからう。

外國爲替の豫約を爲すものもある。買爲替豫約は期限六ヶ月位であり、豫約の場合保證金を入れしめることがある。換算率は契約により定まり分割履行も一般に行はれる。濠洲、北米、印度向外貨手形に比較的多いやうである。

第八章 運輸状態

一三六

本邦輸出莫大小の凡そ九割餘は阪神兩港から輸出されるものでありその中綿莫大小肌衣のみを以てするも神戸は六割四歩を大阪は三割三歩を占めてゐる。

大阪製品の大阪市内に於ける運送は自家所有のトラック又は運送店のトラック、其他自轉車荷馬車等に依るが荷馬車の使用は段々少くなつて來た。大阪より神戸へ輸送する場合には以前には舟運に依るものが多かつたが現今殊に阪神國道完成以來はトラックが専ら用ひられて居り、汽車を利用するものも極めて少い。兵庫縣下の製品が神戸へ行くには主として汽車により適宜トラックが利用されてゐる。名古屋工業組合管下の製品は一部は名古屋港及四日市港より輸出されるが大半は鐵路神戸に出てゆく。東京製品は汽車によつて關西へ、又はトラックにて横濱へ運ばれそこから積出される。横濱の製品は横濱港から輸出されるものなれば自家用自動車荷車自轉車其他で運搬されてゐる。

輸出港より輸入國に至る船運は邦船としては日本郵船 大阪商船、山下汽船、近海郵船等に積み其他外國船としては獨乙の青筒線、及び Dollar Steamship I, Lloyd Triestino, American Mail I, 等が多く利用されてゐる。日時都合により各汽船利用されるが、埃及向には邦船にして直接アレキサンドリアに寄港するものなきたためポートサイドにて積換を要する故に運賃高となるに反し積換を要しない

ものによれば遙か割安となる故ダラー線其他外國を利用するものが多い等の事情もある。是輸出業者の間にアレキサンドリア寄港の必要が叫ばれてゐる所以である。尙西阿弗利加地方に行くものは該方面に邦船の就航がないのでマルセーユ積換で英獨佛等の汽船に依る。

第九章 倉庫

縷言せる如くに輸出莫大小製品は注文生産により製造せられ従つてストックの生ずることなく倉庫業者の倉庫は固より税關の倉庫も殆んど使用されてゐない。

一三七

604
107

604
107

昭和五年三月二十八日印刷
昭和五年三月三十一日發行

〔定價金五拾錢〕

商工省商務局編纂

發行者 東京市麴町區丸ノ内三丁目十四
日本商工會議所
渡邊 鏡藏

印刷者 東京市京橋區南鍛冶町十八番地
小紫與三郎

印刷所 東京市京橋區南鍛冶町十八番地
若松印刷所

604
107

